

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	08 機械要素	改正	B0172	フライス用語	Glossary of terms for milling cutters	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、主として金属切削用として一般に用いるフライスに関する用語及び定義について規定したもので、1975年に制定され、1982年に、さらに1993年に改正が行われた。今回の改正では、前回の改正から32年が経過していることから、それ以降の最新技術に対応した用語の追加及び見直しを行い、また、改正された他の規格の用語の定義との整合性をとるために、改正を行う必要がある。なお、現行規格ではISO 3855(Milling cutters—Nomenclature)を対応国際規格としているが、この規格は各種のフライスなどの図に対して、それを何と呼ぶのかといった規格であり、用語に対する定義ではなく、用語規格ではないため、対応国際規格はなしとした。	【期待効果】今回の改正で最新技術に対応した用語の定義になることによって、生産者だけでなく使用者の製品に対する理解度及び利便性の向上が期待される。また、他の規格との整合性が取れ、取引の円滑化、産業の合理化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最近の国内市場動向に合わせ、CAD/CAMの普及により使われ始めた「バーリル工具」の用語などを追加する。 ・現行規格では「溶着」構成刃先の定義が明確ではなかったため、新たに「凝着」を追加し、これらの定義を明確にする。 ・「合金鋼フライス」「クランプフライス」などは、市場では見られなくなったため削除する。 ・時代に応じて使用される言葉が変わるもの、「溝削り」を「溝削削」へ変更するなど、用語の見直しを行なう。 ・JIS B 0170[切削工具用語(基本)]の改正に伴い、この規格の用語及び定義と整合性を図る。	無	第2条の該当号:5(用語) 対象事項:フライス工具	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。	生産者及び使用者の利便性の向上が図られる	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2025年1月		1			
JSA	08 機械要素	改正	B4120	刃先交換インサート一呼び記号の付け方	Indexable inserts for cutting tools - Designation	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、切削用超硬質工具材料を用いる刃先交換チップの呼び記号の付け方について規定したもので、ISO 1832:2012を基に、一部技術的な内容を変更して2013年に改正している。その後、対応国際規格ISO 1832は、チップ付き及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイアモンドインサートの呼び記号が明確となり、使用者の製品に対する理解度の向上が期待できることから、生産性の向上、産業の合理化に寄与することが期待される。対応国際規格の改正から6年経過し、国際規格との整合性が失われていることから、名称の変更や新たに加わったインサート等をこの規格に取り入れ、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】今回の改正は、対応国際規格の改正点を取り入れ、国際規格との整合性を保つとともに、従来規定されていなかったチップ付き及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイアモンドインサートの呼び記号が明確となり、使用者の製品に対する理解度の向上が期待できることから、生産性の向上、産業の合理化に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の改正において追加された「チップ付きインサート」は、現行規格の名称だと「チップ付きチップ」となるため、Insertは「インサート」、tipは「チップ」とし、規格名称も「刃先交換インサート一呼び記号の付け方」に改める。 ・対応国際規格で追加されたチップ付き及びソリッド立方晶窒化ホウ素インサート、並びにチップ付き多結晶ダイアモンドインサートの呼び記号を追加する。 ・呼び記号の構成要素及び配列順序において、構成要素に「送り方向」などを追加し、そのために順序を改める。 ・推奨記号として、「チップ付きコーナの個数」「チップ付き切れ刃の長さ」などを新たに規定する。	-	ISO 1832:2017 MOD	第2条の該当号:5(記号) 対象事項:刃先交換チップ	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本機械工具工業会のWG	2024年1月	4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	02 計測	改正	B7610	重錐形圧力天びん	Pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、単純型構造又は内包型構造のピストン・シリンドラを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力の計測に対して用いる重錐形圧力天びんの性能を確保するために必要な計量・技術上の要求事項及び試験方法について規定し、1994年に発行されたOIML R110を基に2012年に改正されたものである。その後、2013年にJIS B 7616(重錐形圧力天びんの使用方法及び校正方法)が制定されたことから、有効断面積の決定に関する規定で重複している事項は、B 7616を引用し重複規定を避ける必要がある。また、不確かさの規定についてもJIS B 7616の規定が適用できる事項については、B 7616を引用することとし、重複を避ける必要がある。このほか、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定されたのに伴い、これへの整合を図る必要がある。このような状況から、関連するJISとの調整を図るとともに実際に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、圧力計関係規格との整合が図られるとともに、重錐形圧力天びんの信頼性が向上し、継続的に計量性能が担保された製品が市場に供給されることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・5.11(不確かさ)の記述について、JIS B 7616の(11 発生圧力値の不確かさ)においてより詳細に規定されていることから、これを引用して、製造上必要な規定に綴り記載する。 ・附属書A(A.4.3有効断面積の決定)については、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)と非常に近い規定内容となっているため、JIS B 7616の(10 発生圧力の計算)を引用して、規定の整合性を図り簡素化する。	OIML R110:1994	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 重錐形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月	1			
JSA	02 計測	改正	B7616	重錐形圧力天びんの使用方法及び校正方法	Operation and calibration procedures of pressure balances	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、単純型構造及びそれに準じるピストン・シリンドラを装備し、直接荷重式で、圧力範囲の上限が100 kPa～500 MPaのゲージ圧力及び絶対圧力計測に対して用いる重錐形圧力天びんの性能を確保するための使用方法及び校正方法について規定し、2013年に改正されているが、その後、同じ圧力計に係り、デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法について規定したJIS B 7547が分割制定され、主としてJIS B 7610及びJIS B 7616で定められた重錐形圧力天びんを標準器としてデジタル圧力計を校正する方法が定められている。しかし、圧力計測に関する用語の使い方などに一部不整合があるため、この規格においてこれららの圧力計測に関連するJISに整合する必要がある。また、同時に改正を行うJIS B 7610(重錐形圧力天びんの製造と精度等級のJIS)で規定している有効断面積の決定に関する規定や不確かさの規定において、相互の規定内容に重複がないような規定とすべきとの指摘があり、規定の振り分けを行う必要がある。さらに、与えられた発生圧力値を補正して計算する場合の式を改める必要がある。このような状況から、近年の技術の実態に即し、より適正な校正が可能なJISに改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、圧力計関係規格との整合が図られるとともに、重錐形圧力天びんの校正方法において、類似の校正方法規格の技術規定及び用語などで一部不整合があるため、これらの整合を図る。 ・有効断面積の決定や不確かさにおいて、重錐形圧力天びんの製品規格との重複規定を避け、それぞれに振り分けて規定する。 ・重錐形圧力天びんの圧力基準高さの発生圧力高さを補正する式を実態に即した式に改める。 ・参考文献に、旧JIS B7547の記載があるが、本文中で参照している箇所がないことから、12.7.1(参照標準器による不確かさ)などの箇条でJIS B7547-1の該当箇所を参照することを検討する。	主な改正点は、次のとおり。 ・重錐形圧力天びんの校正方法において、類似の校正方法規格の技術規定及び用語などで一部不整合があるため、これらの整合を図る。 ・有効断面積の決定や不確かさにおいて、重錐形圧力天びんの製品規格との重複規定を避け、それぞれに振り分けて規定する。 ・重錐形圧力天びんの圧力基準高さの発生圧力高さを補正する式を実態に即した式に改める。 ・参考文献に、旧JIS B7547の記載があるが、本文中で参照している箇所がないことから、12.7.1(参照標準器による不確かさ)などの箇条でJIS B7547-1の該当箇所を参照することを検討する。	無	第2条の該当号: 2(使用方法) 対象事項: 重錐形圧力天びん	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	JCSS(計量法校正事業者登録制度)などの適合性認定において活用される。	一般社団法人日本計量機器工業連合会のWG	2024年7月	1				

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定・改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	B8102	蒸気タービン受渡試験方法	Steam turbines—Acceptance test	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に関するタービン室熱効率又は熱消費率などの保証値を実証するため、発電用の過熱及び温水蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2012年の最終改正から10年以上が経過しており、基礎となるIEC 60953-2:1990は、多様化する蒸気タービンの構成及び精度に対し単一の性能試験規格によって対応することができなくなり、新たな基本規格と各種追加の部規格とを組み合わせる規格体系への変更が行われた。これによつて、対応国際規格であったIEC60932-2は、新たにIEC 60953-0:2022, Rules for steam turbine thermal acceptance tests - Part 0:Wide range of accuracy for various types and size of turbineに置き換えられた。また、予測される試験結果測定不確かさの低減について、“コンバインドサイクルの復水タービン”などの低減要因の追加が行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・対応国際規格をIEC 60953-0:2022に変更し、内容を反映する。・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。・用語の追加(「原子力用熱負荷容量」など)・予測される試験結果測定不確かさの低減について要因を追加する。	—	IEC 60953-0:2022	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月	4	
JSA	05 電気	改正	B8103	水車及びポンプ水車の模型試験方法	Methods for model tests of hydraulic turbine and reversible pump-turbine	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、実物の水車及びポンプ水車の受渡試験に適用する模型水車及び模型ポンプ水車で行う模型試験方法について規定したものである。この規格は、IEC 60193及びIEC62097との差異が大きくなってきたこと、関連団体規格(JSME S008:2018)から物理現象に立脚した損失評価に基づいた水車性能換算法が改訂された背景を踏まえて、IEC 60193:2019を基礎としてJSME S008の換算理論をJIS独自に取り入れて2022年に全面的に改正した。その後、反動水車効率換算法のIEC 62097との比較(附属書E)において、半渦巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、IEC 60193の換算法ではなく、この規格に取り入れた物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)にすべきといったことが指摘されるなど、より明確化を図るために追補改正が必要である。	【期待効果】本改正によって、受渡試験に適用する模型試験方法がより明確なものとなり、規格利用時に適切な理解が得られるとともに、取引の円滑化も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・比エネルギーに関する用語において、キャビテーション係数0の定義をより適切な表記とするため、「キャビテーション係数」の後に“0”を明記する。・圧力測定の測定孔及び接続配管の圧力配管において、より適切な内容とするため、“6 mm以下”を“6 mm以上”に改める。・IEC 62097換算法との比較において、半渦巻ケーシングをもつフランシス水車及び軸流水車は、より適切なものとするため、物理現象に立脚したJSME S008を基礎とした換算法(附属書D)に改める。	IEC 60193:2019	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:水力発電設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月	1		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	B8105	蒸気タービン一受渡試験方法—改造時の性能確認	Steam turbines—Acceptance test—Thermal performance verification tests of retrofitted steam turbines	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、蒸気タービン及び蒸気タービン設備に、幾つかの設備変更を伴う改造を行った改造蒸気タービンの性能確認方法について、タービン全体又はタービン部品の改造による性能保証値を実証するため、発電用の過熱及び湿り蒸気タービンの試験の実施、並に試験結果の計算方法について規定したものであるが、2004年の制定から約20年が経過しており、近年の技術進歩に伴い、対応国際規格群においては規格体系の見直しが行われた。これによって、対応国際規格であるIEC 60953-3:2022は、引用する基本規格がIEC 60953-2:1990からIEC 60953-3:2022に改訂され、保証タイプについての指針が追加され、測定の不確かさはIECガイド98により整合するなどの改訂も行われている。こうしたことから、国際規格との整合を図るとともに、最近の我が国の技術の実態に即し、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格の改正によって、現状に即した蒸気タービン設備の受渡試験方法について共通の理解を促進することができ商取引等の円滑化が期待される。さらに、国際規格との整合によって貿易拡大にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用する基本の規格をIEC 60953-3:2022に変更し、附属書L(温度変化方法)の削除などをを行う。 ・適用範囲で、試験の目的及び契約で考慮すべき事項を明確にする。 ・測定方法の見直し。 ・保証タイプの詳細な指針を追加。 ・測定の不確かさはIECガイド98により整合させる。	—	IEC 60953-3:2022	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:蒸気タービン	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人火力原子力発電技術協会のWG	2023年7月	4	
JSA	08 機械要素	改正	B8390-2	空気圧一圧縮性流体用機器の流量特性試験方法—第2部:代替試験方法	Pneumatic fluid power—Determination of flow-rate characteristics of components using compressible fluids—Part 2: Alternative test methods	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、圧縮性流体、すなわち、気体を使用する空気圧機器の流量特性を決定するための代替試験方法として充填試験及び放出試験について規定したもので、空気圧機器の能力をカタログに表示するために必要な試験方法である。この規格で規定する試験方法は、等温化タンクという金属繊維を充填した特殊なタンクを用いることによって、JIS B 8390-1(空気圧一圧縮性流体用機器の流量特性試験方法—第1部:通則及び定常流れ試験方法)の試験方法に比べ、試験時間の短縮と使用する圧縮空気の量の低減ができる。この規格は、対応国際規格ISO 6358-2(Pneumatic fluid power—Determination of flow-rate characteristics of components using compressible fluids—Part 2: Alternative test methods)を基に2018年に制定されたが、空気圧機器の製造業者によってこの規格の規定通りに実際に試験を実施すると、試験装置及び試験手順に不明確なところが現れた。試験装置では、圧力データの個数が1000個以上必要であるが、規定通りにサンプリング時間を設定しても1000個を満たない場合があった。また、試験手順では、コンダクタンス特性グラフでコンダクタンスに飽和領域が現れない場合があった。対応国際規格は2019年に改訂され、試験装置及び試験手順のこれらの問題に対する対処方法が追加された。対応国際規格に整合し、これらの問題への対処方法を追加するため、この規格の改正が必要である。	【期待効果】この改正によって、国際的な互換性を確保することが可能となり、試験方法が適切かつ明確になることから、取引の公正化、相互理解の促進ならびに、国際競争力の向上に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験装置において、圧力データの個数が1000個に満たない場合、サンプリング間隔を短くし、圧力データの個数が1000個以上になるようにするという対処方法を追加する。 ・試験手順において、コンダクタンスの飽和領域が現れなかった場合、放出試験では、等温化タンク内の充填圧力を高く設定し、充填試験では、等温化タンク内の初期真空圧力を低く設定し、飽和領域が現れるようするという対処方法を追加する。	ISO 6358-2:2019	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:空気圧機器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本フルードパワーアイダホ会のWG	2025年1月	1		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C0806-2	自動実装部品の包装－第2部：ラジアルリード線端子部品の連続テープによる包装	Packaging of components for automatic handling – Part 2: Tape packaging of components with unidirectional leads on continuous tapes	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、2本以上のラジアルリード線端子をもつ電子機器用のテープによる包装について規定した規格で、IEC 60286-2:2015を基にしたものである。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度が大きい規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60286-2において、部品欠落の規定において、製造実態に即して“良品”的判定基準を改定し、また、部品の各寸法の規定を一覧表に集約し規格を理解しやすくなるための規格構成の見直しなどの改訂を行った。このためこの規格を活用する関係者への周知、流通の円滑化などのために、対応国際規格とJISとの整合をとった改正を行う必要がある。	【期待効果】JISの早期の改正によって規定内容の普及を図ることで、受渡当事者間の意思疎通がより図られ、部品の輸送・保管・自動実装における関係者間での取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“部品の欠落”の“良品”規定で、より実態に即した内容とするため、“欠落部品が連続3個以下から”“欠落部品が連続3個以下、又は散在した位置に3個以下”に改め、図でも明記する。 ・現行規格で“記号”及び“寸法”的箇条で規定している内容を、“寸法及び具体的な要求事項”として規定するなどの規格構成を改めるとともに、部品・デバイスの各寸法の規定を一覧表としてまとめた規定とする。	—	IEC 60286-2:2022	IDT	第2条の該当号: 3(包装の形状、寸法、構造、性能、包装方法) 対象事項: 自動実装部品	法律の目的に適合している。 利点: ア, イ, ウ, エ, オ, キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月	31.020;31.240	5	
JSA	06 電子	改正	C0806-3	自動実装部品の包装－第3部：表面実装部品の連続テープによる包装	Packaging of components for automatic handling – Part 3: Packaging of surface mount components on continuous tapes	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、電子回路に用いるリードなし形又はスタンブリード形の表面実装部品の、自動実装に用いるためのテーピングの要求事項について規定した規格で、IEC 60286-3:2019を基としたものである。また、この規格は、我が国が得意とする自動実装機とも密接に関係しており、これらの部品の輸送・保管・自動実装などへの影響度が大きい規格である。この規格の対応国際規格であるIEC 60286-3において、国際市場の実態、また、技術進歩に対応して、極小部品である0201Mの追加、エンボステープ寸法の許容差及びリール穴寸法の変更、リールドライプ穴寸法の追加、JIS C 0806-301に規定の表面実装部品テーピングのカバーテープの引き剥がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法を追加するなどの改訂を行った。このため、JISにおいてもこれらの状況に対応して、この規格を活用する関係者への周知、流通の円滑化などのために、対応国際規格とJISとの整合をとった改正を行う必要がある。	【期待効果】JISの早期の改正によって規定内容の普及を図ることで、受渡当事者間の意思疎通がより図られ、部品の輸送・保管・自動実装における関係者間での取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・“用語及び定義”で、用語“部品寸法”的定義を補足説明している。“寸法記号の対応一覧表”において、電子部品（コンデンサ、抵抗器）の極小部品である0201M（0.25mm×0.125mm）を追加する。 ・“テーピング包装のための要求寸法”的“タブ3-送り穴が2列のエンボステープ（公称テーブ幅の32 mm～200 mm）、及びリールの要求事項”的“リール穴の寸法”において、現行JISの対応国際規格IEC 60286-3:2019と米国電子工業会（EIA）規格EIA-481-F（4 mm Through 200 mm Embossed Carrier Taping and 8 mm & 12 mm Punched Carrier Taping of Surface Mount Components for Automatic Handling）との整合化による結果として、72mmのエンボステープ寸法の許容差、及びリール穴寸法を変更する。また、“リールドライプ穴の寸法”を推奨事項として新たに規定する。 ・テーピングのカバーテープの引き剥がし時の静電気電位及び静電気漏えい性能の測定方法を、参考として追加する。	—	IEC 60286-3 :2022	IDT	第2条の該当号: 3(包装の種類、形状、寸法、構造、性能、包装方法) 対象事項: 自動実装部品	法律の目的に適合している。 利点: ア, イ, ウ, エ, オ, キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月	31.020;31.240	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C1302	絶縁抵抗計	Insulation resistance testers	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、IEC 61557-1:2007及びIEC 61557-2:2007を基に、電池を内蔵する定格測定電圧1000V以下の絶縁抵抗計について規定した規格である。IEC 61557-1及びIEC 61557-2は、低電圧配電システムのさらなる安全性の向上、測定不確かさの他規格との整合、測定カテゴリに関する要求事項の追加などを取り込み、2019年に改正された。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、使用者の安全性が向上し、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格の改正に伴い、測定不確かさ ² 及び ³ 「定格表示値」を追加する。 ・要求事項において、対応国際規格の改正に伴い、動作不確かさの算出式を変更する。また、使用者の安全性向上のため製品へ定格対地電圧及び測定カテゴリの表記要求を追加する。 ・環境の影響として、使用者の安全性向上のためハザード指示器並びに残留電圧放電時の要求事項及び試験方法の記載を追加する。	IEC 61557-1:2019, IEC 61557-2:2019	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、性能、耐久度、) 対象事項: 絶縁抵抗計	法律の目的に適合している。	利点: イ、エ、カ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気計測器工業会のWG	2024年4月		3		
JSA	05 電気	改正	C1910-1	人体ばく露を考慮した直流磁界並びに1Hz～100kHzの交流磁界及び交流電界の測定－第1部：測定器に対する要求事項	Measurement of DC magnetic, AC magnetic and AC electric fields from 1 Hz to 100 kHz with regard to exposure of human beings - Part 1: Requirements for measuring instruments	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、直流磁界並びに1 Hz～100 kHzの周波数帯域の準静的磁界及び電界への人体へのばく露レベルを評価するために、磁界及び電界的強度測定に用いる測定器について規定したもので、IEC 61786-1を基に、2013年に制定された。IEC 61786-1は、その後、2024年に、電磁両立性(EMC)に関する引用規格の改訂の反映を目的として、Amendment 1が発行された。この変更によって、特にイミュニティ要求事項が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、誤動作などが起きづらい電磁界測定が可能となり性能の改善に寄与する。また、国際的に共通の要求事項の下で方法を規定することによって、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・測定器の仕様について以下の修正を行う。 - 機器のイミュニティ・エミッション要求に関する引用規格をアップデートする。 - 対応国際規格の"should"→"shall"への変更に伴う修正を行う。 - 3軸の磁界測定器を使用することを推奨するとともにアナログメータに関する記載を削除する。 - 電界計の支持棒の例として木製の指示棒を追加する。 - 校正に関する文書の記載事項について、「校正対象測定器の記述、状態及び明確な識別」を「校正対象測定器名、シリアルナンバーおよび状態の記述」とする。	IEC 61786-1	IDT	第2条の該当号: 4(性能) 対象事項: 電磁界強度測定器	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月		1		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C2570-1	直熱形NTCサーミスター 第1部:品目別通則	Directly heated negative temperature coefficient thermistors - Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、半導体特性をもつ遷移金属酸化物によって作られる直熱型の負温度係数サーミスターの品質評価、また、その他の目的として品種別通則及び個別規格で用いる用語、検査手順及び試験方法について規定した規格で、IEC 60539-1:2008を基にしたものである。この規格は、基とした国際規格が、我が国からの提案によって2022年12月に改訂され、“はんだ槽法”的試験規定の追加、初期測定の検査項目の追加などの変更が行われた。このような状況から、我が国の実態に即した提案が国際規格へ反映された内容をJISへも取り込む必要があり、対応国際規格との整合を図ってJISを改正する必要がある。	【期待効果】 この規格は、自動車を始めとする電気、電子機器のセンサ素子としても用いられており、試験用に用いるはんだ合金及びブラックスが明確になっていたなかったため、JIS C 60068-2-20及びJIS C 60068-2-58で規定されている、はんだ付け試験方法のはんだ合金及びブラックスの規定を新たに追加する。“固着性(表面実装形NTCサーミスターの試験”において、試験を実施するために必要な「初期測定」がなかったため、「初期測定」の規定を追加する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“ウェーブソルダリング試験方法”において、試験用に用いるはんだ合金及びブラックスが明確になっていたなかったため、JIS C 60068-2-20及びJIS C 60068-2-58で規定されている、はんだ付け試験方法のはんだ合金及びブラックスの規定を新たに追加する。 ・“固着性(表面実装形NTCサーミスターの試験”において、試験を実施するために必要な「初期測定」がなかったため、「初期測定」の規定を追加する。	-	IEC 60539-1:2022	IDT	第2条の該当号: 1(形状、型式、寸法、構造、品質、等級、性能、耐久度) 対象事項: NTCサーミスター	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月	31.040.30	5
JSA	05 電気	改正	C2812	機器取付け用レール	Mounting rails for devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IEC 60715:1981を基に、交流1 000 V以下又は直流1 500 V以下で使用する继電器、接触器、開閉器、工業用端子台などの電気機器を取り付ける機器取付け用レールの種類、形状、性能及び試験方法について規定したものである。対応国際規格は、2017年の第2版の改訂で、保護導体として使用するレールの電気的機能について、保護導体端子台への接続は、IEC 60947-7-2(Low-voltage switchgear and controlgear—Part 7-2: Ancillary equipment—Protective conductor terminal blocks for copper conductors) (JIS C 8201-7-2が対応)に従うことが追加され、端子台による不安全の対策が強化された。また現行JISは、1998年の改正であり規格構成が現在の対応国際規格とは大きく異なり、利便性が損なわれている。このような状況から、対応国際規格との規定のかい(乖)離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 保護導体として使用されるレールの電気的機能の明確化に伴い性能の向上及び円滑な流通が期待できる。また、対応国際規格との整合によって国際市場への事業の拡大、輸入製品の品質確保などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 “適用範囲”において、従来は明記されていなかったが、保護接地用として使用される取付けレールの電気的機能がJIS C 8201-7-2に規定されていることを追加する。	IEC 60715:2017	MOD	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、性能) 対象事項: 機器取付け用レール	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2024年4月		3		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3002	電気用銅線及びアルミニウム線試験方法	Testing methods of electrical copper and aluminium wires	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、各種の電線、ケーブル及びコードに用いる電気用銅線及び電気用アルミニウム線の試験方法について規定したものである。前回の改正から30年以上が経過したことから、製品試験を合理化することが可能となり、生産性の向上及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。	【期待効果】この規格を改正することによって、我が国この最近の技術・市場の実態が反映されることから、製品試験を合理化することが可能となり、生産性の向上及び取引の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電気抵抗の測定において、最近の測定装置が使用できるように規定を改める。 ・引張り試験における伸びの算出において、より精度の高い測定方法が使用できるように規定を改める。	—	—	無	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ 欠点: いずれも該当しない。	—	生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できるもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年1月	4	
JSA	05 電気	改正	C3215-0-1	巻線共通規格－第0-1部:一般特性－エナメル銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-1: General requirements－Enamelled round copper wire	この規格は、エナメル銅線の一般特性について規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-1(ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、対応国際規格は、2013年にED.4及び2019年にAMD1が発行され、製品の品質向上のため、中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧を追加することによって、品質が向上する。また、市場の実態を踏まえ、導体抵抗について、公称導体径の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・中間公称導体径に対する絶縁破壊電圧を追加することによって、品質が向上する。 ・導体抵抗において、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体径の範囲を拡大することで、使用的な合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・最小両側被膜厚さ(4.3)に“中間公称導体径”についての規定を追加する。 ・市場の実態に合わせ、導体抵抗(表3)において、公称導体径の範囲を拡大する(0.018mm～0.063mm → 0.018mm～0.280mm)。 ・導体抵抗において、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体径の範囲を拡大することで、使用的な合理化に寄与する。 ・品質向上のため、中間公称導体径について、絶縁破壊電圧の規定値を追加する。 ・試験結果の再現性を向上するため、参考として附録書に記載している導体抵抗の算出方法を規定として明確にする。	IEC 60317-0-1:2013 (ED4.0)+AMD1:2019	MOD	第2条の該当号: 1(寸法、品質、性能)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	2		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3215-0-2	巻線共通規格－第0-2部:一般特性－エナメル平角銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-2: General requirements－Enamelled rectangular copper wire	この規格は、エナメル平角銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-2:1997(ED.3)+AMD1(1999)+AMD2(2005)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、2020年に対応国際規格のED.4が発行され、製品の品質向上のため、伸びの試験に耐力及び抵抗値の規定を追加するなどによって、品質が向上する。・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大することによって、使用的の合理化に寄与する。・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	【期待効果】この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 <ul style="list-style-type: none">・伸びの試験に耐力及び抵抗値の規定を追加するなどによって、品質が向上する。・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大することによって、使用的の合理化に寄与する。・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を次のように変更する。<ul style="list-style-type: none">→ 幅 : 2.00 mm 以上、16.00 mm 以下→ 厚さ : 0.80 mm 以上、5.60 mm 以下→ 0.80mm以上、10.00mm以下・導体寸法の範囲の拡大に伴って、面取半径、伸びなどの規定値を改める。・絶縁破壊電圧において、融着層をもつものに対する規格値を追加する。	IEC 60317-0-2:2020 (ED.4.0)	MOD	第2条の該当号: 1(寸法、品質、性能) 対象事項: 巷線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	2			
JSA	05 電気	改正	C3215-0-3	巻線共通規格－第0-3部:一般特性－エナメルアルミニウム線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-3: General requirements－Enamelled round aluminium wire	この規格は、エナメルアルミニウム線の一般特性について規定するもので、2008年に発行されたIEC 60317-0-3 (ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、対応国際規格は、2013年にAmd1及び2019年にAmd2が発行され、製品の品質向上及び試験の再現性向上のため、導体抵抗算出方法の変更、温度指数を用いる試験片を明確化するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 <ul style="list-style-type: none">・導体抵抗の算出方法などを改めることによって、品質が向上する。・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るため、JISを改正する必要がある。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・温度指数において、試験片は、関連規格によることとして、試験片の条件を明確にする。・導体抵抗の算出方法を、抵抗率の最小値及び最大値から算出する計算式から、標準値から算出する計算式に変更する。	IEC 60317-0-3:2008 (ED3.0)+AMD1(2013)+AMD2(2019)	MOD	第2条の該当号: 1(寸法、品質、性能) 対象事項: 巷線	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	2			

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3215-0-4	卷線共通規格－第0-4部：一般特性－ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 0-4: General requirements－Glass-fibre wound bare or enamelled rectangular copper wire	この規格は、ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線の一般特性について規定するもので、IEC 60317-0-4:1997(ED2.0)+AMD1(1999)+AMD2(2005)に基づいて改正されたが、その後、2020年に對応国際規格のED.4が発行され、最近の市場の実態を踏まえ、公称導体厚の範囲を拡大、また、品質向上のため、絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容を改訂することによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、公称導体厚の範囲を拡大することで、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	【期待効果】この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・絶縁破壊電圧、軟らかさ、密着試験などの規定内容を改めることによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、公称導体厚の範囲を拡大することで、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、国際貿易が円滑化し、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場の実態に合わせ、公称導体厚さについて、5.6mmを超える10.0mm以下の範囲を追加して拡大する。これに伴せ、面取半径、伸びなどの規定値を追加する。 ・昨今の技術進歩を踏まえ、グレード2のエナメルガラス巻平角銅線について、最小絶縁破壊電圧を厳しくする(1500,2000→2350,2560V)。 ・市場の実態に合わせ、グレード1のエナメルガラス巻平角銅線について、両側絶縁厚さ及び絶縁破壊電圧の規定値を新たに追加する。 ・軟らかさにおいて、昨今の技術進歩を踏まえ、ガラス巻平角銅線とエナメルガラス巻平角銅線に分け、個々に規定するとともに、ガラス巻平角銅線については、最大戻り角度の基準を、5.5→5.0°を超えてはならないとして厳しくする。 ・市場の実態に合わせ、ガラス巻平角銅線について、密着試験を新たに規定する。	IEC 60317-0-4:2020 (ED4.0)	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、キ 欠点： いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	2			
JSA	05 電気	改正	C3215-17	卷線個別規格－第17部：クラス105のポリビニルアセタール樹脂を主体とした单一被覆層のエナメル平角銅線	Specifications for particular types of winding wires－Part 17: Polyvinyl acetal enamelled rectangular copper wire, class 105	この規格は、クラス105のポリビニルアセタール樹脂を主体とした单一被覆層のエナメル平角銅線について規定するもので、2010年の発行されたIEC 60317-17(ED.3)に基づいて、2014年に改正されたが、その後、2020年に對応国際規格のED.4が発行され、製品の品質向上のため、密着性の伸長条件を追加する、また、市場の実態に合わせ、導体寸法の範囲を拡大するなどの改訂が行われた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 ・密着性の伸長条件を追加することによって、品質が向上する。 ・最近の市場の実態を踏まえ、導体寸法の範囲を拡大することで、使用の合理化に寄与する。 ・対応国際規格との整合が図られることから、取引及び国際貿易の円滑化によって、市場が拡大する。	主な改正点は、次のとおり。 ・市場の実態を踏まえ、次のように導体寸法の範囲を拡大する。 幅：2.00 mm以上、16.00 mm以下→2.00mm以上、31.50mm以下 厚さ：0.80 mm以上、5.60 mm以下→0.80mm以上、10.00mm以下 ・製品の品質向上のため、密着性の試験条件(伸長条件)を追加する。	IEC 60317-17:2020 (ED4.0)	MOD	第2条の該当号：1(寸法、品質、性能) 対象事項：巻線	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、キ 欠点： いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電線工業会のWG	2024年7月	2			

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C3216-2	卷線試験方法—第2部：寸法(追補1)	Winding wires—Test methods—Part 2: Determination of dimensions(Amendment1)	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の寸法の測定方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-2:2009及びAmd1:2015に基づいて、2019年に改正された。その後、対応国際規格が、製品の品質向上のため、エナメル平角線の両側融着厚さを測定する試験方法を新たに追加し、2019年にAmd2が発行された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 <ul style="list-style-type: none">・エナメル平角線の寸法に関する試験方法が新たに規定されることから、製品の品質が向上する。・国際規格との整合が図られることから、取引が円滑化し、市場が活性化する。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・寸法の試験方法において、製品の品質向上を図るため、新たにエナメル平角線の両側融着厚さの測定方法を規定する。	—	IEC 60851-2:2009+Amd1:2015+Amd2:2019	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:巻線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2023年7月	29.060.10	5
JSA	05 電気	改正	C3216-5	卷線試験方法—第5部：電気的特性(追補1)	Winding wires – Test methods – Part 5 : Electrical properties (Amendment1)	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、巻線に用いる各種エナメル銅線、エナメルアルミニウム線、横巻銅線及び横巻アルミニウム線の電気的特性の試験方法について規定するもので、対応国際規格であるIEC 60851-5:2008及びAmd1:2011に基づいて、2019年に改正された。その後、対応国際規格が、試験方法の合理化を図るために、オンライン高圧均一性試験の欠陥検知電流を変更し、2019年にAmd2が発行された。このような状況から、対応国際規格との整合を図るために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、次のような効果が期待できる。 <ul style="list-style-type: none">・試験方法が合理化されることから、生産性が向上する。・国際規格との整合が図られることから、取引が円滑化し、市場が活性化する。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・インライン高圧均一性の試験装置において、最近の技術の実態を踏まえ、欠陥検知電流を、試験電圧によらず全て18 μ Aに改める。	—	IEC 60851-5:2008+Amd1:2011+Amd2:2019	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:巻線	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本電線工業会のWG	2023年7月	29.060.10	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-11	電子機器用固定コンデンサー第11部:品種別通則:固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 11: Sectional specification - Fixed polyethylene-terephthalate film dielectric metal foil DC capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、品目別規格JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサー第1部:品目別通則)を親規格とする固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサの品種別規格で、IEC 60384-11を基にしており、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されている。このコンデンサに用いる誘電体ポリエチレンテレフタレートフィルムの薄膜化開発、進歩が目覚ましいため、対応国際規格の改訂(2019年08月)に合わせて、定格電圧などを見直し変更した。JISにおいても、対応国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。また、この規格で引用する親規格のJIS C 5101-1(IEC 60384-1:2021)で規格構成見直しによる箇条番号、細分箇条番号なども変更されているが、対応国際規格IEC 60384-11:2019には変更が反映されていないため、それらの反映も行うためこの規格はMODとする。	【期待効果】主な改正点は、次のとおり。対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	IEC 60384-11:2019	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	2			
JSA	06 電子	改正	C5101-13	電子機器用固定コンデンサー第13部:品種別通則:固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 13: Sectional specification - Fixed polypropylene film dielectric metal foil d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする品種別通則で、誘電体にポリプロピレンフィルムを用い、電極に金属はくを用いた直流用固定コンデンサについて規定したもので、IEC 60384-13:2006を基にしており、様々な分野での電源、制御回路の用途に採用されている。このコンデンサに用いる誘電体フィルムのポリプロピレンフィルムの薄膜化開発、技術進歩が目覚ましいため、このような技術の実態に即して試験温度、試験期間などの規定値が改訂され、2020年11月に対応国際規格が改訂された。このような状況からJISにおいても、国際規格と整合させ、最新技術及び市場の実態に即した改正を行う必要がある。	【期待効果】主な改正点は、次のとおり。対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	IEC 60384-13:2020	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月	31.060.30	5		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-14	電子機器用固定コンデンサー第14部:品種別通則:電源用電磁障害防止固定コンデンサー	Fixed capacitors for use in electronic equipment—Part 14: Sectional specification—Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサー)を品目別通則とする品種別通則で、電源用電磁障害防止固定コンデンサーについて規定したものである。この規格は、対応国際規格IEC 60384-14:2013を基に2014年に改正されたものであるが、その後の測定・試験技術の進展によって、高温・高湿試験、安全性の試験計画などの測定及び試験の手順などの変更・追加がされて2023年1月に改訂された。このような状況から、JISにおいても最新の測定・試験技術に対応した内容とするため、対応国際規格を基礎としてこの規格を改正する必要がある。	【期待効果】この規格は、我が国の電気用品安全法省令の技術基準に採用された、電子機器の安全要求事項を規定するJIS(例:JIS C 62368-1)に引用されており、また、世界の試験機関がこの規格の対応国際規格に基づく安全認証を実施している。対応国際規格の変更された箇条構成、最新の測定及び試験手順を反映することによって、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“高温高湿(定常)”の型式試験において、規定が不足していた定格電圧印加がある場合及びない場合の両方で試験実施することに改めるとともに、供試品の数を増やす規定とする。 ・“安全性を要求する試験の計画”的一覧表において、試験群0に、メタライズドコンデンサ及び紙コンデンサの安全性の確認強化のため、“誘電正接(tan δ)”試験を追加する。 ・“定格電圧(UR)の選択”において、選択する定格電圧値を個別に規定する現行規格の規定から、一定の定格電圧値の範囲での規定へ変更する。 ・端子絶縁に必要なため、“コンデンサ端子間の沿面距離及び空間距離の測定方法”を、新規に規定として追加する。	—	IEC 60384-14:2023	IDT	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久度) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサー	法律の目的に適合している。 利点: ア, イ, ウ, オ, カ, キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月	31.060.10	5	
JSA	06 電子	改正	C5101-20	電子機器用固定コンデンサー第20部:品種別通則:表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルファイドフィルム直流コンデンサー	Fixed capacitors for use in electronic equipment—Part 20: Sectional specification—Fixed metallized polyphenylene sulfide film dielectric surface mount d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルファイドフィルム直流コンデンサーについて規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC60384-20が2023年2月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、実装規定で初期測定、最終測定及び実装方法が追加された。さらに、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためこの規格の改正が必要である。	対応国際規格の変更された箇条構成、最新版の引用規格などを反映することによって、この規格の利用者が対応国際規格との規格との併用を容易にすることができる。受渡当事者間の意思統一が図られる。取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・実装規定で、初期測定、最終測定及び実装方法を追加する。 ・「試験及び測定方法」の箇条構成を全面的に見直し変更する。	IEC 60384-20:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサー	法律の目的に適合している。 利点: イ, キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月		2		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5101-23	電子機器用固定コンデンサー第23部:品種別通則:表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ	Fixed capacitors for use in electronic equipment—Part 23: Sectional specification—Fixed metalized polyethylene naphthalate film dielectric surface mount d.c. capacitors	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサについて規定する品種別通則である。この規格の対応国際規格IEC60384-23が2023年2月に改訂され、「試験及び測定方法」の箇条構成が全面的に見直され、また、初期測定、最終測定及び実装方法が追加された。さらに、最新の引用規格への変更などで本文が大きく変わったため、対応国際規格との整合化を図るためにこの規格の改正が必要である。	対応国際規格の変更された箇条構成、最新版の引用規格などを反映することによって、この規格の利用者が対応国際規格との規格との併用を容易にすることができます。受渡当事者間の意思疎通が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・実装規定で、初期測定、最終測定及び実装方法を追加する。 ・「試験及び測定方法」の箇条構成を全面的に見直し変更する。	IEC 60384-23:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、寸法、品質、性能) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサー	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	2		
JSA	06 電子	改正	C5160-1	電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサー第1部:品目別通則	Fixed electric double-layer capacitors for use in electric and electronic equipment—Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、電気及び電子機器用の主に直流に用いる固定電気二重層コンデンサーの品質認証他の目的のために、品種別通則及び個別規格に用いる標準用語、検査手順及び試験法について規定する品目別通則である。この規格の対応国際規格IEC 62391-1:2015が改訂され、第3版が2022年10月に発行された。IEC 62391-1:2015が改訂され、第3版が2022年10月に発行された。IEC 62391-1:2015が改訂され、第3版では、「試験及び測定」の規定において、端子強度試験、受動燃焼性試験などで実態に即した規定内容に改訂された。このような状況から、実態に即した適切な試験を実施できるようにするために、対応国際規格を基礎としてこの規格を改正する必要がある。	【期待効果】対応国際規格の改訂内容を反映することによって、受渡当事者間の意思疎通が図られて、取引の円滑化が期待される。また、国際規格と整合することによって市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・端子強度試験において、市場の現状に合わせるために、トルク強さを規定している表に、市場で使われているねじ径10及び12mmを追加し、それに対応するトルク厳しさ1及び厳しさをそれぞれ新たに追加する。 ・受動燃焼性試験において、製品体積が12 000mm ³ を超える場合に対応する試験がなかったため、厳しさ及び要求事項に、体積が12 000mm ³ を超えるコンデンサでの試験を追加する。 ・現行規格の「5. 試験及び測定」の箇条を、六つの箇条（「5. 試験及び測定のため的一般事項」「6. 電気的試験及び測定」「7. 機械的試験及び測定」「8. 環境及び耐候性試験」「9. 部品実装に関する試験」及び「10. 安全性試験」）に分割し分かれやすくする。 ・附属書D（参考）「充電効率及び放電効率並びに測定電流」において、効率算出式を、現行規格では考慮していない「場合分け（理想状態の場合及び損失を考慮した場合）」をして、それぞれの場合の式を記載する。	—	IEC 62391-1 :2022	IDT	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサー	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月	31.060.10	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定・改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5201-2	電子機器用固定抵抗器 第2部:品種別通則:スルーホール基板実装(THT)用低電力皮膜固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment—Part 2: Sectional specification: Low power film resistors with leads for through-hole assembly on circuit boards (THT)	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、リード線端子付き低電力皮膜抵抗器について規定したもので、IEC 60115-2:2014を基にしたものである。この規格の対応国際規格であるIEC 60115-2は、近年の技術の実態に対応させて製品の寸法許容差の変更、試験ラックへの供試品の取付方法などの規定を追加するなどして2023年に改訂された。JISとしても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ、市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	【期待効果】対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“アキシャルリード線端子付き抵抗器の推奨形状”の表において、市場の実態を製品寸法及び製品に反映させるため、本体径及び本体長さの寸法許容差を変更し、一部の製品寸法を削除する。 ・“試料の試験ラックへの取付け”において、取付方法をより明確にするため、試料を搭載したラックの図及びリード部の固定例の図を追加する。 ・製品の取付け状態を一定に保つため、リード線端子付き皮膜抵抗器の組立てに関するワークマニシップ(できばえ)への要求事項を新たに追加する。	-	IEC 60115-2:202x	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項: 低電力皮膜固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月	31.040.10	5
JSA	06 電子	改正	C5201-4	電子機器用固定抵抗器 第4部:品種別通則:スルーホール基板実装(THT)用又は筐体取付け用固定高電力抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment—Part 4: Sectional specification: Power resistors for through hole assembly on circuit boards (THT) or for assembly on chassis	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、JIS C 5101-1(電子機器用固定コンデンサ)を品目別通則とする電子機器用固定抵抗器の品種別通則で、定格電力が1 Wを越え1 000 Wまでの電力で外部環境から保護するための外装又は塗装を施された電力形固定抵抗器について規定したもので、IEC 60115-4:1982を基にしたものである。この規格の対応国際規格は、近年の技術の実態に即して、“室温の耐久性試験”“目視検査”などにおいて、適切な試験条件を追加したり、個別製品規格に対する要求事項などを追加するなど、2020年に改訂がされた。このような状況から、JISにおいても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	【期待効果】対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の円滑化、市場の拡大及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電気的特性の試験“室温での耐久性など”において、試験基板及び試験ラックへの取り付け状態での試験方法など詳細な条件を追加する。 ・“目視検査”として、個別製品規格に対する要求事項と判断基準とを規定する。 ・製品の取付け状態を一定に保つため、リード線端子付き高電力抵抗器の組立てに関するワークマニシップ(できばえ)への要求事項を新たに追加する。	-	IEC 60115-4:2022	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電力形固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月	31.040.10	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5201-8	電子機器用固定抵抗器 第8部:品種別通則:表面実装用固定抵抗器	Fixed resistors for use in electronic equipment - Part 8: Sectional specification= Fixed surface mount resistors	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、電子機器用固定抵抗器に属する表面実装用固定抵抗器に関する品種別通則である。対応国際規格IEC 60115-8が2023年に改訂され抵抗器の定格電力を定める基準温度が見直され、70°Cにおける耐久性試験の際の抵抗器本体の温度と印加電力を関係が明確になるようになって、貿易障壁を防止することが期待できる。日系メーカーの東南アジア工場では、我が国にある本社で承認作業されることが多い、JISを引用したその内容を納入仕様書などに記載する機会が多い。このため、JISを改訂することで、企業の大小に係ることなく公平に反映できることが期待できる。	【期待効果】この規格は、日本の複数の広い電気・電子機器業界の機器メーカーで基礎部品の規格である。対応国際規格IEC 60115-8が2023年に改訂され抵抗器の定格電力を定める基準温度が見直され、70°Cにおける耐久性試験の際の抵抗器本体の温度と印加電力を関係が明確になるようになって、貿易障壁を防止することが期待できる。日系メーカーの東南アジア工場では、我が国にある本社で承認作業されることが多い、JISを引用したその内容を納入仕様書などに記載する機会が多い。このため、JISを改訂することで、企業の大小に係ることなく公平に反映できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・形状及び寸法の規定で、長辺電極抵抗器(RT)及び巻線モールド抵抗器(RW)を追加する。 ・推奨試験基板の70°Cの耐久性試験において、熱設計が可能なように、供試抵抗器の端子部温度が原則125°Cになるように設計することを明記する。 ・表5(はんだ付けランド寸法)に、抵抗器サイズに対して与えられている定格電力を追加する。 ・附属書に外観検査基準の規定を追加する。	IEC 60115-8:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電力形固定抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	2		
JSA	06 電子	改正	C5260-3	電子機器用可変抵抗器 第3部:品種別通則:回転形精密級可変抵抗器	Potentiometers for use in electronic equipment - Part 3: Sectional specification: Rotary precision potentiometers	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、電子機器用可変抵抗器に属する回転形精密級可変抵抗器に関する品種別通則である。この規格の対応国際は、1992年に発行され、この国際規格を基にJISを2000年に制定した。2023年にこの規格の対応国際規格がISO/IEC Directivesに沿って全面的に改訂されたことによって項目が変更された。また、使用環境変化に伴い試験温度範囲も変更され、測定における定義も追加された。JISにおいても、国際規格と整合させ市場の実態に即した改正を行う必要がある。	【期待効果】この規格は、日本の複数の広い電気・電子機器業界の機器メーカーで利用する基礎部品の規格である。対応国際規格の改訂に対応することによって、貿易障壁を防止することが期待できる。日系メーカーの東南アジア工場では、我が国にある本社で承認作業されることが多い、JISを引用したその内容を納入仕様書などに記載する機会が多い。このため、JISを改訂することで、企業の大小に係ることなく公平に反映できることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格で規定されている可変抵抗器の形状記号とその形状例を追加する。 ・可変抵抗器の使用環境の変化のため、カテゴリ上限温度範囲を70°C～125°Cから85°C～125°Cへ変更し、カテゴリ下限温度範囲を-65°C～-10°Cから-55°C～-10°Cへ変更する。 ・素子最高電圧の推奨値をR5数列に順ずる値に変更することで、800Vを削除し、100V、160V、250V、400V、630V及び1000Vとする。 ・非巻線可変抵抗器に要求される有効操作角度の定義を追加し、可変抵抗器に要求されるディザの定義を追加する。	IEC 60393-3:2023	IDT	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、品質、性能、耐久度) 対象事項: 回転形精密級可変抵抗器	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	2		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5402-1-100	電気・電子機器用コネクタ試験及び測定—第1-100部:一般試験方法規格一覧	Connectors for electrical and electronic equipment—Tests and measurements—Part 1-100: General—Applicable publications	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験規格群の構成について規定したもので、IEC 60512-1-100:2012を基に、2014年に改正した。その後、制定・改訂された試験及び測定のIEC規格を元に、JISも制定・改訂され、IEC規格との対比が不明瞭なものとなつた。そのため、その対応するIEC規格との一覧としてまとめ直したものである。	【期待効果】この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験規格群の構成について規定したもので、IEC 60512-1-100:2012を基に、2014年に改正した。その後、制定・改訂された試験及び測定のIEC規格を元に、JISも制定・改訂され、IEC規格との対比が不明瞭なものとなつた。そのため、その対応するIEC規格との一覧としてまとめ直したものである。	主な改正点は、次のとおり。 試験方法規格一覧に次の変更を行う。 ・2014年以降、旧規格では審議中とされたものを制定済として、審議中の注記を削除する。 ・C 5402、C 5402追補1、は旧規格で廃止済であり、一覧表から削除する。 ・C 5402-1-100は本規格であり、一覧表から削除する。 ・新たに制定された以下のJISを一覧表に追加する。 (C 5402-7-2、C 5402-8-2、C 5402-9-2、C 5402-12-6、C 5402-12-7、C 5402-17-3)	IEC 60512-1-100:2012	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。 利点: ウ 欠点: いすれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月	2			
JSA	06 電子	改正	C5402-15-2	電気・電子機器用コネクタ試験及び測定—第15-2部:コネクタ試験(機械的試験)—試験15b:ハウジング内のインサート保持(軸方向)	Connectors for electronic equipment—Tests and measurements—Part 15-2 : Connector tests (mechanical)—Test 15b: Insert retention in housing (axial)	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験及び測定について規定したもので、IEC 60512-15-2:2018を基にしたものである。昨今の電気及び電子機器用コネクタ製品の急速な普及と多様性から、規定している既存の測定方法では十分ではないということで、IEC 60512-15-2:2018では、試験及び測定方法の規定が追加され、また、箇条構成も変更された。JISとしても、国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	【期待効果】この規格によって試験方法、試験方法の標準化が進み、同一条件での結果について比較検討が可能になり、製造業者が異なる製品間のより正確な評価をできることが期待できる。また、国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施でき、我が国の国際競争力のある製品を提供可能となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“試験及び測定方法”に、前処理及び後処理の規定を追加する。 ・“最終測定”に試料インサートの変位を記録するという規定を追加する。 ・対応国際規格と規格構成の整合を取り、箇条構成及び規定内容を一致させる。	—	IEC 60512-15-2:2018	IDT	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項: 電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。 利点: イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いすれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2023年7月	31.220.10	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5402-23-3	電気・電子機器用コネクター試験及び測定 - 第23-3部:スクリーニング及びフィルタリング試験 - 試験23c:コネクタ及びアクセサリのシールド効果	Connectors for electrical and electronic equipment - Tests and measurements - Part 23-3: Screening and filtering test - Test 23c: Shielding effectiveness of connectors and accessories	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、電気及び電子機器用コネクタの試験及び測定について規定したもので、IEC 60512-23-3:2000を基にしたものである。昨今の電気及び電子機器用コネクタ製品が可能になり、製造業者が異なる製品間の急速な普及と多様性から、規定している既存の測定方法では十分ではないとして、IEC 60512-23-3:2018では、引用規格の変更、内容の修正、項目の追加、削除が行われた。JISとしても、対応国際規格の技術水準及び規定内容と整合させ市場の実態に即した改正を行うことによって、規定の周知を図る必要がある。	【期待効果】この改正によって試験方法の標準化が進み、同一条件での結果について比較検討が可能になり、製造業者が異なる製品間のより正確な評価ができることが期待できる。また、対応国際規格との整合化によって、世界マーケットでも同等の比較評価が実施でき、我が国の国際競争力のある製品を提供可能となることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・最大適用周波数をより適正な算出式に変更する。 ・引用規格IEC 60096-4-1の廃止に伴い、使用されなくなった“試験スクリーン径”的項目を削除する。 ・ISO/IEC Directivesに従い、箇条3に用語及び定義を追加する。	IEC 60512-23-3:2018	IDT	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:電子機器用コネクタ	法律の目的に適合している。 利点:イ、キ 欠点:いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年7月		2		
JSA	06 電子	改正	C5910-1	波長選択性のない光ブランチングデバイス 第1部:通則	Non-wavelength-selective fiber optic branching devices - Part 1: Generic specification	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、光ファイバを用いた光伝送に使用する波長選択性のない光ブランチングデバイスの通則であり、用語、分類などの一般的な共通事項について規定し、IEC 60875-1(以下、対応国際規格といふ。) (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Non-wavelength-selective fibre optic branching devices - Part 1: Generic specification)の第5版:2010を基に2014年に制定され、対応国際規格の第6版の改訂:2015に伴い、2019年に改正された。その後、対応国際規格が、2024年に第7版として改訂された。主な改訂事項は、要求事項の市場状況を反映した見直し及び技術情報を記載している溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術例へ平面光導波路技術などが追記された。波長選択性のない光ブランチングデバイスは、我が国では、光ファイバ通信システムのPON(Passive Optical Network)などに適用され、複数のデバイス製造業者がある。現JISでは、附属書Aに溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術を記載しているが、対応国際規格では、附属書Aに波長選択性のない光ブランチングデバイスの技術例として、溶融延伸形光ブランチングデバイス及び平面導波路技術を記載している。平面導波路技術は我が国で最も汎用的に製造されている光ブランチングデバイスの技術であるため、今後の中小企業等の製品開発を促進するためにも記載が必要である。このような状況から、国際規格との整合及び最新の技術情報に合わせるために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、波長選択性のない光ブランチングデバイスの国内及び海外を含む商取引がより円滑に行うことが可能となり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・附属書A(溶融延伸形光ブランチングデバイスの技術例)において、平面光導波路技術の説明及び図を追加し、附属書Aの名称を波長選択性のない光ブランチングデバイスの技術例に変更する。	IEC 60875-1:2024	MOD	第2条の該当号:1(種類) 対象事項:光受動部品	法律の目的に適合している。 利点:イ、キ 欠点:いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		1		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5916-3	光ファイバ形分散補償器	Fiber optic chromatic dispersion compensator using single-mode dispersion compensating fiber	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、シングルモード光ファイバを用いた光伝送において屋内環境条件で使用するシングルモード分散補償光ファイバを用いた受動波長分散補償器(以下、光ファイバ形分散補償器といふ。)の定格、光学特性並びに環境及び耐久性特性について規定したもので、IEC 61753-141-2:2011を基に2013年に制定したものである。 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、その長年に亘り使用する光ファイバ形分散補償器は、ICT社会のさらなる発展に伴い、今後も多量導入が予想されている。光ファイバ形分散補償器の個別規格としては、2011年に第1版として発行されたIEC 61753-141-2の光ファイバ形分散補償器の個別規格は特に改訂はされていないが、環境及び耐久性特性の試験方法で基にしている規格の更新に伴い、試験条件の規定内容と技術的な差異が生じている。具体的には、耐環境性及び耐久性特性の試験項目として、現行規格には「光ファイバクランプ強度(ねじり)試験」がないために追加の必要がある。また、耐環境性及び耐久性特性の試験項目[耐寒性、耐熱性、光ファイバクランプ強度(縦返し曲げ)、光ファイバクランプ強度(軸方向引張り)及び光ファイバクランプ強度(横方向引張り)]において、それぞれの試験の基としている規格において、挿入損失の試験条件に差異が生じている。このような状況から、これら技術的の差異を解消し、技術の実態に即した内容とするために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光ファイバ形分散補償器の調達が容易となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・環境及び耐久性特性において、使用の実態に即して「光ファイバクランプ強度(ねじり)試験」の規定を追加する。 ・環境及び耐久性特性において、耐寒性及び耐熱性の試験条件の挿入損失及び波長分散について、より適切な結果を得るために、試験前後の測定に加えて「試験中に、1h以下の間隔で測定する。」旨を追加する。 ・環境及び耐久性特性において、光ファイバクランプ強度の軸方向引張り、横方向引張り及び繰り返し曲げの試験条件の挿入損失及び波長分散について、試験前後の測定に加えて「試験中及び試験前後に測定する。」旨を追加する。	IEC 61753-141-2:2011, MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光ファイバ形分散補償器	法律の目的に適合している。 利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	3				
JSA	06 電子	改正	C5920-4	光伝送用パワー制御受動部品－第4部:シングルモード光ファイバプラグ・レセプタクル形固定光減衰器	Fiber optic passive power control devices- Part 4: Single-mode fiber, plug-receptacle style, fixed optical attenuator	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、屋内空調環境条件で光ファイバ伝送システムに用いるシングルモード光ファイバプラグ・レセプタクル形固定光減衰器の定格、満足する光学特性並びに対環境性及び耐久性について規定したもので、IEC 61753-051-3:2013を基に2019年に制定したものである。 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、ファイバ中の光強度を調整するために使用する固定衰耗器は多量に導入され続けており、その個別規格を適正な内容に適宜更新することは重要である。一方、対応国際規格のIEC 61753-051-3がIEC 61753-051-02:2022(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard -Part 051-02: Plug-receptacle style single-mode fibre fixed optical attenuators for category C - Controlled environments)に置き換えられたこと、並びに引用しているJISの耐環境性及び耐久性に関する試験方法などが変更されたことから、この規格との技術的な差異が生じている。具体的には、高入力光パワーの試験条件の変更、かん合耐久性試験及び締結強度試験の要求性能の変更、耐寒性、耐熱性及び耐湿性の試験中の継続測定の追加、並びに耐振性、耐衝撃性及び耐落衝擊性の試験の要求性能の変更に伴う差異である。 これらの試験項目は、購入時の製品選定、及び長期使用時の特性保証の観点で非常に重要である。このような状況から、対応国際規格との技術的差異を解消し、関連するJISの改正状況などを踏まえ、実態に即したJISに改正する必要がある。	【期待効果】国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の使用環境に対応した固定光減衰器の調達が容易となり、調達コストの削減、通信システムの拡張及び災害・保守時の追加調達が迅速に行えるとともに、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 ・耐環境性及び耐久性に関する次の試験において、国際整合化を図るとともに、実態に即した内容に更新するため、試験条件又は要求性能の変更を行う。 ・高入力光パワー試験において、製品の減衰量に応じて入力光パワーの値を変更する。 ・かん合耐久性試験及び締結強度試験において、製品の減衰量に応じた試験中の許容減衰量変化を設定する。 ・耐寒性試験及び耐熱性試験において、試験中の光損失の変動値を要求性能に追加する。 ・耐湿性試験において、試験中の光反射減衰の変動値を要求性能に追加する。 ・耐振性試験において、製品の減衰量に応じた試験中の許容減衰量変化を設定する。 ・耐衝撃性試験及び耐落衝擊性試験において、試験前後の減衰量変化を要求性能に追加する。	IEC 61753-051-02:2022, MOD	第2条の該当号: 1(性能、耐久度) 対象事項: 固定光減衰器	法律の目的に適合している。 利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年10月	2				

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5932-3	光アイソレーター 第3部:シングルモード光ファイバピギングテール形光アイソレータ	Optical isolators - Part 3: Single-mode fiber-pigtailed optical isolators	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、屋内環境条件で光ファイバを用いた光伝送に使用する偏光無依存形光アイソレータの定格、光アイソレータが最低限満足する光学特性、耐環境性及び耐久性、表示、包装、並びに安全について規定したもので、2012年に発行されたIEC 61753-061-2を基に2018年に制定した規格である。光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、そこでは多量の光アイソレータが使用されている。今後のICT社会のさらなる発展に伴い、光アイソレータは今後も多量に導入することが予想されている。このため、2020年には対応国際規格IEC 61753-061-02が技術進歩に応じて改訂されたため、この規格と技術的な差異が生じている。具体的には、対応国際規格では耐環境性及び耐久性の特性の一つとして「光ファイバクランプ強度(ねじり)試験」が追加規定されたり、また、これ以外の耐寒性、耐熱性、耐湿性(定常状態)、温度サイクル、耐振性などの耐環境性及び耐久性の項目において、偏光依存性損失の測定が追加規定されて改訂された。このような状況から、この規格で規定していない特性項目、及び耐環境性及び耐久性試験における偏光依存性は、国内においても実際に光アイソレータを使用する際に重要であるため、対応国際規格と整合したJISに改正する必要がある。	【期待効果】国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光アイソレータの調達が容易となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な改正点は次のとおり。 1)耐環境性及び耐久性において、光ファイバクランプ強度の特性項目の一つとして、「ねじり」の規定を追加する。 2)耐環境性及び耐久性において、全ての特性の試験前後の光学特性として偏光依存性損失を測定することを規定として加え、要求される偏光依存性損失の性能を規定する。 - 耐寒性 - 耐熱性 - 耐湿性(定常状態) - 温度サイクル - 耐振性 - 耐衝撃性 - 光ファイバクランプ強度(繰返し曲げ) - 光ファイバクランプ強度(軸方向引張り) - 光ファイバクランプ強度(横方向引張り) - 光ファイバクランプ強度(ねじり)	-	IEC 61753-061-2:2020	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ	利点: - いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年11月	33.180.10	5
JSA	06 電子	改正	C5952-1	光伝送用能動部品－パッケージ及びインターフェース標準－第1部:総則	Fiber optic active components and devices-Package and interface standards-Part 1: General and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】2008年に発行されたこのJISは、光伝送用能動部品のパッケージ及びインターフェースの通則について規定したもので、2002年に第1版として発行されたIEC 62148-1(Fibre optic active components and devices-Package and interface standards-Part 1: General and guidance)を基に作成された。最新のIEC第2版(2017年)において、箇条4「光能動部品の分類」の光インターフェースに関して、従来の「光ファイバコネクタ形」及び「光ファイバピギングテール形」に加え「自由空間光結合形」を追加する改正が行われた。自由空間光結合形は、集積型光部品などで近年多く使用されるようになっており、光インターフェースの分類に加えることが必須となっていた。この光インターフェースの追加変更に伴い、光インターフェースの種類を識別する「タイプ番号」の変更及びそれに係る仕様の追加が生じ、そのタイプ番号の誤引用を回避するために改正する必要がある。	【期待効果】この改正により、光インターフェースに関する「タイプ番号」の誤引用を回避するだけでなく、対応国際規格に整合させることによって、正しい認知が定着することにより、海外も含めた市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・光能動部品又はデバイスの分類において、「自由空間光結合形」の追加によって生じた「タイプ番号」の追加及び変更をする。 ・光インターフェース仕様において、タイプ番号追加による変更をする。 ・電気インターフェース仕様において、タイプ番号追加による変更をする。	-	IEC62148-1: 2017	IDT	第2条の該当号: 1(種類、型式、構造) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。 ア、イ、ウ、エ、オ、キ	利点: - いずれも該当しない。	-	IEC規格のJIS化	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年7月	33.180.01	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5952-2	光伝送用能動部品－パッケージ及びインターフェース標準－第2部:10ピンSFF形光トランシーバ	Fiber optic active components and devices - Package and interface standards - Part 2: SFF 10-pin transceivers	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、MT-RJコネクタ付10ピンSFF形光トランシーバの物理インターフェース仕様について規定したもので、2003年に制定されたIEC 62148-2を基に2008年に制定されている。この規格が対象としている10ピンSFF形光トランシーバ関連のJISには、この規格のほかにJIS C 5952-7及びJIS C 5952-9があるが、対応国際規格IEC 62148-2の2010年の改訂の際に、JIS C 5952-7の対応国際規格(IEC 62148-7:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 7: SFF LC 10-pin transceivers)及びJIS C 5952-9の対応国際規格(IEC 62148-9:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 9 : SFF MU duplex 10-pin transceivers)が含まれて一つの規格となった。またその際に、IEC 62148-7及びIEC 62148-9は廃番となつたため、現状10ピンSFF光トランシーバ関連のJISとIEC文書との対応関係に不整合が生じている。これによる混乱を避けるために、国内においても、JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9をJIS C 5952-2に纏める形で改正する必要がある。またこれに伴い、JIS C 5952-7及び JIS C 5952-9は廃止する。	【期待効果】この規格を改正することによって、a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待される。b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な改正点は次のとおり。 ・既存JISの10ピンSFF形光トランシーバ規格は、コネクタ形状によって個々の規格が制定されている[JIS C 5953-2はMT-RJ(F19形)コネクタ、JIS C 5953-7はLCコネクタ]が、関連性の高いこの3規格を一つにまとめる。 ・対応国際規格のIEC 62148-2では、上記3種類のコネクタタイプを包含しているため、JIS C 5952-7及びJIS C 5952-9については、この規格の発行と同時に廃止する。	C 5952 -7:2008、 C 5952 -9:2008	IEC 62148-2: 2010	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、構造) 対象事項: 光送受信モジュール	法律の目的に適合している。 対象事項: 光送受信モジュール	利点: ア、イ、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年12月	33.180.01	5
JSA	06 電子	改正	C5952-3	光伝送用能動部品－パッケージ及びインターフェース標準－第3部:20ピンSFF形光トランシーバ	Fiber optic active components and devices - Package and interface standards - Part 3: SFF 20-pin transceivers	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、MT-RJコネクタ付20ピンSFF形光トランシーバの物理インターフェース仕様について規定したもので、2003年に制定されたIEC 62148-3を基に2008年に制定されている。この規格が対象としている20ピンSFF形光トランシーバ関連のJISには、この規格のほかにJIS C 5952-8及びJIS C 5952-10があるが、対応国際規格IEC 62148-3の2010年の改訂の際に、JIS C 5952-8の対応国際規格(IEC 62148-8:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 8: SFF LC 20-pin transceivers)及びJIS C 5952-10の対応国際規格(IEC 62148-10:2003 Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 10 : SFF MU duplex 20-pin transceivers)が含まれて一つの規格となった。またその際に、IEC 62148-8及びIEC 62148-10は廃番となつたため、現状20ピンSFF光トランシーバ関連のJISとIEC文書との対応関係に不整合が生じている。これによる混乱を避けるために、国内においても、JIS C 5952-8及びJIS C 5952-10をJIS C 5952-3に纏める形で改正する必要がある。またこれに伴い、JIS C 5952-8及び JIS C 5952-10は廃止する。	【期待効果】この規格を改正することによって、a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待される。b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な改正点は次のとおり。 ・既存JISの20ピンSFF形光トランシーバ規格は、コネクタ形状によって個々の規格が制定されている[JIS C 5953-3はMT-RJ(F19形)コネクタ、JIS C 5953-8はLCコネクタ、及びJIS C 5952-10はMU(F14形)コネクタ]が、関連性の高いこの3規格を一つにまとめる。 ・対応国際規格のIEC 62148-3では、上記3種類のコネクタタイプを包含しているため、JIS C 5952-8及びJIS C 5952-10については、この規格の発行と同時に廃案する。	C 5952 -8:2008、 C 5952 -10:2008	IEC 62148-3: 2010	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、構造) 対象事項: 光送受信モジュール	法律の目的に適合している。 対象事項: 光送受信モジュール	利点: ア、イ、ウ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年12月	33.180.20	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5952-12	光伝送用能動部品一パッケージ及びインターフェース標準 第12部: 同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュール	Fiber optic active components and devices - Package interface standards - Part 12: Laser transmitters with a coaxial RF connector	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、高速光伝送装置に用いられる同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュールの物理的インターフェースの互換性を確立することを目的として、その仕様について規定したものである。対応国際規格IEC 62148-12 (Laser transmitters with a coaxial RF connector)が、Amendment1を取り込むためにEd. 1.0:2004からEd. 1.1:2022に改訂され、体系見直しによる引用規格(IEC 60169-15)からIEC 61169-15への入替え及び対象とする同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュールのデバイス分類上の区分変更(タイプ5からタイプ7)があつた。国内においても、国際規格との整合性を図るとともに、技術の実態に即して改正する必要性があることから、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改定することによって、a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・電気的インターフェースの同軸コネクタにおいて、引用しているIEC 60169-15を、国際規格との整合のためIEC 61169-15に改める。 ・分類において、同軸形高周波コネクタ付半導体レーザ送信モジュールがタイプ1からタイプ6のいずれにも当たるまらないことが分かったため、「タイプ5」から「タイプ7」に改める。	IEC 62148-12:2022, Fibre optic active components and devices - Package and interface standards - Part 12: Laser transmitters with a coaxial RF connector	IDT	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		4	
JSA	06 電子	改正	C5953-3	光伝送用能動部品一性能標準 第3部: 40Gbit/s帯変調器集積形半導体レーザモジュール	Fiber optic active components and devices - Performance standards - Part 3: Modulator-integrated laser diode transmitters for 40 Gbit/s fiber optic transmission systems	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、40 Gbit/s 帯の 2 値光強度変調符号を用いた光伝送システム用変調器集積形半導体レーザモジュールの性能標準について規定している。光アクセス網用の光伝送用能動部品の性能標準として2014年に第2版として発行されたIEC 62149-3:2014 が2020年に改版され、RF反射損失測定周波数定義の見直しなど、業界の実態に合わせて技術的な修正が加えられた。国内も同様の状況であることから、対応規格であるJIS C 5953-3 も改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改定することにより、a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・引用規格を見直しする(JIS C 61300シリーズ⇒JIS C 60068シリーズ、MIL-STD-883K⇒MIL-STD-883-1)及び追加(JIS C 61300-2-4)。 ・略号を追加又は削除する。 ・RF反射損失の測定周波数定義を見直し変更する(=GHz⇒光伝送システム要求に基づいて規定)。 ・配線図の誤りを修正する。 ・ピグテール(引張)強度の試験条件を見直し変更する(引張力を光ファイバ分類に従って規定)。	IEC 62149-3:2020及びCorrigendum 1:2021(本規格はIECで改訂中であり、最短で2023年7月にIEC 62149-3:2023として発行される。その際は、その最新版を参照する。)	MOD	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年7月	33.180.20	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5953-4	光伝送用能動部品一性能標準 第4部:1300 nmギガビットイーサネット用光トランシーバ	Fiber optic active components and devices - Performance standards - Part 4: 1300 nm fiber optic transceivers for Gigabit Ethernet application	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、ギガビットイーサネット用いる1300 nm光伝送用トランシーバの性能標準について規定している。1300 nm帶ギガビットイーサネット用の光伝送用能動部品の性能標準として2010年に第2版として発行されたIEC 62149-4:2010(第1版は、2003年に発行されたIEC 62149-4:2003)が2022年に改版され、絶対最大定格定義の見直し及び光出力(多モードファイバ)仕様値の見直しなど、最新動向に合わせて技術的な修正が加えられた。国内も同様の状況であることから、対応規格であるJIS C 5953-4も改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することにより、a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 記号及び略号を追加及び修正する。 b) 絶対最大定格定義を見直し及び条件を変更する。 c) 動作環境及び条件を変更する。 d) 機能仕様の項目を削除及び仕様数値を変更する。 e) 特性評価試験表の構成を変更、項目を削除、及び判定基準値を見直し変更する。 f) 信頼性試験一覧表の構成を変更及び備考を見直し変更する。	-	IEC 62149-4:2022 RLV	IDT	第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。 利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年7月	33.180.20	5	
JSA	06 電子	改正	C5953-5	光伝送用能動部品一性能標準 第5部:半導体レーザ駆動回路及びクロックデータ再生回路内蔵ATM-PON用光トランシーバ	Fiber optic active components and devices - Performance standards - Part 5: ATM-PON transceivers with LD driver and CDR ICs	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、電気信号と光信号との相互変換に用いられる光トランシーバの性能標準について規定している。特に、ITU-T Recommendation G.983.1及びIEEE 802.3で通信の仕様が規定されている非同期転送モードパッシブ光ネットワーク(ATM-PON)システムにおいて用いられる光トランシーバを対象としている。この規格の対応国際規格IEC 62149-5の2020年改訂の際、分類の変更のため、箇条4の分類の記載が削除となるなど、現状ATM-PONシステムに用いる光トランシーバの性能標準にかかるIEC規格とJISとの対応関係に不整合が生じており、JISも技術的内容の変更が必要となっている箇所が生じている。このような状況から、近年の技術の実態に即した内容とするため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 分類において、電気インターフェースと光インターフェースとの種類の組合せによって分類できる光トランシーバのタイプについて五つのタイプを例示していたが、対応国際規格の改訂に合わせて光トランシーバのタイプについて定義しているJISを記載するのみとした。 b) 引用規格において、廃止されたJISは削除し、それに代わり制定されたJISを記載した。	IEC 62149-5 : 2020, Fibre optic active components and devices - Performance standards - Part 5: ATM-PON transceivers with LD driver and CDR ICs	MOD	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能) 対象事項: 光伝送用能動部品	法律の目的に適合している。 利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5954-2	光伝送用能動部品一試験及び測定方法－第2部:ATM-PON用光トランシーバ	Fiber optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 2: ATM-PON transceivers	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、JIS C 5954規格群の一部であり、電気信号と光信号との相互変換に用いられる光トランシーバの光電気特性の試験及び測定手順について規定している。特に、ITU-T Recommendation G.983.1で通信の仕様が規定されている非同期転送モードバッファ光ネットワーク(ATM-PON)システムで使用する光トランシーバを対象としている。この規格の対応国際規格IEC 62150-2の2010年改訂の際、ネットワーク拡大により光トランシーバの試験をより精緻に実施する必要が生じたため、7.3.2平均出力の測定方法におけるパワーメータの飽和入力が平均出力の2倍以上を必要とする変更があった。このため、現状ATM-PONシステムに用いる光トランシーバの光電気特性の試験及び測定手順にかかるJISとIEC規格との対応関係に不整合が生じている。このような状況から、近年の技術の実態に合わせ、対応国際規格との整合を図るために、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、主な改正点は、次のとおり。a) 製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待できる。b) 製造者や利用者間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。a) 平均出力の測定方法において、対応国際規格に合わせて、出力光平均パワーを測定する際に使用する光パワーメータの飽和光パワーについて出力光平均パワーの2倍より高いことを必要とする旨の規定を追加する。	IEC 62150-2:2010,Fibre optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 2: ATM-PON transceivers	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		4	
JSA	06 電子	改正	C5965-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－シングルモード光ファイバ用光ファイバコネクタ光学互換標準－第1部:1310nmゼロ分散形光ファイバ用光学互換標準の通則	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces for single-mode fibers -Part 1: Optical interfaces for dispersion unshifted fibers -General and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、シングルモード(1310nmゼロ分散形)光ファイバ用光学互換標準について規定されている。この規格には、この規格群の構成、光学互換標準の等級、光学互換標準で必要な規則、基準点に対する光ファイバコア位置、主要パラメータ及び適切な試験方法が含まれており、2005年に第1版として発行されたIEC 61755-1(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく2009年に作成された。その後、近年の光ファイバの技術の進歩、種類の増加により対応国際規格が2022年に第2版として改訂され、引用規格の追加、光学性能に影響を及ぼすキー parameter にモードフィールド径のミスマッチの追加、多心光ファイバコネクタへの対応、及び文書全体について見直しが行われている。よって対応国際規格の最新版に合わせたJISに改正することで規格の整合を図る必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、最新の引用規格、構成等を参照することが可能となり、規格の運用がさらに促進され、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。いずれも改訂された対応国際規格との整合を図るためにある。 <ul style="list-style-type: none">・表題の変更・概要(箇条0.1)国際規格にあるモードフィールド径の幅を追加。信頼性標準から信頼性技術報告へ表現の変更。・引用規格(箇条2)反射減衰量、挿入損失の検査及び測定に関する国際規格の追加・用語及び定義(箇条3)不要な用語及び定義の削除。・構成(箇条4)表1の適用及びパラメータ例の内容を変更。・光学互換標準の等級(箇条7)基準点に対する光ファイバコア位置の分類分けを追加。・主要パラメータ(箇条8)図2、図3、表4及びそれに係る文言の削除。	IEC 61755-1 ED2:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces for single-mode fibres - Part 1: Optical interfaces for dispersion unshifted fibres - General and guidance	IDT	第2条の該当号: 1(構造、等級、性能)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5965-2-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—シングルモード光ファイバ用光ファイバコネクタ光学互換標準—第2-1部:131Onmゼロ分散形直角PC端面光ファイバの接続パラメータ	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces for single-mode fibers - Part 2-1: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibers - Non-angled	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、直角PC(Physical Contact)端面をもつシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失及び反射減衰量の要求性能を満足する一連の要件についての指針を示したものである。近年、光ファイバのPC端面の外観品質が進歩したことにより、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	【期待効果】国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品の光ファイバ端面の外観品質を国際規格と整合することができる、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・用語及び定義の箇条を新たに追加し、defect sizeの用語の定義が明確となるよう規定する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、反射減衰量等級ごとの外観要求の詳細規定を追加する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、加工変質層と反射減衰量との関係についての記載を、参考の附属書として記載する。	IDT	IEC 61755-2-1:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces for single-mode fibres - Part 2-1: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibres - Non-angled	第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	4		
JSA	06 電子	改正	C5965-2-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—シングルモード光ファイバ用光ファイバコネクタ光学互換標準—第2-2部:131Onmゼロ分散形斜めPC端面光ファイバの接続パラメータ	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces for single-mode fibers - Part 2-2: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibers - Angled	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、8度斜めPC(Physical Contact)端面をもつシングルモード光ファイバ(以下、APC端面光ファイバといふ。)同士の接続において、挿入損失及び反射減衰量の要求性能を満足する一連の要件についての指針を示したものである。近年、光ファイバのPC端面の外観検査技術が進歩したことにより、端面の欠陥サイズ及びスクラッチ幅並びにそれぞれの数量を規定する必要が生じており、これに対応するために国際規格は2022年9月にEd.2として改訂されている。このような状況から国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とするなどに対応国際規格との乖離を解消するため、外観検査の規定を改めるなど、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品の光ファイバ端面の外観品質を国際規格と整合することができる、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図られるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 規格名称において、規格の規定内容の変更に対応させ、また、国際規格との整合を図った名称に改める。 ・用語及び定義の箇条を新たに追加し、defect sizeの用語の定義が明確となるよう規定する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、反射減衰量等級を満たす外観要求の詳細規定を追加する。 ・反射減衰量の等級及び基準において、端面角度と反射減衰量との関係についての記載を、参考の附属書として記載する。	IDT	IEC 61755-2-2:2022, Fibre optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces for single-mode fibres - Part 2-2: Connection parameters of dispersion unshifted physically contacting fibres - Angled	第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月	4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関 業種 標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C5965-3-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換標準－第3－1部:1310nmゼロ分散形シングルモード光ファイバ用直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア直角PC端面フェルールの接続パラメータ	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces - Part3-1: Connector parameters of dispersion unshifted single-mode physically contacting fibers - nonangled 2.5mm and 1.25mm diameter cylindrical full zirconia ferrules	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、直角PC(Physical Contact)端面をもつ、直径2.5mm及び1.25mmの円筒形全ジルコニア(ZrO ₂)フェルールを用いたシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失の要求性能を満足する許容寸法限度について規定した規格で、IEC 61755-3-1:2006に基づいて2011年に制定されている。業界・メーカーでは近年、理論モデル解析が進歩ってきており、挿入損失が統計的97%以上の確率で満たす記述統計の追加、光ファイバのモードフィールド径における軸ずれ及び角度ずれと挿入損失との関係も追加されてきている。さらに、挿入損失は、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれによる影響が大きいためパッチサイズごとの光ファイバア偏心の平均限界値も追加されてきている。このような状況に対応するため、対応国際規格は2024年5月にEd.2として現状の技術進歩に対応して改訂されている。そのため技術的な要求事項の改正点として、フェルールの頂点ずれの数値の変更及び光ファイバのコア位置の組合せによって、光ファイバコア中心の限界位置が変更されている。同時に、規格を適切に適用するために対応国際規格のフェルール光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどについても適切な表記に改められている。また、附属書に基準プラグと組合せする光コネクタプラグの予測される挿入損失について、モンテカルロ法を用いて計算した内容及びヤコビアン行列式を用いた挿入損失のシミュレーションの内容の理論モデルが追加されている。このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とともに対応国際規格との乖離を解消させるため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品のPC端面フェルールの許容寸法限度を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図れるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	IEC 61755-3-1:2024	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、品質) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。 欠点: いずれも該当しない。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月	1			
JSA	06 電子	改正	C5965-3-2	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－光ファイバコネクタ光学互換標準－第3－2部:1310nmゼロ分散形シングルモード光ファイバ用直径2.5mm及び1.25mm円筒形全ジルコニア8度斜めPC端面フェルールの接続パラメータ	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Connector optical interfaces - Part3-2: Connector parameters of dispersion unshifted single-mode physically contacting fibers - Angled 2.5mm and 1.25mm diameter cylindrical full zirconia ferrules	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、8度斜めPC(Physical Contact)端面をもつ、直径2.5mm及び1.25mmの円筒形全ジルコニア(ZrO ₂)フェルール(以下、APC端面フェルールといいます。)を用いたシングルモード光ファイバ同士の接続において、挿入損失の要求性能を満足する許容寸法限度について規定した規格で、IEC 61755-3-2:2006に基づいて2011年に制定されている。業界・メーカーでは近年、理論モデル解析が進歩ってきており、挿入損失が統計的97%以上の確率で満たす記述統計の追加、光ファイバのモードフィールド径における軸ずれ及び角度ずれと挿入損失との関係も追加されてきている。さらに、挿入損失は、光ファイバの軸ずれ及び角度ずれによる影響が大きいためパッチサイズごとの光ファイバア偏心の平均限界値も追加されてきている。このような状況に対応するため、対応国際規格は2024年5月にEd.2として現状の技術進歩に対応して改訂されている。そのため技術的な要求事項の改正点として、フェルールの頂点ずれの数値の変更及び光ファイバのコア位置の組合せによって、光ファイバコア中心の限界位置が変更されている。同時に、規格を適切に適用するために対応国際規格のフェルール光学互換のパラメータ値に光ファイバの引込み量、曲率半径、頂点ずれ、フェルール外径、光ファイバの角度ずれなどについても適切な表記に改められている。また、附属書に基準プラグと組合せする光コネクタプラグの予測される挿入損失について、モンテカルロ法を用いて計算した内容及びヤコビアン行列式を用いた挿入損失のシミュレーションの内容の理論モデルが追加されている。このような状況から、国内においても、近年の技術進歩に対応した内容とともに対応国際規格との乖離を解消させるため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】国際規格に合わせた改正を行うことによって、光ファイバコネクタ製品のAPC端面フェルールの許容寸法限度を国際規格と整合することができ、取引の円滑化及び取引の合理化・効率化が図れるとともに、新企業の参入を容易にするなど市場活性化を促すことが期待できる。	IEC 61755-3-2:2024	IDT	第2条の該当号: 1(寸法、品質) 対象事項: 光ファイバコネクタ	法律の目的に適合している。 欠点: いずれも該当しない。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月	1			

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6122-1-0	光増幅器－測定方法－第1-0部:パワーバラメータ及び利得バラメータ	Optical amplifiers－Test methods－Part 1-0: Power and gain parameters	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、商品化されている光増幅器及び光増幅器サブシステムの、光パワーバラメータ及び利得バラメータの測定方法について規定したものであるが、対応する国際規格IEC 61290-1 がEd.2.0に、また同じ規格群の子規格で、引用規格であるIEC 61290-1-1 (Optical amplifiers－Test methods－Part 1-1: Power and gain parameters－Optical spectrum analyzer method)もEd.4.0に、いずれも2020年に改訂され、業界の最新動向に合わせて、新たに半導体光増幅器(SOA)のゲインリップルに関する測定方法の規定が追加された。SOAのゲインリップルの測定方法に関してはこれまで規定するJISが存在しなかったため、その測定方法は明確にされていなかった。今回IEC 61290-1-1 Ed.4に対応してJIS C 6122-1-1の改正を予定しているため、その親規格であるこの規格においても、SOAのゲインリップルに関する規定を追記し、規格使用者に最新の技術水準に基づく適切な測定方法の情報を提供することが必要である。	【期待効果】この規格の改正によって、SOAのゲインリップルに関する記載と測定方法とを規定することで、より正確かつ高信頼性の測定方法を提供ができることがから、それに基づいたデータ提供などによって円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。“光パワーバラメータ及び利得バラメータ”において、“ゲインリップル”に関する規定を追加する。“測定結果”において、試験結果の記載事項として、“ゲインリップル”を追加する。	—	IEC 61290-1:2022	IDT	第2条の該当号:4(測定方法) 対象事項:光増幅器	法律の目的に適合している。 利点:ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点:いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月	33.180.30	5	
JSA	06 電子	改正	C6122-1-1	光増幅器－測定方法－第1-1部:パワーバラメータ及び利得バラメーター光スペクトラムアナライザ法	Optical amplifiers－Test methods－Part 1-1: Power and gain parameters－Optical spectrum analyzer method	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、国際規格IEC 61290-1-1に対応しており、光スペクトラムアナライザを用いて光増幅器のパワーバラメータ及び利得バラメータを測定方法を規定したものである。IEC 61290-1-1 Ed.4にて、業界の最新動向に合わせて、半導体光増幅器(SOA)のゲインリップルについて規定されたが、この項目の測定方法を参照するIEC規格がなかった。そのため、2017年のプランクトン会議で、測定方法を追加するとの合意から、IEC 61290-1-1IEC規格の改訂が行われた。国内業界の動向も同様であることから、IEC 61290-1-1に対応するこの規格においても、規格使用者に最新の技術水準に基づく適切な測定方法の情報を提供するために改正が必要である。	【期待効果】この規格の改正によって、SOAのゲインリップルに関する記載と測定方法とを規定することで、より正確かつ高信頼性の測定方法を提供ができることがから、それに基づいたデータ提供などによって円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。“適用範囲”において、光増幅器の測定対象のバラメータに“ゲインリップル”を追加する。“装置”において、ゲインリップルの測定系の説明を追加する。“手順”において、ゲインリップルの規定を追加する。“計算”において、ゲインリップルの規定を追加する。“測定結果”において、ゲインリップルの記載を追加する。	—	IEC 61290-1-1:2020	IDT	第2条の該当号:4(測定方法) 対象事項:光増幅器	法律の目的に適合している。 利点:ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点:いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月	33.180.30	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6122-3-2	光増幅器一測定方法ー第3-2部:雑音指數パラメーター電気スペクトラムアナライザ試験方法	Optical amplifiers—Test methods—Part 3-2:Noise figure parameters—Electrical spectrum analyzer method	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、現在商用化されている希土類が添加されたアクリティブ光ファイバを使用した光ファイバ増幅器(OFA)の雑音指數パラメーターによる電気スペクトラムアナライザ試験方法について規定したもので、電気スペクトラムアナライザを用いた光ファイバ増幅器の雑音指數パラメーターの測定方法を規定するため、2003年に発行されたIEC 61290-3-2(以降、対応国際規格といふ。)の第1版に基く、2006年に制定された。その後、対応国際規格は、光ファイバ増幅器以外の半導体光増幅器なども試験対象を拡張し、さらに最新の技術を反映し、2008年に7月に第2版として改訂された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに、より広くJISの適用を図るなど技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、半導体光増幅器、ランゲン増幅器を用いた光増幅器及び平面形光導波路増幅器にも本測定方法を適用できるようになり、光ファイバ増幅器以外の光増幅器技術の普及が加速する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、現行規格での光ファイバ増幅器に加えて、昨今の市場での光増幅器の普及状況を踏まえて半導体光増幅器、ランゲン増幅を用いた光増幅器及び平面形光導波路増幅器も試験の対象とするなるよう改める。 ・記号及び略語において、附属書の参考として記載しているものを、規格本体に移行して規定する。	IEC 61290-3-2:2008, Optical amplifiers — Test methods — Part 3-2: Noise figure parameters — Electrical spectrum analyzer method	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 電気スペクトラムアナライザ	法律の目的に適合している。 利点: ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		3		
JSA	06 電子	改正	C6122-4-1	光増幅器一測定方法ー第4-1部:過渡パラメータ二波長法を用いた利得パラメータ測定	Optical amplifiers—Test methods—Part 4-1: Transient parameters—Measurement of gain parameters using two-wavelength method	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、EDFA 及び光増幅器(OA)を含む光サブシステムの、二波長法による過渡パラメータ測定方法について規定したもので、2011年に第1版として発行されたIEC 61290-4-1(以下、対応国際規格といふ。)を基に技術的内容及び構成を変更することなく、2013年に制定された。その後、対応国際規格は、2016年に、最新の技術情報を反映し、適用範囲を光増幅器へ拡張し、用語及び定義の一般事項として規定している「過渡応答」などに関して、既存の測定装置の箇条に合体し、手順の箇条、データ分析の箇条、試験結果の箇条を、IEC 61290-4規格群の他のパートの構成に合わせた改訂が行われた。このよき状況から、光増幅器の産業分野では、国内でも半導体光増幅器などの市場適用が進んでおり、これらの規格群に基づいた適切な測定を行うため、対応国際規格に合わせたJISの改正が必要である。	【期待効果】このJISの改正によって、海外との商取引の場合の市場の混乱を低減する効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、一般事項として規定している「過渡応答」などに関しては、測定装置の箇条へ移行する。 ・手順において、同じ規格群のJIS C 6122-4-3に合わせて測定準備及び測定条件で構成する規定に改める。 ・測定結果において、同じ規格群のJIS C 6122-4-3に合わせて測定設定及び測定データで構成する規定に改める。	IEC 61290-4-1:2016, Optical amplifiers — Test methods — Part 4-1: Gain transient parameters — Two-wavelength method	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。 利点: ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		3		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6122-4-3	光増幅器一測定方法一第4-3部:過渡パラメーターパワー制御単一チャネル光増幅器のパワー・パラメータ測定	Optical amplifiers - Test methods - Part 4-3: Power transient parameters - Single channel optical amplifiers in output power control	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、光増幅器の出力光パワーの過渡特性の測定方法について規定したもので、2015年に第1版として発行されたIEC61290-4-3(以下、対応国際規格といいます。)を基に、2018年に制定された。その後、対応国際規格は、2018年に第2版として改訂され、信号パワーに対する自然放出光(ASE)の測定値の定義が、IEC 61290-3-3(Optical amplifiers - Test methods - Part 3-3: Noise figure parameters - Signal power to total ASE power ratio)の定義と整合された。一方、JISにおいても、IEC 61290-3-3の対応JISであるJIS C 6122-3-3(光増幅器一測定方法一第3-3部:雑音指数パラメーター信号対総ASEパワー比)が、日本国内の実態に合わせて当該の定義を改めたため、2016年に改訂された。このような状況から、この規格においても、当該測定値の定義を関連JISや対応国際規格に整合させ、使用者に適切な情報を提供するためにJISの改正が必要である。	【期待効果】この改正によって、JISの使用者の混乱を防止し、正確及び高信頼性の測定方法を提供することができるところから、円滑な取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・装置において、パワー過渡測定系の図の、光検出器の前に可変光減衰器(VOA)を追加する。 ・単一波長EDFAにおける出力過渡現象に関する背景の附属書において、自然放出光(ASE)の測定値の定義を関連JIS及び対応国際規格と整合させる。	IEC 61290-4-3:2018, Optical amplifiers - Test methods - Part 4-3: Power transient parameters - Single channel optical amplifiers in output power control	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		3	
JSA	06 電子	改正	C6182	光ビーム用光パワーメータ試験方法	Test methods of optical power meters for light beam	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、レーザ光パワー及び(又は)レーザ光エネルギーを測定する検出器を備えた光パワーメータの試験方法について規定するもので、1991年に制定された規格で、2021年に廃止されたJIS C 6181(レーザ放電パワー及びエネルギー測定用検出器、測定器及び測定装置)に適合する検出器の試験方法を規定している。このため、廃止されたJIS C 6181で規定された検出器の試験方法としての意義は失ってしまったと考えられる。一方、光通信用光パワーメータの規格は、国際規格を翻訳したJIS C 6186(光ファイバ用光パワーメータ校正方法)と、国内独自の規格で具体的な試験方法を定めたJIS C 6184(光ファイバ用光パワーメータ試験方法)の2本立てとなつており、前者が空間伝播光ビーム用光パワーメータを適用範囲に含んでいるのに対し、後者は光ビーム用光パワーメータに対応していない。このため、この規格は、光ビーム用光パワーメータの試験方法を規定する規格としての存在意義があり、そのため、JIS C 6181の廃止後も存続している。この規格は、制定から30年以上が経過しており、そのフォーマット及び技術的内容が現状と乖離している。また、この規格の制定後に、JIS C 6184及びJIS C 6186が制定・改訂されたため、これらの規格との間に標準試験条件の温度・湿度の値の違い、不確かさによる精度の評価がされていない、などの齟齬が生じている。このような状況から、現状の技術の実態に即した内容とするため、JISを改訂する必要がある。	【期待効果】この規格の改正で、空間伝播光ビーム用光パワーメータ試験における測定の内容が明確になるとともに、当該光パワーメータの試験手順を標準化することができ、精度の均一化による取引の単純公正化又は使用若しくは消費の合理化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、対象を、レーザ光パワー及び(又は)レーザ光エネルギーを測定する検出器を備えた光パワーメータから、空間伝播光ビームパワー測定用光パワーメータに変更する。 ・試験条件において、標準試験条件を他の光測定器の最新の試験方法規格と整合させる(温度 23±2 °C、相対湿度 50±20 %)。 ・不確かさ及び確度において、国際規格との整合を図るために、従来の確度及び誤差の表記に加え、不確かさの表記を追加・併記するとともに、確度を定義する際の(誤差の限界値)の定義式を、不確かさの算出によって得られた不確かさの値を用いて算出する形に変更する。 ・一般的な不確かさの算出方法・評価方法について、不確かさの概念に対する読者の理解を深めるため、附属書として記載する。	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: イ 欠点: いずれも該当しない。	試験方法の規定の現行化により、生産者、使用者の利便性が向上する。	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		1				

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6184	光ファイバ用光パワーメータ試験方法	Test methods of optical power meters for optical fiber	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバコネクタ端子をもち波長範囲400 nm～1 800 nmの光パワーを測定することが可能な光ファイバ用光パワーメータについて、その試験に関する手順を定めたもので、1993年に制定された。その後、この規格とは別に、国際規格IEC 61315[Calibration of fibre-optic power meters]に対応したJIS C 6186(光ファイバ用光パワーメータ校正方法)が制定され、2020年に最新版に改正された。これに伴い、現行規格とJIS C 6186:2020との整合性などを検証し、標準試験条件を他の光測定器の最新の試験方法規格との整合、確度(誤差の限界値)の定義式の修正などが必要のため、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 この規格の改正によって、試験における測定の内容が明確になるとともに、測定精度の表記が国際規格とも整合し、光ファイバ用光パワーメータの試験手順を標準化することができて、光ファイバ用光パワーメータの精度の均一化及び国際商取引の円滑化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ①現行規格ではない、引用規格の箇条を設ける。また、必要に応じて引用規格を更新・追加する。 ②“標準試験条件”において、温度、相対湿度などを、他の光測定器の最新の試験方法規格と整合させる。 ③“確度試験”において、確度(誤差の限界値)の定義式を修正する。 ④“確度試験”において、確度、誤差表記に加え、不確かさ表記を追加・併記する。	—	—	無	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ用光パワーメータ	法律の目的に適合している。 対象事項: 光ファイバ用光パワーメータ	利点: ア、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	(試験方法の規定の現行化により、生産者、使用者の利便性が向上する。)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月	33.180.10	5
JSA	06 電子	改正	C6760	弾性表面波デバイス用単結晶ウェハー仕様及び測定法	Single crystal wafers for surface acoustic wave (SAW) device applications—Specifications and measuring methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、弾性表面波フィルタ及び弾性表面波共振子に基板材料として用いる水晶、ニオブ酸リチウム(LN)、タンタル酸リチウム(LT)、四ほう酸リチウム及びランガサイトのウェハについて規定したもので、IEC 62276[Single crystal wafers for surface acoustic wave (SAW) device applications—Specifications and measuring methods]の第2版(2012年版)を基に、2014年に制定した。今回、中国主導で市場での重要度が増しているLT及びLN関係の規定が追加され、Ed.4としてIEC 62276が改訂される予定である(2024年10月)。このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図りながら、この規格を、市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・ウェハに限定した規格であることを明確化するため、箇条3 用語と定義、箇条4 要求事項(材料関連の内容)を削除。 また、箇条8 キュリー温度及び9項目格子定数測定法(ボンド法)も削除する。 ・ユーザニーズの多様化に対応して、LN及びLTの規定に重要な項目(厚さ、TV5、TTV、LTV、PLTV、透過率、明度、色差)に関して ・箇条3 用語と定義、箇条4 要求事項、箇条5 抽き取り検査、箇条6 試験方法にこれらの項目を追加または説明を加える。 ・要求事項に規定されたことに対応して、厚さ、透過率、明度、色差の測定法に関して ・箇条11 厚さと厚さのばらつきの測定(Measurement of thickness and thickness variation)。 ・箇条12 透過率の測定(Measurement of transmittance)。 ・箇条13 明度と色差の測定(Measurement of lightness and colour difference)を追加する。	IEC 62276:2024	MOD	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 弾性表面波デバイス用単結晶ウェハ	法律の目的に適合している。 対象事項: 弾性表面波デバイス用単結晶ウェハ	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	日本水晶デバイス工業会のWG	2025年1月		1		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定・改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6804	レーザ製品の安全－情報伝送のための光無線通信システムの安全	Safety of laser products - Safety of free space optical communication systems used for transmission of information	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光無線データ伝送用の光無線通信システムの製造及び安全な使用のための要求事項及び指針について規定しており、対応国際規格は2019年に第2版として発行されたIEC 60825-12である。対応国際規格は、その後、2022年に第3版として、測定条件が大きく見直され、要求事項もより詳細化されて、近年の高出力レーザ機器の市場規模の拡大に伴う知見、並びに人体の目及び皮膚に対する影響の新たな知見による測定条件の変更、最新の技術情報の盛り込みなど、内容が大きく改訂されているため、対応国際規格との乖離を防ぐべく、この規格の改正が必要である。 光無線通信システムは、自由空間にレーザ光を放射することによって、その目的を達成する。すなわち、人体がレーザ光に被ばくする可能性は他のレーザ製品よりも高い。最新の安全規格とすることにより、確実な安全性を確保する必要がある。	【期待効果】 最新のIEC規格(IEC 60825-12)との整合性を確保し、最新の技術水準の安全規格とすることで、製造及び使用における確実な安全性を確保することができ、さらに業界への周知を図ることができる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現規格では、西暦年を付記していないJIS C6802(レーザー製品の安全基準)を引用規格としているが、JIS C 6802:2018の引用を明記する。 ・用語及び定義: 2項目(送信アーバーチャー、タイムペース)を追加する。 ・箇条4以降: 測定条件2が見直され変更する。 ・従来の箇条4の要求事項が詳細となり、新規格では箇条4～8へ整理層別する。	IEC 60825-12:2022	IDT	第2条の該当号: 1(安全度) 対象事項: 鉱工業品(情報伝送のための光無線通信システム)	法律の目的に適合している。 利点: カ(シート「3.2の選択理由」を参照願います。) 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年7月		1		
JSA	06 電子	改正	C6823	光ファイバ損失試験方法	Measuring methods for attenuation of optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、シングルモード光ファイバ、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ、全プラスチックマルチモード光ファイバ及びケーブルの、損失、光導通、光損失変動、マイクロペンド損失、曲げ損失などの実用的試験方法について規定しており、IEC 60793-1-1:2008、IEC 60793-1-40:2001、IEC 60793-1-46:2001、IEC 60793-1-47:2006及びIEC/TR 62221:2001の規格を対応国際規格とし、一部技術的内容を変更して2010年に改正された日本産業規格である。その後、これらの対応国際規格は主に次のような改訂がされた。 IEC 60793-1-40(Attenuation measurement methods)では、全プラスチックマルチモード光ファイバの光損失を正確に測定するため、2019年に校正の規定が新たに追加された。 IEC 60793-1-46(Measurement methods and test procedures - Monitoring of changes in attenuation)では、2024年に光損失変動モニタ法における光透過率の変動を光損失変動に変更するとともに、それに伴い光損失変動を算出する式も変更する改訂がされた。 IEC 60793-1-40(Measurement methods and test procedures - Macrobending loss)では、各マクロペンド測定方法、ファイバ品種における測定系の構成、試料に関する記載が追加され、2017年に改訂された。 TR 62221(Measurement methods - Microbending sensitivity)では、マイクロペンド損失の説明、及び測定に当たり試料、測定条件、装置等などに関する記載が追加され、2012年に改訂された。 このような状況から、各光ファイバ損失試験方法の明確化や新規測定方法を追加することによって、最新の技術の実態に即した内容とするとともに国際標準との整合性を高めるため、JISの改正が必要である。	【期待効果】 最新の国際標準規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際協力の促進にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・損失試験のカットバック法(方法A)において、より適切な測定結果を得るため、全プラスチックマルチモード光ファイバの光損失測定時の校正要求事項を追加する。 ・光損失変動試験の伝送パワーによる光損失モニタ法(方法A)において、対応国際規格の改訂に合わせ、光損失変動の二つの算出式をそれぞれ $A_{\text{t}} = 10 \log_{10}(P_{\text{out}} / P_{\text{in}})$ 及び $A_{\text{n}} = 10 \log_{10}(P_{\text{out}} / P_{\text{in}})$ に改める。 ・曲げ損失試験のマンドレル巻き法(方法A)において、マンドレル巻き法を光ファイバ巻き法に改める。 また、光源、励振装置及び出力/検出装置の説明並びに試料に関する説明を追加する。 ・マイクロペンド損失試験において、試料や測定条件、装置に関する規定を追加する。	(1) IEC 60793-1-1:2022 (2) IEC 60793-1-40:2019 (3) IEC 60793-1-46:2024 (4) IEC 60793-1-47:2017 (5) IEC/TR 62221:2012	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。 利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		1		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6824	マルチモード光ファイバ 帯域試験方法	Test methods for bandwidth of multimode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、石英系マルチモード光ファイバ、多成分系マルチモード光ファイバ、プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ及び全プラスチックマルチモード光ファイバの単位長さの帯域の試験方法について規定するものであり、IEC60793-1-41:2003 "Optical fibres - Part 1-41: Measurement methods and test procedures - Bandwidth"を基に、2009年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC60973-1-41は、技術の進歩などを踏まえ、次の事項に関する改訂が行われ、2010年に第3版が発行された。 ・差動モード遅延から計算する全モード励振帯域法の追加 ・全プラスチックマルチモード光ファイバに対する限定モード励振法の手順改善 マルチモード光ファイバの帯域に関する試験は、品質保証を行う上で非常に重要な試験であることから、このような実態を踏まえ、国際規格との整合を図るとともに、我が国の最近の市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、測定精度の向上が図られることが期待される。また、生産の効率化及び製品品質の改善に寄与することが期待される。また、国際規格との整合が図られることで、国際レベルでの互換性が確保されることから、国際競争力の強化にも寄与する事が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 対応国際規格に第3の帯域試験方法が追加されたこと、及びA4ファイバの測定手順が改善されたことから、それらとの整合を図るために、以下の追加・変更を行った。 a)測定方法として、周波数掃引法、パルス法の2種類に加え、モード遅延時間差(DMD)から計算する「全モード励振モード帯域法(OMBc)」を追加する。 b)全プラスチックマルチモード光ファイバに対する限定モード励振法の手順を変更する。「限定モード励振(RML)は、NA = 0.3に対応する」を追加。 c)パワースペクトラムによる計算(時間領域、周波数領域、-3dB周波数)を追加する。 d)G1形マルチモード石英系光ファイバに対する全モード励振用モードスクランブルに関する要求事項を新たに規定する。	-	IEC 60793-1-41:2010	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月		4
JSA	06 電子	改正	C6829	光ファイバ波長分散測定器校正方法	Calibration of fiber optic chromatic dispersion test sets	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、光ファイバの波長分散測定器を校正するときの標準的な手順について規定したものである。通信用シングルモード光ファイバは、その種類、用途に応じて波長分散が厳密に規定されており、製造した光ファイバの品質保証には、正しく校正された波長分散測定器による確認が必要不可欠である。波長分散測定器の校正法は、国際規格IEC 61744で規定されおり、これに対応する国内規格として、この規格が2005年に制定された。最近、IECにおいてIEC 61744の改訂が行われていて、従来のEd. 2.0からEd. 3.0に変更となるIEC/AFDIS 61744:2022が発行され、適用範囲の作業手順が削除されるなどの変更がされている。そのため、なるべく早期にこの規格を改正し、対応国際規格の技術水準に整合させる必要がある。	【期待効果】 早期に対応国際規格と整合した規定とすることによって、国内での波長分散測定器の校正業務における国際規格との乖離を防止することができる。また、校正済の波長分散測定器による測定結果の信頼性が担保され、光ファイバの品質管理の向上及び取引の円滑化に寄与する事が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 “適用範囲”において、波長分散測定器の校正の点検及びこれに伴う校正期間の延長に関する記載事項を適用範囲から削除する。これに伴い、この項目の内容を記載した“校正点検手順”の該当箇所を削除する。 “校正”において、従来、校正の点検の方針としていた基準光ファイバを用いた校正法を、校正方法の一つとして新たに追加する。これに伴い、基準光ファイバを用いた校正法を規定する箇条を新たに設ける。 ・従来、本規格の対象となっていたパルス法による分散測定及びこれを用いた装置を対象から除外する。これに伴い、“遅延校正手順”において、該当部分を削除する。	-	IEC/AFDIS 61744:2022	IDT	第2条の該当号:4(検定方法) 対象事項:波長分散測定器	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	(国際標準をJIS化するもの)	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月	33.180.01	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6834	プラスチックランドマルチモード光ファイバ	Plastic cladding multimode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、コアに石英ガラス、クラッドにプラスチックを使用したステッピングスケルトンマルチモード光ファイバ素線について規定するものである。この光ファイバ素線は、LAN、車載ネットワーク、鉄道車両内伝送、コンピュータデータリンクなどの短距離の伝送用としての市場に対応する製品として開発されたものであるが、近年、車載ネットワークにおいては、環境、安全、快適に対する要求の増大に伴って、自動車の高機能化が一層進んでおり、搭載機器間をつなぐネットワークへの要求も高度化しており、1Gbps を超える伝送容量を求める声が大きくなっている。そのため、従来のSI-POFよりも伝送帯域が広く、また、データ通信領域で汎用的に使用されているコア径50 μm のGI型光ファイバよりも接続部材の寸法精度を緩和できる、コア径200 μm ほどの石英コアからなる光ファイバ素線を用いた光システムの導入拡大が進められている。この規格は、前回改正(1999年)から約25年が経過しており、こうした最近の国内外の市場実態に応じた規格として見直すことが要望されていることから、対応国際規格を、従来の一般仕様を規定する規格(IEC 60793-2)から、当該製品により適用する規格(IEC60793-2-30)に変更することとし、IEC 60793-2-30:2015との整合を図るとともに、我が国の市場の実態に即し改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、最近の国内外の市場の実態が反映されることから、製品の開発・製造が容易になり、また、市場の混乱を防げるだけでなく、正しい認知が定着することによって、取引の円滑化、市場の拡大にも寄与することが期待される。さらに、国際規格との整合が図られることから、国際レベルでの互換性が確保され、国際競争力の強化にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 a) 対応国際規格をIEC 60793-2:1992 (Optical fibres - Parts2:Product specifications - General)から、IEC 60793-2-30:2015 (Optical fibres- Part2-30 : Product specifications - Sectional specification for category A3 multimode fibres)に変更する。 b) 形名及び種類において、光ファイバ素線の種類として、IECによる分類(A3e、A3f、A3g)を追加する。 c) 機械特性において、強度(Proof stress level)の規格値を明確にするとともに引張強度を追加する。 d) 伝送特性において、光ファイバ素線RSI-200/230-Bの規格値を変更するとともに、新たに追加された種類(A3e、A3f、A3g)に対する規定を追加する。 e) 材料、形状及び寸法において、光ファイバ素線の寸法の項目(コア/クラッドの同心誤差)を追加するとともに、新たに追加された種類(A3e、A3f、A3g)に対する規定を追加する。 f) 対応国際規格との整合を図るため、環境特性について、新たに規定する。	-	IEC 60793-2-30:2015	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月	4	
JSA	06 電子	改正	C6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	Silica glass single-mode optical fibers	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、コア及びクラッドに石英系ガラスを使用した石英系シングルモード光ファイバ素線の寸法、機械特性、伝送特性、環境特性及びその試験方法について規定するものであり、IEC60793-2-50:2015を基に、2017年に改正された。その後、対応国際規格であるIEC60793-2-50は、技術の進歩などを踏まえて、次の事項に関する改訂が行われ、2018年に第6版が発行された。 a) ITU T勧告G.652、G.653、G.654、G.655及びG.657に規定されている形名規則との整合性を高めるため、当該形名規則を導入した。 b) 超多心ケーブルのHyperscale DC向けへの適用が進み、現在、その領域では200 μm被覆シングルモードファイバが一般的になっているため、この仕様を追加した。 c) B1.2シングルモードファイバに2種類の分類を追加した。このため、対応国際規格との整合を図るとともに、我が国最近の市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、我が国最近の市場の実態が反映されることから、当事者間ににおける相互理解の促進、取引の円滑化に寄与することが期待される。また、国際規格との整合が図られることで、国際レベルでの互換性が確保されることから、国際競争力の強化にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 機械特性において、200 μm被覆シングルモードファイバに係る仕様を追加する。 b) SSMA-9.3/125とSSMA-U-9.3/125、及びSSMF-A-9/125とSSMF-B-9/125において、200 μm被覆シングルモードファイバに係る仕様を追加する。 c) SSMA-T-10.5/125に、IECによる分類(A Limit、E Limit)を追加するとともに、波長分散特性の項目を追加する。	-	IEC 60793-2-50:2018	MOD	第2条の該当号: 1(種類、型式、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年1月	4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C6870-1-21	光ファイバケーブル 第1-21部: 光ファイバケーブル特性試験方法 - 機械特性試験方法	Optical fiber cables - Part 1-21: Basic optical fiber cable test procedures - Mechanical test methods	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気通信装置及び同様の技術を採用した機器とともに使用する光ファイバケーブル、及び光ファイバーと電気用導線とを複合したケーブルの機械特性試験方法について規定した規格で、IEC 60794-1-21:2015 (Optical fibre cables - Part 1-21: Generic specification - Basic optical cable test procedures - Mechanical tests methods)に基づいて2018年に制定された。 光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げているオプトエレクトロニクス分野の主要技術の一つであり、高速インターネットの普及に伴い、その導入ペースは年々加速されている。光伝送システムの性能とコストは、光ファイバ及びケーブルの特性に依存するところが大きく、光伝送システム構築上の必要性から、光ファイバ及びケーブルに関する標準化が進められてきた。国際的にも多様化する光ファイバ及びケーブルの種類に対応して標準化が進められており、対応国際規格のIEC 60794-1-21は、技術の実態に即した表記に改めるとともに、引張、衝撃、曲げなどの機械的試験を別のパートに分冊するなどの改訂が2020年に行われ、それぞれIEC60794-1-101:2024、IEC60794-1-104:2024、及びIEC60794-1-111:2023として制定された。このような状況から、技術の実態に即した適切な内容に改めるとともに国際規格との整合を図るために、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 最新の国際標準規格とJISとの間の整合性が得られることにより、国内外の市場に対する製品製造及び取引が円滑になり、国際協力の促進にも寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・E1: 引張りにおいて、実態に即して、“短時間荷重”を“敷設時荷重”に改める。 ・E5A: ケーブル化された光ファイバの被覆除去力安定性及びE5B: テープ形光ファイバ心線の剥離性において、これらの試験方法は、IEC60794-1-23に移行されたため、削除する。 ・その他細部の内容も対応国際規格であるIEC60794-1-21:2020と整合を図る。	IEC 60794-1-21:2020 IEC60794-1-101:2024 IEC60794-1-104:2024 IEC60794-1-111:2023	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に適合している。 対象事項: 光ファイバケーブル	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年1月		1		
JSA	05 電気	改正	C8305	鋼製電線管	Rigid steel conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流1000 V及び、又は直流1500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び、又はケーブルを保護するために用いる鋼製電線管(以下、電線管といふ。)の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格及び消防法の耐火電線の基準の耐火試験で用いる試験部材として引用されている。電線管ねじの寸法規定において、電線管ねじの試験の有無、検査方法及びねじゲージなどが定義されておらず、製造業者が行う形式検査及び第三者試験機関において電線管ねじ検査で混乱を生じている。適合性を確認するための試験方法が規定されていなかったため、製造業者、第三者試験機関及び各種電線管の関係団体から、寸法確認用の電線管ねじゲージを用いた試験が強く望まれている。また、この規格で引用しているJIS C 8461-1(電線管システム-第1部:通則)及びJIS C 8461-21(電線管システム-第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改訂されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、電線管ねじの試験方法の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与するとともに、電線管ねじの試験方法及びゲージを規定することによって、試験の標準化が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格の引用規格であるJIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の最新の改正版を反映するため、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・電線管ねじの寸法の規定において、適合性を確認するためのゲージを用いた試験方法を新たに追加する。 ・電線管ねじの寸法確認用のゲージの寸法及びねじ山図を新たに追加する。	-	無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 鋼製電線管	法律の目的に適合している。 対象事項: 鋼製電線管	利点: ア、イ、ウ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	-	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8309	金属製可とう電線管	Pliable metal conduits	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、交流1 000 V及び／又は直流1 500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる金属製可とう電線管(以下、電線管という。)の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となってている。最近市場で流通している製品は、この規格で引用しているJIS C 8461規格群の分類選定と違う製品が多く、構造、性能及び試験方法において不要な試験を実施しており実態に則していない。JIS C 8461-1(電線管システム－第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム－第22部:ブライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。こうしたことから、JIS C 8461規格群の改正内容を反映するとともに、金属製可とう電線管の試験方法などの明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与するとともに、試験の標準化が期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次の通りである。 ・引用規格のJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映し、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・10.3の衝撃試験の引用規格を最新のJIS C 8461-22を引用する。 ・JIS C 8461-1の分類選定を再選定し市場実態の性能に合わせて、箇条12の温度特性を削除する。 ・JIS C 8461-1改正により、箇条14の耐食性試験の引用箇条の見直しを行う。	—	—	無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 金属製可とう電線管	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、キ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	生産者等及び使用者の利便性の向上が図られる場合	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月	2	
JSA	05 電気	改正	C8330	金属製電線管用の附属品	Fittings for rigid metal conduits	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製電線管用の附属品の仕様について規定した製品規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっていない。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一に採用されている国際整合性能規格であるJIS C 8461(電線管システム)規格群との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要性がある。JIS C 8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るために、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJIS C 8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のためにユニバーサルT形を追加するなど必要な内容へ改める。	—	—	無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 金属製電線管用の附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月	2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	Boxes and box covers for rigid metal conduits	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる電線管用金属製ボックス及びボックスカバーの仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8462-1との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要性がある。JISC8462-1との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るために、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8462-1を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。	-	-	無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。	-	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月	2	
JSA	05 電気	改正	C8350	金属製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable metal conduits	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製可とう電線管用の附属品の仕様について規定した規格であり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。当規格は電気用品安全法技術基準解釈別表第二と関連して規定されているが、国際規格整合と電気用品安全法対応のため、解釈別表第一二に採用されている国際整合性能規格であるJISC8461(電線管システム)規格群との整合の必要性と、互換性確保のための仕様を規定する必要性がある。JISC8461規格群との整合及び必要な仕様を規定することにより、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・互換性・性能要求事項などのより一層の明確化を図るために、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によってメーカー間の互換性が確保され、最新の技術に対応する国際規格と整合することによって品質と安全性の向上に寄与することが期待できる。さらにJISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は次の通り。 ・用語及び定義、一般要求事項及び試験に関する一般注意事項、表示、構造、試験方法はJISC8461規格群を引用し、必要な規定項目を改める。 ・種類及び呼び、形状、寸法及び寸法許容差は、電気用品安全法対応や互換性確保のために必要な内容へ改める。	-	-	無	第2条の該当号: 1(種類、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 金属製可とう電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。	-	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月	2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8364	バスダクト	Busways	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、交流1000V以下(周波数1000Hz以下)又は直流1500V以下のバスダクト及びその附属品について規定した規格である。 前回の改正から15年が経過しており、この間に関連するIEC規格では改訂が進んでおり、その技術をJISに取入れたいとの要望が出てきた。 また、耐火バスダクトの耐火試験方法の一部に、消防法告示(耐火電線の基準)で定められた寸法との差異が確認され、早急に対応する必要がある。	【期待効果】 規格を改正することにより、将来のIEC規格への整合化が容易になる。また、消防法告示(耐火電線の基準)との差異を解消することで、耐火バスダクトの耐火試験における安全性を確保することができる。	主な改正点は、次のとおり。 1) IEC規格との適合性を図るため、次の改正を行う。 ・ヒートサイクル性能において、サイクル回数ごとの温度測定の規定値を変更する。 ・構造において、定格電圧に応じた空間距離及び沿面距離を変更する。 ・試験方法において、商用周波数耐電圧試験の試験電圧を変更する。 2) 耐火バスダクトの耐火試験方法を、消防法告示(耐火電線の基準)の内容と整合させる。	—	—	無	第2条の該当号: 1(種類、性能、構造) 対象事項: バスダクト	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、カ 欠点: いずれも該当しない。	強制法規技術基準、 公共調達基準等に引用される規格	—	一般社団法人電気設備学会のWG	2024年1月	4	
JSA	05 電気	改正	C8411	合成樹脂製可とう電線管	Pliable plastics conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格となっている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システム－第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム－第22部:ブライアブル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改正版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。 ・衝撃試験及び曲げ試験で使用する最小内径確認用ゲージは、JIS C 8461-22で規定する「合成樹脂製可とう管・CD管」用のゲージを適用することを追加する。	—	—	無	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 合成樹脂製可とう電線管	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。	—	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月	2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable plastics conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格とされている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システム 第1部:通則)及びJIS C 8461-22(電線管システム 第22部:プライアル電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改訂版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。	-	-	無	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 合成樹脂製可とう電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。	-	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月	2	
JSA	05 電気	改正	C8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	Fittings of unplasticized polyvinyl chloride(PVC-U)conduits	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものであり、JISマーク表示制度の対象規格とされている。この規格が引用しているJIS C 8461-1(電線管システム 第1部:通則)及びJIS C 8461-21(電線管システム 第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項)において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して、改訂されたことから、それらとの整合を図るために改正されることになった。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、JISマーク表示制度の運用に当たって、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、最新の技術に対応した硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、JISマーク表示制度の対象規格及び国土交通省の調達基準として、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の最新の改正版を反映するため、引用規格、試験に関する一般注意事項、機械的特性、電気的特性、火災の危険について、改訂版の年度及び該当箇条に改める。 ・寸法の規定において、最小の寸法を明確にするため、規定値の後に“以上”を追加する。	-	-	無	第2条の該当号: 1(種類、形状、寸法、構造、品質、性能) 対象事項: 硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、カ、ク 欠点: いずれも該当しない。	-	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人電気設備学会のWG	2023年1月	2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C8473	ライティングダクト-電源用ダクトの安全性要求事項	Lighting busways-Particular safety requirements for power supply use	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、IEC 61534-1:2011及びAmendment1:2014を基にして、定格電圧が単相交流 277 V 以下、又は二相交流若しくは三相交流 480 V 以下であって周波数が 50/60Hz で定格電流が 50 A 以下の電源用ダクトの安全性要求事項について規定している。対応国際規格は、電気安全に必要な短絡保護及び短絡耐力の規定及び試験が必要であること、及び表示の耐久性を明確にするための試験方法の改善が要望されていた。このため、2020年にAmendment2が発行され、短絡電流から生じる熱応力及び動的応力に耐えられる構造要求及び試験が規定された。また、治具による表示の耐久性試験が追加された。我が国も同様の状況であるため、国際規格との整合を図りながら、この規格を市場の実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、電源用ダクトシステムにおける短絡に対する保護及び耐力が向上する。また、表示の耐久性試験に、試験用の治具を使用した試験方法を追加する。・短絡に関する要求事項が追加するため、用語及び定義(箇条3)に必要な用語を追加できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・短絡保護及び短絡耐力に関する規定を新たに箇条18として追加する。 ・表示の耐久性試験に、試験用の治具を使用した試験方法を追加する。	IEC 61534-1:2011, AMD1:2014,AMD2:2020	MOD	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質及び性能) 対象事項: 電源用ライティングダクト	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電気設備学会のWG	2025年1月	1			
JSA	05 電気	改正	C8708	ポータブル機器用密閉型ニッケル・水素蓄電池(単電池及び組電池)	Secondary sealed nickel-metal hydride cells and batteries for portable applications	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、小型角形、円筒形及びボタン形の密閉形ニッケル水素蓄電池の試験方法及び要求事項等について、2019年にIEC 61951-2:2017を基礎として改訂されたものである。その後、対応国際規格は、寸法及び放電特性の位置付けの明確化並びにサイクル耐久特性の試験終了判定条件追加などを含んだAmendmentとして2022年10月に発行された。同じような用途で使われるニカド蓄電池とニッケル水素蓄電池と寸法を整合させるなど、使用者及び消費者に適切な寸法及び特性を有する蓄電池を提供する必要がある。また、連続充電耐久特性については、試験対象の明確化が必要である。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、電池使用機器製造者は機器設計に適した寸法の蓄電池が選択可能となり、産業の合理化が期待できる。また、放電特性の位置付けの明確化、サイクル耐久特性の試験終了条件追加及び連続充電耐久特性の試験対象適切化により、使用者及び消費者は要求性能に適合化への寄与が期待できる。対応国際規格との整合化を図ることによって、国際競争力の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ①寸法: 乾電池と寸法の互換性がない円筒形単電池の寸法規格表で規定した内容は例であることを明示。…対応国際規格の改訂に伴う対応 ②放電特性: 放電特性(規格値)の変更。…対応国際規格の改訂に伴う対応 ③サイクル耐久特性: 深い充放電の繰り返しに適した蓄電池が選択可能となり、使用者及び消費者に適切な寸法及び特性を有する蓄電池を提供する必要がある。 ④連続充電耐久特性: 連続充電耐久特性の試験対象を適切化(見直し)…対応国際規格の改訂に先立ってJISを改訂	IEC 61951-2	MOD	第2条の該当号: 1(形状、寸法、性能) 対象事項: 密閉型ニッケル・水素蓄電池	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電池工業会のWG	2023年4月	29.220.30	5		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関 産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-2-14	環境試験方法－電気・電子－第2-14部:温度変化試験方法(試験記号:N)	Environmental testing - Part 2-14: Tests - Test N: Change of temperature	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、部品、機器又はその他の製品が周囲温度の急激な変化に耐える能力を試験する方法について規定するもので、2009年に改訂されたIEC 60068-2-14を基に2011年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、試験パラメータ、試験装置の詳細、試験の厳しさ、試験の後処理の追加などの修正が実態に即した内容として2023年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合、近年の技術の実態に即した試験規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・記号の箇条を新たに設け、試験パラメータの量記号を規定する。 ・一般事項において、近年の技術進歩に合わせ、試験のパラメータ、各試験温度に対する曝露時間の選択、移し換え時間の選択及び温度変化試験の適用限界の規定を現状の技術に対応した内容に改める。 ・試験Na(温度急変試験)において、明確化のため、試験槽について図を追加して具体的に詳細を規定し、試験の厳しさを上げる場合の規定を追加し、前処理及び試験サイクルを実態に即した内容に改め、後処理の規定を追加する。 ・試験Nb(定速温度変化試験)において、明確化のため、許容差の規定を新たに追加し、前処理、試験サイクル及び後処理の規定を実態に即した内容に改める。 ・試験Nc(二液槽温度急変試験)において、明確化のため、試験準備、試験サイクル及び後処理を実態に即した内容に改める。 ・試験報告書に記載する事項において、現行規格の、試験Na、試験Nb及び試験Ncそれぞれの「製品規格に規定する事項」の規定を統合して、試験報告書に記載する事項に一元化する。	IEC 60068-2-14:2023	IDT	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項: ・電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。 対象事項: ・電気・電子機器及び部品	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	2		
JSA	05 電気	改正	C60068-2-17	環境試験方法－電気・電子－第2-17部:封止(気密性)試験方法(試験記号:Q) (現行名称:環境試験方法－電気・電子－封止(気密性)試験方法)	Environmental testing - Part 2-17: Tests - Test Q: Sealing	【制定・改正する理由(必要性)】この試験は、試験片の密閉の有効性を判断するために、容器の容器の封止(気密性)におけるグロスリー及びファインリーの外部および内部の検出に適用され、容器の封止(気密性)の試験方法について規定したもので、1994年に発行されたIEC 60068-2-17を基に2001年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、適用範囲にエンクロージャ、カバー、シールが部品及び機器を正常に動作させる能力を確認するための追加のテストには、IEC 60068-2-18が役立つの規定の追加、圧力変化封止試験中の槽内の圧力と時間の図を実際に合わせて変更し、試験報告書に記載する事項を適正な内容に改めるなどの変更が実施され、2023年に改訂された。したがって、JISにおいても試験結果の精度向上及びこれらの国際規格の規定の反映のために改正が必要である。	【期待効果】改正によって、封止(気密性)試験結果の信頼度を上げ、電子機器、電子部品などの性能及び品質の向上・改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、エンクロージャ、カバー、シールが部品及び機器を正常に動作させる能力を確認するための追加のテストには、IEC 60068-2-18が役立つの規定が追加された。 ・試験Qy:圧力変化による封止試験において、圧力変化封止試験中の槽内の圧力と時間の説明の図を、圧力上昇カーブを時定数の指數関数と仮定すると、試験時間 t は 0.2 よりも長くないことが望ましいとの表現に合うように変更した。 ・試験報告書に記載する事項について、a) 顧客(名前と住所), b) 試験機関(名称、住所、および認定の詳細(ある場合)), c) テスト日(テストが実行された日付), d) テストの種類(Qa - Qy、テスト方法), e) 試験規格、版(IEC 60068-2-17、使用される版), f) 試験片の説明(図面、写真、数量の製造状況)などを必須事項として追加する。	IEC 60068-2-17:2023	IDT	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項: ・電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。 対象事項: ・電気・電子機器及び部品	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	2		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60068-3-4	環境試験方法－電気・電子－第3-4部：支援文書及び指針－高温高湿試験 (現行名称：環境試験方法－電気・電子－第3-4部：高温高湿試験の指針)	Environmental testing—Part 3-4: Supporting documentation and guidance—Damp heat tests	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、製品規格、例えば、部品又は装置の規格を作成する際に、当該製品の適用範囲に対する適切な試験及び試験の戦略を選択する際の指針について規定したもので、2001年に制定されたIEC 60068-3-4を基に2004年に制定された。その後、対応する国際規格は、技術の進展を反映して、蒸留水及びイオン交換水によるすぎを含む湿度試験槽の洗浄手順に関する推奨事項を新たに追加し、結露についての記載を改めるなどの修正が行われ、2023年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した試験規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・加湿及び制御手順において、近年の技術進歩に合わせ、一般に規定している、加湿に使用する蒸留水及びイオン交換水の用途に新たに洗浄時のすぎを追加し、湿度試験槽の洗浄手順に関する推奨事項を追加する。水の注入(噴霧)について、例として超音波加湿器及び噴霧器を記載する。 ・湿度の影響の物理現象において、試験の一般事項を新たに規定し、供試品に対する湿度の影響に関する追加事項を明記する。近年の技術進歩に合わせ、結露についての記載を全面的に改める。	IEC 60068-3-4:2023	IDT	第2条の該当号：4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点： ア、エ、キ 欠点： いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	2			
JSA	05 電気	改正	C60695-5-1	火災危険性試験－電気・電子－第5－1部：燃焼放出物による腐食損傷の影響－一般指針	Fire hazard testing—Part 5-1: Corrosion damage effects of fire effluent—General guidance	この規格は、電気・電子部品の腐食試験方法に関する指針を規定したものである。2011年に対応国際規格であるIEC 60695-5-1:2002を基に改訂されたが、近年の火災評価技術の進歩によって、腐食試験方法が市場全般の要求と乖離した状態となっている。こうした状況を踏まえ、IEC 60695-5-1は2021年に引用規格、参考文献及び技術的内容を最新化するなど改訂されたため、対応国際規格と整合させるとともに、我が国の最新技術を反映した規定とすべく、この規格を早急に改訂する必要がある。	【期待効果】この改正によって、試験方法が国内の最新技術を反映して刷新され、相互理解の促進が図られるごとから、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、効率的な産業活動、安全安心などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化、国際協力の促進、国際産業競争力にも寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、JIS C 60695-4に定義された新しい用語(火災減衰、フランシュオーバー、火盛り期火災など)を追加する。 ・火災シナリオ及び火災モデルにおいて、対応国際規格と整合させ、煙の腐食性を制御するISO 11907-1のコンセプトを追加する。 また、“火災発達段階の一般的な分類”についてを、対応国際規格と整合させ、最新のISO 19706に規定された火災の段階を示す内容に改める。 ・腐食性的評価において、“腐食性の試験方法の概要”的試験方法について、最新の国際規格に整合させる。	IEC 60695-5-1:2021	IDT	第2条の該当号：4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年8月	29.020	5		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60721-2-3	環境条件の分類－第2-3部：自然環境の条件－気圧	Classification of environmental conditions - Part 2-3: Environmental conditions appearing in nature - Air pressure	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、自然環境に現れる様々な気圧の値を規定する。製品に適切な気圧の厳しさを選択する場合、基礎的な情報として使用することを意図しており、1987年に制定されたIEC 60721-2-3を基に1997年に制定された。この後、対応する国際規格は、気圧に関する技術の進展を反映して、①高度による冷却効率の低下に関する数値の削除、②海面上及び海面下の高度と標準気圧との対応を示す表の簡素化、③高度から気圧を計算するための式の追加等の修正が実施されて2013年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">高度による冷却効率の低下に関する数値を削除する。海面上及び海面下の高度と標準気圧との対応を示す表を簡素化する。高度から気圧を計算する式を追加する。	-	IEC 60721-2-3:2013	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月	19.040	5
JSA	05 電気	改正	C60721-2-4	環境条件の分類－第2-4部：自然環境の条件－日射及び温度	Classification of environmental conditions - Part 2-4: Environmental conditions in nature - Solar radiation and temperature	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、日射地域を幾つかのタイプに分類し、製品に適用する日射の厳しさを適切な値に選択する基礎的な規格として使用することを意図したもので、1987年に制定されたIEC 60721-2-4を基に制定された。この後、日射に関する研究の進展により、①適用範囲において、「製品に適用する日射の厳しさを選択する場合、IEC 60721-1に規定した値を使用する」との記載の削除、②日射の基本事項である日射強度の平均値である太陽定数の変更及び年間の日射強度の最小および最大値の削除、③澄んだ夜空からの大気放射を表す図1の削除等が実施されて2018年に対応国際規格が改訂された。製品に適用する日射の厳しさの基礎的情報について、対応国際規格との整合を図ると共に、さまざまな場所で使用される製品の信頼度を上げるために、この規格の改正が必要である。	【期待効果】この改正によって、国際規格と整合した日射の値が規格化され、国際的に共通の環境条件に基づく製品設計が可能となることから、性能及び品質の向上・品質の改善、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">適用範囲において、「製品に適用する日射の厳しさを選択する場合、IEC 60721-1に規定した値を使用する」との記載を削除する。使用されていない引用規格を削除する。日射強度の平均値である太陽定数の変更及び年間の日射強度の最小および最大値を削除する。図1(澄んだ夜空からの大気放射)を削除する。	-	IEC 60721-2-4:2018	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月	19.040	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C60721-3-3	環境条件の分類ー第3-3部:環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類ー屋内固定使用の条件	Classification of environmental conditions - Part 3-3: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Stationary use at weatherprotected locations	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、屋内に設置する製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさのグループの分類について規定したもので、1997年にIEC 6721-3-3:1994+Amendment 1:1998+Amendment 2:1996を基に制定された。この後、対応する国際規格は、IEC 60721-2-1:2013の気候群の変更及びIEC 60721-3-1:2018の分類の変更に対応して、2019年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図った設計・試験条件の規格とするために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">用語及び定義について、JIS C 60721-1から用語の定義を引用して適用する。一般的箇条について、JIS C 60721-3-1と記載を揃える。環境パラメータ及びその厳しさの分類について、旧規格では附属書で規定した各分類の条件を、本体で規定する。JIS C 60721-3-1の最新版に対応して、分類を修正する。 ただし、化学的に活性な物質を除く。<ul style="list-style-type: none">気象条件(K)について、JIS C 60721-2-1の最新版に対応して、気候区分を修正する。気象条件の分類の表は新規の分類に変更する。(3Z1~3Z3, 3Z12~3Z14)、低圧に新たに分類を追加する。(3Z13)(3Z13)化学的に活性な物質(C)について、分類についての規定を削除して、ISO 9223を参照する。機械的に活性な物質(S)について、化学的に活性な物質の分類の表は新規の分類に変更する。(3S5~3S7)機械的条件(M)について、機械的に活性な物質の分類の表は新規の分類に変更する。(3M10~3M12)	-	IEC 60721-3-3:2019	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月	19.040	5
JSA	05 電気	改正	C60721-3-4	環境条件の分類ー第3-4部:環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類ー屋外固定使用の条件(現行名称:環境条件の分類 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 屋外固定使用の条件)	Classification of environmental conditions - Part 3-4: Classification of groups of environmental parameters and their severities - Stationary use at non-weatherprotected locations	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、屋外に設置する製品がさらされる環境パラメータ及びその厳しさの分類について規定したもので、1997年にIEC 60721-3-4:1995+Amendment 1:1996を基に制定された。対応国際規格は、近年の実態に即して改訂されたIEC 60721-2-1:2013の気候群の変更及びIEC 60721-3-1:2018の分類の変更に対応して、2019年に改訂された。この改訂を踏まえ、国際規格との整合を図るために、この規格を改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、設計・試験条件の精度が向上して品質の改善又は明確化に寄与し、その結果、生産性等の向上又は産業の合理化が期待できる。さらに、この改正によって、国際規格と整合した条件を設計・試験に適用できるようになり、国際貿易の円滑化又は国際協力の促進に寄与する効果も期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">気象条件において、最新のデータに基づいたJIS C60721-3-1(環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類ー保管条件)の区分変更に伴い、密閉(4K23~4K24)及び開放(4K25~4K27)分類に改める。特別な気象条件において、特別な気象条件の表に、JIS C60721-3-1(環境パラメータ及びその厳しさのグループ別分類ー保管条件)の区分変更に伴い、日射(4Z15~4Z16)及び積雪(4Z17~4Z18)を新たに追加すると共に、周囲空気の動きの項目では4Z3(20m/s)を削除し、4Z5(67m/s)を追加、雨以外の水の項目では、4Z6(無視できる)を削除し、4Z12(水滴)、4Z13(噴霧)、4Z14(はね)の新たな分類の表に改める。生物学的条件において、生物的条件の分類の表に無視が可能という分類を新たに追加し、分類を3分類(4B1~4B3)に改める。化学的に活性な物質において、分類についての規定を削除して、ISO 9223を参照する旨の記載に改める。	IEC 60721-3-4:2019, COR1:2023	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	2		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定・改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C61000-4-6	電磁両立性-第4-6部:試験及び測定技術-無線周波電磁界によって誘導する伝導妨害に対するイミュニティ	Electromagnetic compatibility(EMC) - Part 4-6: Testing and measurement techniques - Immunity to conducted disturbances, induced by radio-frequency fields	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、周波数範囲150 kHz～80 MHzの意図する無線周波(RF)送信機から到来する電磁妨害に対する電気・電子装置の伝導性イミュニティ要求事項について、IEC 61000-4-6:2013を基に制定したものである。対応国際規格は、改訂から10年が経過し、各試験所間の試験結果のばらつきの原因となり得る規定の不足について、すなわち、供試装置(EUT)のセットアップ、注入電力のフィードバック、デカップリングネットワークの特性の規定を追加して、2023年に改訂された。さらに、試験時間短縮を意図して、複数周波数を同時に印可する新たな手法も追加され、最新の技術水準を反映した規格となっている。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに最新技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、試験方法の定義が明確になり試験結果のはらつきが抑えられ、効率的な精度の良い認証試験を実施することによって、品質の改善、生産性の向上に寄与する。また、複数周波数を同時に印可する方式によって試験時間が短縮し、生産性の向上に寄与する。さらに、対応国際規格と整合することによって、国際的に共通の評価が実現し、国際貿易の円滑化に寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・单一のユニットからなるEUTの試験セットアップにおいて、EUTと結合・減結合回路網(CDN)間を0.3m以下のケーブルで接続することが出来ない場合の配線方法について追記する。また、PE以外の接地用端子の配線方法について規定する。・試験方法において、事前のレベルセッティングで得られた進行波電力を印可する記載を明記する。・減結合クランプの特性において、試験結果のはらつきを抑制するため、減結合クランプの使用可能周波数、減結合係数、形状についての要求を新たに規定する。	IEC 61000-4-6	IDT	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点: ア, キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2025年1月		1		
JSA	05 電気	改正	C61000-4-20	電磁両立性-第4-20部:試験及び測定技術-TEM(横方向電磁界)導波管のエミッション及びイミュニティ試験	Electromagnetic compatibility (EMC)-Part 4-20: Testing and measurement techniques-Emission and immunity testing in transverse electromagnetic (TEM) waveguides	【改正する理由(必要性)】この規格は、様々なTEM導波管を用いた電気・電子装置に対するエミッション及びイミュニティの試験方法について規定している。近年、我が国の無線通信技術は飛躍的に進歩し、新たな無線通信システムが運用されているが、現行規格は、発行後10年以上が経過しており、規格として種々の問題が出てきている。この規格の対応国際規格であるIEC 61000-4-20では、電界均一性的検証法の手順を明確にするフローチャートの追加、TEMモードの検証を計算可能にする、4ポートTEM導波管によるTEMモード生成など、現状の問題点にも対応できる試験方法の規格とする改正が2022年に行われた。これらをJISに反映させるため、今回の改正が必要である。	【期待効果】この改正によって、以下の効果が期待できる。 <ul style="list-style-type: none">・対応国際規格と整合することで輸出入製品に対しても同じ評価ができる。・試験電界の定義、試験配置などをより明確に標準化することで、試験所間での試験結果のはらつきが抑えられて、手戻り再試験が防げるため、検証試験及び製品開発の効率化が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・電界均一性的検証手順を明確にするため、進行波電力一定法及び電界一定法のフローチャートを追加する。・TEMモードを検証するため、従来の周波数ステップに関する要求条件を削除し、主電界と2次電界成分との比に関し統計バラメータと分位点を定義し、解析的に計算可能にする。・4ポートTEM導波管に対応するため、4ポートTEM導波管によるTEMモードの生成などの記述を追加する。	IEC 61000-4-20:2022	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:電気・電子機器	法律の目的に適合している。	利点: ア, イ, ウ, カ, キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電気学会のWG	2023年7月	33.100.10; 33.100.20	5		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61300-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第一部:通則	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 1: General and guidance	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品に対する試験方法の規格群で規定している基本試験及び測定手順に関する通則について規定したもので、IEC 61300-1 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures Part 1:General and guidance)を基にしている。2019年の2回目の改正後、最新の技術動向に対応するために対応国際規格IEC 61300-1が2022年に改訂され、第5版となった。用語の定義が大きく更新されたほか、測定不確かさに関わる規定の追加、A1光ファイバの詳細な種類の追加、詳細を定めていない光ファイバ及び方形導波路についてのマルチモード励振条件の追加、エンサークルドフラックスの要求値に対してこれまで定めていた下限及び上限値に加えて、目標値の追加などの諸変更が行われている。測定不確かさの取り扱いの明確化、多様な光ファイバ、方形導波路などのより詳細な励振条件の追加などは、国内においても、光受動部品への多種の光ファイバ及び方形導波路の適用を容易にするものであり、IEC規格の最新の技術水準に合わせるために、この規格の改正が必要である。	【期待効果】この改正によって、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できる光ファイバ及び方形導波路の種類が増え、市場の混乱回避と取引の円滑化が見込まれ、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、測定の不確かさなどを10の用語を追加する。 ・JIS C 61300-3規格群の「要求事項」において、測定の不確かさについての規定を追加とともに、「損失変動に対する要求事項」の「損失変動差」に関する規定を削除する。 ・「励振条件」において、「A1光ファイバ」について詳細な種類の記載を追加とともに、それ以外の光ファイバ及び方形導波路の励振条件を追加する。 ・現行規格の附録書で規定しているエンサークルドフラックス(EF)及びエンサークルダンギュラーフラックス(EAF)の光パワーの求め方の規定を、EFについての規定を附録書Aに、EAFについての規定を新設する附録書Bに分離とともに、それぞれ目標値を新たに規定する。	-	IEC 61300-1:2022	IDT	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:光受動部品	法律の目的に適合している。 利点:ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点:いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月	33.180.20	5	
JSA	06 電子	改正	C61300-2-1	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第二部:試験－正弦波振動	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures-Part 2-1: Tests-Vibration (sinusoidal)	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、移動中に発生する可能性のある一般的な振動周波数範囲及び振動の大きさによって、光コネクタ、光受動部品及びクロージャーの振動の影響を試験する方法について規定したもので、IEC 61753-1:2009を基に2012年に制定されたものである。2022年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさの程度について、IEC61753-1(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard - Part 1: General and guidance)と整合を取るために、各システム、機器、装置などに応じて推奨値が定められるなどの改訂がされた。このため、日本国内においても多く使用される製品に関わるものであることから、現状の技術の実態を踏まえ、国際規格に整合した試験にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、より多くの製品種類について、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称において、補完要素の名称を“正弦波振動試験”から“試験－正弦波振動”に改める。 ・装置において、加速度のモニターについて、ジグとは別に規定する。 ・手順において、DUTの準備を前処理と別にして規定する。また、初期測定について、外観確認方法の例を新たに追加する。 ・試験の厳しさの程度において、ファイバマネジメントシステム、メカニカルスプライス/現場組立用コネクタ、壁コンセント/光ファイバー配電盤、強化光コネクタ及びストリートキャビネットについての推奨値を新たに規定する。	-	IEC 61300-2-1:2022	IDT	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:光受動部品	法律の目的に適合している。 利点:ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点:いずれも該当しない。	-	IEC規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年11月	33.180.20	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61300-2-5	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2部：試験－光ファイバランプ強度－ねじり	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-5: Tests - Torsion	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、取付け時及び通常時に加わる引張力を加えた状態でのねじり力に対する、光ファイバ付きコネクタ及びクロージャのコードクランプ部の強度を試験する方法について規定したもので、2009年に発行されたIEC 61300-2-5(以下、「対応国際規格」という。)を基に2013年に制定された。対応国際規格では、最新の技術及び市場動向に合わせるために、2022年に試験手順の見直し及び気密クロージャーの試験を追加した第4版に改訂された。この規格は、光受動部品、光能動部品、光コネクタ以外にも、情報通信機器など100を超えるJISで引用されていることから、最新の対応国際規格の技術水準に合わせた規定とするため、この規格の改正が必要となった。	【期待効果】最新の技術及び市場動向を反映した対応国際規格と一致した規定に改正することにより、市場の混乱を避け、取引の円滑化及び国内市場の活性化を促す効果が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格ではない「用語及び定義」の箇条を新たに設ける。 ・「装置」の「概要」において、測定装置の図を追加する。また、「光ファイバ保持具」及び「光源及び光検出器」に、それぞれ具体的な仕様に関する要求事項を追加する。 ・「手順」の「固定」において、光ファイバ保持具の仕様に関する規定を、上記の装置での規定に変更する。また、「気密クロージャの封止特性試験」及び供試品の「復帰」に関する規定を追加する。	—	IEC 61300-2-5:2022	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年4月	33.180.20	5
JSA	06 電子	改正	C61300-2-6	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-6部：試験－かん合部締結強度－軸方向引張り	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic tests and measurement procedures - Part 2-6: Tests - Tensile strength of coupling mechanism	この規格は、通常の使用状態で加わる軸方向への引張力に対して、光コネクタ間又は光コネクタと光デバイスとの間の締結機構の強度を調べる試験方法について規定している。 この規格は、2010年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-6(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic tests and measurement procedures - Part 2-6: Tests - Tensile strength of coupling mechanism)(以下、「対応国際規格」という。)を基に、2014年に制定された。その後、対応国際規格は、用語及び定義の追加、詳細に規定する事項の他文書との整合のための修正及び試験中の損失モニタリングを追記するための第3版の改訂が2023年11月に行われた。このJISは、ファイバオプティクス関連をはじめ、情報通信機器など132件のJISから引用されており重要度が高い。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、市場から求められている試験中の損失モニタリングを追記するなど実態に即した内容に改正する必要がある。	【期待効果】試験中の損失モニタリングを追加した対応国際規格の最新版に整合させることによって、特に海外との商取引において混乱を避けることができ、この規格を引用する製品規格及び製品仕様に係る製品の輸出入の拡大を図ることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格に合わせて用語及び定義の箇条を新たに設ける。 ・概要において、供試品の設置などについてより詳細に記載する。 ・装置において、特にトルクレンチを用いて締結することもないことからトルクレンチの規定を削除する。 ・手順において、試験を適切に実施するため、より詳細な手順を示す供試品の準備などの項目を追加する。 ・試験の厳しさの程度において、環境カテゴリを最新の国際規格の規定に整合させて、カテゴリOP、カテゴリなどを追加する。 ・詳細に規定する事項において、関連するJISC61300-2規格群に合わせた項目に改める。	IEC 61300-2-6:2023	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年10月		2		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61300-2-18	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-18部：試験－高温	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-18: Tests-High temperature	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、光デバイス又はクロージャの動作時、保管時、及び輸送時に起る可能性がある高温環境条件での耐久性の測定手順について規定したもので、IEC 61300-2-18:2005を基に2009年に改正されている。2022年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさの程度について、IEC61753-1(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard - Part 1: General and guidance)と整合を取るため、製品カテゴリーに応じて温度及び暴露時間の推奨値を定めるなどの改訂がされた。このため、これらの試験は日本国内においても多く使用される製品に関わるものであることが、現状の技術の実態を踏まえ、国際規格に整合した試験にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、製品用途に応じた適切な試験の厳しさの条件を容易に選ぶことができ、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、市場の拡大が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 規格名称において、補完要素の名称を“正弦波振動試験”から“試験－高温”に改める。 試験の厳しさの程度において、現行では温度条件は3つおりの条件を示しているが、7種類の製品カテゴリーに応じた温度及び暴露時間の推奨値に改める。	-	IEC 61300-2-18:2022	IDT	第2条の該当号:4(試験方法、測定方法) 対象事項:光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	IEC規格のJIS化	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年11月	33.180.20	5
JSA	06 電子	改正	C61300-2-26	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第2-26部：塩水噴霧試験	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-26:Tests - Salt mist	【必要性】この規格は、塩水噴霧に対する光ファイバ接続デバイス及び光受動部品を構成する金属の耐食性、及び異なる金属間の腐食防止処理が十分であるかを評価する試験手順について規定している。 この規格は、2006年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-26(Fibre optic interconnecting devices and passive components-Basic test and measurement procedures-Part 2-26: Tests-Salt mist) (以下、対応国際規格という。)を基に、2013年に制定された。その後、2023年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさの程度について、IEC61753-1と整合を取るとともに、試験内容について、IEC60068-2-11と整合をとり、手順をより明確にするための改訂が行われている。 このような状況から、日本国内において多く使用される製品に関わるものであり、国際的な標準に整合した試験にするため、改正を行う必要がある。	【期待効果】この改正によって、より多くの製品種類について、国内での測定結果をそのまま国際取引で使用できるようになり、市場の混乱回避と、取引の円滑化が見込まれ、さらに電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格に合わせて用語及び定義の箇条を新たに設けるとともに、JIS C 61300-1による旨の規定を追加する。 ・塩水噴霧の装置の塩溶液において、塩溶液の条件や準備方法などについて詳細を追加する。 ・装置の試験槽において、試験温度の測定位置の条件及び噴霧状態確認のための漏斗の条件を追加する。 ・手順において、初期測定及び最終測定の内容を、関連する規定の引用を増やすなど、より詳細に定める。 ・試験の厳しさの程度において、カテゴリーごとの推奨値を新たに定める。	IEC 61300-2-26:2023	IDT	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項:光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年10月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	改正	C61300-3-4	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3～4部：検査及び測定－損失	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-4: Examinations and measurements - Attenuation	この規格は、光ファイバ接続デバイス及び光受動部品の損失の測定方法について規定したもので、2001年に第2版に改訂されたIEC 61300-3-4を基に、2011年に制定された。その後、対応国際規格の第3版の改訂(2012年)に合わせ、2017年に改訂された。IEC 61300-3-4の第4版(以下、対応国際規格という。)は、2023年1月現在、FDISが承認され、近々発行見込みである。対応国際規格では、用語及び定義の追加、新規に挿入法Dによる光源及びパワーメータ法の追加、附屬書(参考)にマルチコアファイバ光部品の測定方法の追加並びにタイプ4供試品の基準測定法を挿入法Cに変更し、代替法をパワーメータ(置換又は挿入法D)に変更された。これらの変更は国内でも必要とされているため、JISの改正が必要である。マルチコアファイバについては、我が国が他国に先駆けて研究開発を進めており、附屬書(参考)ではあるが、それを加速するためにも追加する。	【期待効果】この改正によって、国内の光部品製造業者と光通信システム製造業者との商取引及び海外の製造業者と使用者との商取引において、仕様整合時の混乱を避けることができるとともに、円滑な事業活動を促進することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義、並びに“略語”を定める箇条を追加する。 ・新LSPM測定法に、挿入法(D)を追加する。 ・マルチコアファイバの挿入損失測定に関することを附属書に追加する。 ・タイプ4供試品の基準測定法を挿入法(C)に、また、代替測定法をパワーメータ[置換又は挿入法(D)]に変更する。	—	IEC 61300-3-4	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2023年7月	33.180.20	5
JSA	06 電子	改正	C61300-3-45	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品－基本試験及び測定手順－第3～45部：検査及び測定－多心光ファイバコネクタのランダム接続時の挿入損失	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-45: Examinations and measurements - Attenuation of random mated multi-fibre connectors	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、JIS C 5964 規格群で規定する、直角フィジカルコネクタ及び斜めPCの1列多心角形フェルール光ファイバコネクタのランダム接続時の挿入損失の性能パラメータについて規定するもので、損失の統計分布及び平均値を測定するための手順について規定している。対応国際規格は2023年6月にEd.2として改訂され、最新の技術状況を反映させるため、1列多心光ファイバから3列の文言が削除され、12心を超える光ファイバコネクタ用サンプル数の追加、及びマルチモード測定方法の追加が行われた。このような状況から国内についても、技術の実態に即した内容とするため、また、対応国際規格との乖離を解消するとともに、測定方法の統一を図るために、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】最新の技術状況を盛り込んだこの規格を改正することによって、測定及び試験を行う励振条件を正確に引用することができ、規格の運用をさらに促進することができる。	主な改正点は次のとおり。 ・引用規格において、対応国際規格との整合を図るため、IEC 63267の記載を追加する。 ・測定方法の概要において、技術の実態と対応国際規格との整合を図るため、試料数を示した表に12心以上の項目を追加するとともに方法2の試料数の表にアブタの項目を追加する。 ・測定手順において、対応国際規格との整合を図るため、8心、10心及び12心光コネクタに対する測定方法1並びに測定方法2の図に12心以上の項目を追加する。	IEC 61300-3-45,Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-45: Examinations and measurements - Attenuation of random mated multi-fibre connectors	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2024年4月		4	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	C61810-1	電磁式エレメンタリリレー 第1部:一般及び安全性要求事項	Electromechanical elementary relays - Part 1: General and safety requirements	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、低電圧装置(1 000 V 交流又は 1 500 V 直流以下の回路)に組み込まれた電磁式エレメンタリリレーであって、電気・電子技術分野の全ての分野におけるアブリケーションの基本特性、安全要求及び安全関連について規定したものである。この規格の対応国際規格は2015年発行のIEC 61810-1第4版であるが、2019年にルーチン試験方法の修正を行う追補(IEC 61810-1 AMD1)が発行された。また、国際的な認証機関から“電気的耐久性試験後の接点間耐電圧の値が規格書を読んでも分からない。”との主張があり、IECからその解釈表(IEC 61810-1 ISH1: Interpretation Sheet1)が発行されている。我が国においても同様な状況であるため、この規格の利用者の利便性を図るために解釈表も含めた内容の追加・変更を行い対応国際規格と整合させるため、この規格の改正が必要である。	【期待効果】この規格は、低電圧装置(1 000 V 交流又は 1 500 V 直流以下の回路)に組み込まれた電磁式エレメンタリリレーであって、電気・電子技術分野の全ての分野におけるアブリケーションの基本特性、安全要求及び安全関連について規定したものである。この規格の対応国際規格は2015年発行のIEC 61810-1第4版であるが、2019年にルーチン試験方法の修正を行う追補(IEC 61810-1 AMD1)が発行された。また、国際的な認証機関から“電気的耐久性試験後の接点間耐電圧の値が規格書を読んでも分からない。”との主張があり、IECからその解釈表(IEC 61810-1 ISH1: Interpretation Sheet1)が発行されている。我が国においても同様な状況であるため、この規格の利用者の利便性を図るために解釈表も含めた内容の追加・変更を行い対応国際規格と整合させるため、この規格の改正が必要である。	主な改正点は、次の通り。 ・解釈表が発行されたのを受けて、11.4の最終耐電圧試験は、表13及び表14の全ての項目に対して75%の電圧値で試験を実施するのではなく、マイクロ断路の要求値の75%で試験することを明確にする。 ・IEC 61810-1 AMD1に基づいて、ルーチン検査項目の変更及びその説明が追加されたことを反映し、試験の種類ごとに検査ロットを指定していたが、全数を対象とする修正し、説明を追加する。 ・電気的耐久性において試験後の判定を行う際の条件について解釈表を附属書(参考)として追加する。	-	IEC 61810-1:2015+Amd1:2019	IDT	第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電磁式エレメンタリリレー	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電気制御機器工業会のWG	2023年7月	29.120.70	5
JSA	06 電子	改正	C62623	パソコン用消費電力測定方法	Desktop and notebook computers - Measurement of energy consumption	【改正する理由(必要性)】この規格は、最終製品として販売するデスクトップ及びノートブックのパソコン用コンピュータの消費電力測定方法について規定したもので、基とした国際規格のIEC 62623 (Desktop and notebook computers - Measurement of energy consumption) の初版は、2012年に発行され、当時のENERGY STAR V5 を参考し、テスト方法を規定していた。発行から10年が経過し、参考するENERGY STARの最新版やパソコン用コンピュータの機器の多様化等に対応する必要性が出ていた。このため、例えば近年省電力化の為に、新しいスタンバイ機能(モダンスタンバイ)の対応が行われ、また新しいENERGY STARでは新機能に対応した基準値や計算式の変更が行われるなど、国際の場で議論が始まりIEC 62623の第2版が2022年4月27日に発行された。JISにおいても、今回の国際規格の最新版に対応した技術水準の規定とするため、この規格の改正が必須となっている。	【期待効果】改正による最新の技術レベルに対応した方法で測定した消費電力値を広く市場へ公開することで、消費者にとって、購入の際のより公平な比較検討が可能となる。また、製造業者に対しても、品質改善の促進とともに、省エネルギー及びカーボンニュートラルへの貢献意識の高まりが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・EUT(被試験機器)の仕様において、消費電力モードの1つとして、代替低消費電力モード、Palpm(代替低消費電力モードの平均消費電力測定値)を追加する。 ・EUT設定及び試験条件において、自動輝度制御機能に関する条件及びデスクトップパソコン用の外部ディスプレイの準備(ディスプレイ接続優先度及び解像度)に関する条件を追加する。 ・近年の技術進歩に合わせ、代替低消費電力モードの測定方法を追加し、消費電力計算式を変更する。 ・有効RMS電力計測器の精度において、その精度を2倍に改める。具体的には、1.0W以上の測定値を0.5W以上に変更し、0.5W未満の場合は0.02Wを0.01Wの精度に変更する。	IEC 62623:2022	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 鉱工業品(パソコン用コンピュータ)	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2024年10月		2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	改正	H7005	超電導関連用語	International Electrotechnical Vocabulary-Superconductivity	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、2000年に発行されたIEC60050-815 (International Electrotechnical Vocabulary -Part 815: Superconductivity)を基に作成した超電導関連の用語及び定義について規定した規格である。対応国際規格であるIEC60050-815の第3版が2022年3月に発行予定であり、技術の発展により新たにエレクトロニクスの分野の用語が増えるなど大幅な改訂が行われる。このため、我が国の超電導分野においても、新しい用語を活用できるようにするために、国際規格との整合を図り、改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、生産者及び使用者間で超電導分野の意思疎通が活発になり、我が国の国際競争力の向上が期待される。また、国内の研究教育機関への普及により超電導応用技術の進展にも寄与する。	主な改正点は、次のとおり。 ・これまでの章立てでは新しい分野の用語に対応しない部分があり、従来の規格に追加すると煩雑になるため、用語番号を従来の「815-01-01から」を「815-20-01から」に変更する。 ・「超電導マグネット技術」の分類項を「超電導マグネット及び電力機器の技術」に変更し、「超電導エレクトロニクス技術」の項を追加する。 ・「応用技術」の分類項を「超電導エレクトロニクス技術」、「超電導マグネット及び電力機器の応用技術」、「超電導エレクトロニクス応用技術」及び「冷却技術」に細分化し、それぞれの技術の内容を充実させる。	-	IEC60050-815:2022(発行予定)	IDT	第2条の該当号:5(用語) 対象事項: 超電導	法律の目的に適合している。 対象事項: 超電導	利点: ア、イ、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1.共通的な理解を促進するために不可欠な基礎的・基盤的分野の規格	-	一般社団法人日本電線工業会のWG	2022年7月	01.040.29; 429.020	
JSA	09 化学	改正	K6265	加硫ゴム及び熱可塑性ゴムフレクソメータによる温度上昇及び耐疲労性の求め方	Rubber, vulcanized or thermoplastic-Determination of temperature rise and resistance to fatigue in flexometer testing	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、圧縮形のフレクソメータを用いた、加硫ゴム及び熱可塑性ゴムの内部発熱による温度上昇、動的なクリープ及び永久ひずみ並びに疲労破壊寿命の求め方にについて規定しているもので、基本原理であるISO 4666-1:2010、定ひずみ試験法のISO 4666-3:2016及び定応力試験法のISO 4666-4:2007を基礎として2018年に改正された。対応国際規格のうちISO 4666-3は2022年に改訂され、引用規格の更新が行われた。また、ISO 4666-4は2018年に改訂され、新たに試験装置の校正周期が追加されたため整合が必要となっている。さらに、試験片の硬さの測定の追加及び数値の丸め方の修正も必要となっている。このような状況から、対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべくJISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、装置の校正が適切に実施できるようになり、データの信頼性の向上が期待できる。市場の実態に合わせた改正を行うことで、データの信頼性の向上が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験片の硬さ 試験片の硬度測定を追加する。 ・附属書 定応力のフレクソメータ試験装置の校正を追加する。	-	ISO 4666-1:2010 ISO 4666-3:2022 ISO 4666-4:2018	MOD	第2条の該当号:4(試験方法) 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	法律の目的に適合している。 対象事項: 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム	利点: ア:精度向上により、品質改善に寄与する。 イ:市場実態に合わせ、取引の単純公正化に寄与する。 ウ:市場実態への合致と精度向上で、互換性確保に寄与する。 オ:高品質の日本製品を正しく評価でき、競争力強化に寄与する。 キ:市場実態に合わせ、貿易の円滑化に寄与する。 欠点: いずれも該当しない。	-	ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2024年6月		3

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関 産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA 09 化学	改正	K6396	合成ゴム—IIR—試験方法	Isobutene-isoprene rubber (IIR) — Test methods	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、イソブテン・インプレンゴム(IIR)の原料ゴムの化学試験及び物理試験並びに加硫特性を評価するための標準配合、混練り手順及び加硫特性試験方法について規定しているもので、2007年にISO 2302:2005を基礎として改正された。ISO 2302は2014年及び2020年に改訂され、ISO 2302:2020では、標準配合のTMTD(テトラメチルチラムジスルフィド)を安全性の高い他の加硫促進剤に変更可能な規定が盛り込まれ、JISにおいても安全面への対応を考慮することが必要となっている。このような状況から、我が国としても対応国際規格との整合及び近年の技術の実態に即した内容とすべく、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この規格を改正することによって、製品の評価に関して、評価の精度や技術的優位性の妥当な評価を変えずに評価時間の短縮、作業者への安全性の向上及び環境への危険な化学物質の漏洩を防ぐことができるとともに、取引の円滑化も期待され、国際競争力の強化、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格において、標準配合にTMTD以外の加硫促進剤を使用可能な規定に変更されたため、この規格でも安全確保のため変更する。 ・近年の技術開発に対応して、ゴムの灰分測定法にTGA測定法を追加する。 ・近年の技術開発に対応して、加硫ゴム評価方法の混練り機容量をミニチュア密閉式混練機に限定せず、使用機器の範囲を広げる。	—	ISO 2302:2020, Isobutene-isoprene rubber (IIR) — Evaluation procedure	MOD	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 合成ゴム(IIR)	法律の目的に適合している。 対象事項: 合成ゴム(IIR)	利点: 合成ゴムIIRの試験方法において、対応国際規格との整合を図ることで、 ア: 評価時間の短縮が可能となり、生産性向上に寄与する。 イ: 一定時間内での評価試験数増加が可能となり、評価結果の妥当性が向上する。 ウ: 試験室間精度向上が見込まれ、互換性の確保に寄与する。 オ: より技術的優位性の妥当な評価結果に寄与する。 カ: 標準配合に使用する配合剤を安全性の高い他の加硫促進剤に変更することでが可能となり、使用者保護、安全確保に寄与する。 キ: 評価の迅速化・精度向上で国際貿易の円滑化に寄与する。	欠点: いずれも該当しない。	ISOで制定された国際標準をJIS化する場合	一般社団法人日本ゴム工業会のWG	2024年4月	2	
JSA 04 管理システム規格	改正	Q9024	マネジメントシステムのパフォーマンス改善—継続的改善の手順及び技法の指針	Performance improvement of management systems—Guidelines for procedures and methodology for continual improvement	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、組織のマネジメントシステムのパフォーマンスを効果的かつ効率的に改善していくための支援技法として、継続的な改善のための手順及び技法に関する指針を定めたものであり、効果的かつ効率的に問題解決し、課題を達成する方法を提供している。顧客・社会のニーズ・期待に応えた顧客価値を創造していくためには、組織の構成員一人ひとりが改善の手順及び手法を理解し、適切に活用することが重要であるという認識のもと、改善の手順及び技法を活用するに当たっての推奨事項として開発された規格であり、業種及び規模に関わらず、様々な分野及び組織で活用されている。しかし、2003年に制定されて以降、20年以上が経過している中で、改善の手順については、近年、組織を取り巻く事業環境の変化に対応し、従来の問題解決型に加えて、対策となる問題及び課題の種類に応じた課題達成型、施策実行型、未然防止型などの手順が開発され、活用されるようになってきている。また、技法についても、対象とする業務の特性に適した多様なものが生み出されている。さらに、マネジメントシステムのパフォーマンス改善については、JIS Q 9000、JIS Q 9001、JIS Q 9004、方針管理の指針(JIS Q 9023)などの関連する規格が改正されるとともに、日常管理の指針(JIS Q 9026)、プロセス保証の指針(JIS Q 9027)、小集団改善活動の指針(JIS Q 9028)、品質マネジメント教育の指針(JIS Q 9029)、新製品及び新サービス開発管理の指針(JIS Q 9030)などが新たに制定されている。このような状況を踏まえ、改善の手順及び技法に関する新たな知見を取り込むとともに、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容にするため、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、改善の手順及び技法に関する新たな知見が取り込まれ、また、他の品質マネジメントシステム規格と一貫性のある内容となることから、事業環境の変化が激しい中、組織において実践されている品質改善の有効性・効率を更に高めるとともに、従来あまり改善が活発に行われていなかったサービス産業への普及を促進するなど、社会の継続的な発展に寄与することが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、2015年に改正されたJIS Q 9000の用語及び定義、並びにマネジメントシステムのパフォーマンス改善に関する一連のJISの用語及び定義との整合を図る。 ・基本概念において、改善のベースとなるPDCAサイクル、改善の結果を基に維持向上に取り組むベースとなるSDCAサイクル、及び両者の関係についての説明を追加する。 ・継続的改善の手順において、問題解決型の手順に加えて、課題達成型、施策実行型及び未然防止型の手順、並びにそれらの使い分けについての推奨事項を追加する。 ・継続的改善のための技法において、新たな技法を追加するとともに、具体的な作成手順を削除し、どのような場面でどのような目的で活用するのがよいのかを中心とした内容に改める。 ・経営における改善の推進において、継続的改善の運営管理(箇条)として記載されているものから小集団改善活動の指針(JIS Q 9028)、品質マネジメント教育の指針(JIS Q 9029)などと重複する内容を削除し、トップマネジメントの役割、改善に関する教育及び訓練、並びに改善活動の推進に関する推奨事項を記載する。	無	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の手法) 対象事項: 品質マネジメントシステム	法律の目的に適合している。 対象事項: 品質マネジメントシステム	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格)	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2025年1月	1				

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	業種 標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	改正	Q14001	環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引	Environmental management systems - Requirements with guidance for use	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、組織が環境パフォーマンスを向上させるために用いることができる環境マネジメントシステムの要求事項について規定したもので、2015年に、ISO 14001:2015の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するコンドン宣言を探査し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO 14001を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対して、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況において、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 ISO 14001(JIS Q 14001)は、これを認証基準として第三者による適合性評価制度が運用されており、国内の認証取得事業者及びこの規格に基づくマネジメントシステムを導入している事業者が、改正後の規格への移行を円滑に進めることであること、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連しきつ、組織のマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	主な改正点は、次のとおり。 -改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	ISO 14001:2015/Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 環境マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: カ(この追補により、マネジメントシステムの設計と実施において、組織が気候変動の課題について、確実にこれを考慮することになることから、環境保全ニーズの充足に寄与すると認められる。) 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	4		
JSA	03 適合性評価	改正	Q17043	適合性評価—技能試験提供者の能力に関する一般要求事項	Conformity assessment — General requirements for the competence of proficiency testing providers	【制定・改正する理由(必要性)】 JIS Q 17043は、技能試験スキーム提供者の能力並びに技能試験スキームの開発及び運用に関する一般要求事項を規定するものである。技能試験を行う機関の能力の継続的な信頼性は、試験所及びその顧客にとってのみならず、規制当局、試験所認定機関及び試験所に対する要求事項を規定する他の機関などの利害関係者にとっても必須のものである。検査又は製品認証のような他の適合性評価活動に関する技能試験の必要性は増している。 この規格は、強制法規に引用されているJIS Q17025が参照している規格でもあり、関係する規格類の最新の状況にあわせて更新する必要がある。	【期待効果】 これらの要求事項は、全ての種類の試験スキームにあてはまる一般的なものとなるよう意図されており、規制当局、試験所認定機関等が試験所を認定する際に、特定の分野の個別の技術的要件の基礎として用いることができる。また、技能試験を行う機関の能力を証明することから、ユーザーが技能試験を行う機関を選定するための指標として使用することができる。	主な改正点は、次のとおり。 -引用規格(箇条2) 従来の規格に加え、ISO/IEC 17025及びISO 17034を新たに取り込む。 -用語及び定義(箇条3) ユーザーの多様化に対応して、試験所や校正機関以外の適合性評価活動を行う機関(例えばISO/IEC 17020の検査機関やISO/IEC 17025のサンプリング機関)への適用を視野に、用語の定義の見直し及び注記を用いた説明の拡張を行う。 -組織要求事項(箇条5) Proc33(※)との整合を図る。また、ISO/IEC 17025との整合のため、5.4に認定機関等を念頭に置いた記述を追加する。 -資源要求事項(箇条6) ISO/IEC 17025及びISO 17034に準じて見直しを行う。 -プロセス要求事項(箇条7) 要求事項を階層化して七つに分類する。 -マネジメントシステム要求事項(箇条8) Procの規程内容をほぼそのまま採用。 -技能試験スキームの種類[附録書A(参考)] 最新の技能試験の類型に整理する。 -技能試験の統計手法[附録書B(参考)] 技能試験に係る統計的な処理について、最新のISO 13528:2022の規定と整合する。 ※ Proc33: CASCO規格共通要素。適合性評価機関及び認定機関に対する要求事項を規定するISO/CASCO文書の共通要素を定めるもの。ISO/CASCO/WG23によって2020年に改訂された。規格ではなくCASCOの内部手順書と位置付けられている。	ISO/IEC 17043:2023	IDT	第2条の該当号: 13(提供に必要な能力) 対象事項: 役務(技能試験)	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野、幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格	-	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	改正	Q20000-1	情報技術－サービスマネジメント－第一部：サービスマネジメントシステム要求事項	Information technology - Service management - Part 1: Service management system requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格はサービスマネジメントシステム(ITSMS)を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための組織に対する要求事項について規定したものである。前回2020年にISO/IEC 20000-1:2018の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を探査し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させら構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO/IEC 20000-1:2018を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況において、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 この規格は、組織の成功のため、他のMSSと組み合わせて用いることがトップマネジメントに推奨されている。国際市場と整合した国内市場の高品質化及び高度化のため、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組みが一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	ISO/IEC 20000-1:2018, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITサービスマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: カ(この追補により、マネジメントシステムの設計と実施において、組織が気候変動の課題について、確実にこれを考慮することになることから、環境保全ニーズの充足に寄与すると認められる。) 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	特定非営利活動法人itSMFJapanのWG	2024年7月	4		
JSA	04 管理システム規格	改正	Q22301	セキュリティ及びレジリエンス事業継続マネジメントシステム－要求事項	Security and resilience - Business continuity management systems - Requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、事業の中断・阻害を防止し、その発生の起りやすさを低減し、発生に備え、発生した場合は対応し、事業を復旧するために必要な事業継続マネジメントに関する要求事項を規定したものです。2020年に、ISO 22301:2019の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構は、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を探査し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させら構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO 22301を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況から、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 ISO 22301(JIS Q 22301)は、これを認証基準として第三者による適合性評価制度が運用されており、国内の認証取得事業者及びこの規格に基づくマネジメントシステムを導入している事業者が、改正後の規格への移行を円滑に進める必要があること、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組みが一層促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	ISO 22301:2019, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 事業継続マネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: カ(この追補により、マネジメントシステムの設計と実施において、組織が気候変動の課題について、確実にこれを考慮することになることから、環境保全ニーズの充足に寄与すると認められる。) 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月	4		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関 産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	XQ38500	情報技術一組織のITガバナンス(現行名称 情報技術一ITガバナンス)	Information technology - Governance of IT for the organization	【制定・改正する理由(必要性)】 2015年に制定されたJIS Q 38500を改正する。 この規格は、組織の経営陣のため、組織内で効率的、効率的及び受け入れ可能なIT利用に関する原則、モデル、フレームワークを提供したものである。 今回のJIS改正の元となるISO/IEC 38500:2024では、2021年にISO 37000(組織のガバナンス)が発行されたことから、組織の活動とITの利活用が効率的に推進できるように、ISO 37000の11の原則に基づく行動、モデル及びフレームワークを導入した。背景には、ITが情報管理を取り扱う部門においてのみ使用されていたが、ITが組織のあらゆる部門に浸透し、DX(digital transformation)などの業務革新の基礎となつたという時代の変化がある。よって、JISも国際的動きに併せて、国際規格を元にIDT規格として改正する。 (現状のJIS Q 38500:2015はISO/IEC 38500:2008をJISの書式に合わせた変則的なMOD規格である。) また、経済産業省のシステム管理基準、監査基準:2023は、ISO/IEC 38500の改訂版に合わせて、ITガバナンスの管理項目を追加し、改訂した。	【期待効果】 JIS Q 38500が、ISO 37000と整合したISO/IEC 38500:2024の国際一致規格(IDT)となり、組織やITの管理、評価がISO 37000とも整合された形で実行するようになる。また経済産業省がすでに発行しているシステム管理基準、システム監査基準協調して、ITガバナンスのJISが国内の経営層に広く普及、活用されることを期待する。	主な改正点は、次のとおり。 今回の改正で、次の箇条5から箇条7までの原則、モデル、フレームワークを主に変更する。 ・引用規格(箇条2)組織のガバナンスを規定したISO 37000:2021を追加する。これにより、2つのガバナンス規格の同一方向性を示す。 ・用語(箇条3)不要な用語を削除し、ISO 37000の用語を使用する。 ・ITガバナンスの原則(箇条5)ITガバナンスの原則を、ISO/IEC 38500:2015が独自に示していた6項目からISO 37000に整合した11項目にする。 ・寸ながら、現在の6項目 - 責任、戦略、取得、パフォーマンス、適合、人間行動からISO 37000に合わせた11項目 - 5.2目的、5.価値の生成、5.4戦略、5.5オーバーサイト、5.6アカウンタビリティ、5.7ステークホルダーエンゲージメント、5.8リードシップ、5.9データと意思決定、5.10リスクガバナンス、5.11社会的責任。 ・5.12長期的な持続可能性とパフォーマンスに対する特に、経営者の立場からは、オーバーサイトという考え方が重要になる。 ・ITガバナンスのためのモデル(箇条6)現在のISO/IEC 38500の(Evaluate)-D(Direct)-M(Monitor)の三角形のモデルからISO 37000の円形を組み合わせたモデルに差し替える。また、原則の一つの要素であるステークホルダーエンゲージメント(Stakeholder engagement)に対応するタスクとしてステークホルダー対応(Engage stakeholders)を加える。以前は組織の外圧として考えられていたが、組織に関与すべき要素としてステークホルダーを考える。 ・ITガバナンスのフレームワーク(箇条7)組織のITガバナンスの取り決めが適用される6つの構成要素(Direction, Capability, Policy, Delegation, Performance, Accountability)を含むフレームワークを新たに提示する。 ・このフレームワークを採用することで、経営陣はITガバナンスを達成する。	ISO/IEC 38500	IDT	第2条の該当号: 1(鉱工業品の品質、品質)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	2		
JSA	07 情報	改正	X0134-2	システム及びソフトウェア技術一システム及びソフトウェアアシュアランス 第2部:アシュアランスケース	Systems and software engineering - Systems and software assurance Part 2:Assurance case	【必要性】 この規格は、アシュアランスケースの構造及び内容の形式に関する最低限の要求事項を規定したものである。アシュアランスケースの重要性については、システム及びソフトウェア並びにシステムが提供するサービスに対する要件をアシュアランス(assurance、主張が達成された。又は今後達成されるとい正当な確信の根拠)を示すことで保証することが求められる場面が増している。このためアシュアランスケースを表現し明示するために、産業界で広く共通にアシュアランスケースを理解し利用することが重要となつていることから、この規格は、2011年に発行されたISO/IEC 15026-2を基に2016年に制定した。 また、従来のシステム及びソフトウェア開発での、要求仕様及び設計仕様に基づいて実装する方法だけでなく、市場に急速に普及しつつある機械学習で成立したモデルを含むシステムのような、必ずしも仕様が存在しないシステムに加えて機械学習の利用を含むシステム・サービス開発においても、アシュアランスの諸概念及びアシュアランスケースは今後ますます重要ななる。既に、アシュアランスケースは、複数の記法の利用も含めて利用展開が進んでいる。 このような状況に対応するために、アシュアランスケース記述を構成する要素の詳細部分を明確にする定義を追加し、また構成要素の記述内容の型(Type)の区別を導入することによって、複数の各種のアシュアランスケース作成時の整合性を高められるように、対応国際規格は2022年に改訂された。JISも、このような状況に対応し、対応国際規格に整合した改正を行う必要がある。	【期待効果】 システム開発組織又は供給者組織が、他の開発・供給者組織からのアシュアランスケースとの整合性を高めたアシュアランスケースを提供できるため、システムを開発する取扱者は、複数のシステム開発・供給者組織からそれぞれのアシュアランスケースの提供を受けた場合に、相互の整合性の確認が容易になり、また、システム全体を統合して一貫性のあるアシュアランスケースを作成する際に、統合作業及び期間を削減できる効果がある。 このようなどによって、国内のシステム及びソフトウェア並びにサービス産業界において、従来のシステム又はソフトウェアに加えて機械学習の利用を含むシステム・サービス開発においても、アシュアランスの諸概念を活用した更なる品質向上が進められ、システム及びソフトウェア並びにサービス利用者の保護だけでなく国際競争力強化につながることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1)アシュアランスケースの構成要素を表す用語定義を追加する。 2)アシュアランスケースの構成要素に要求される属性に関する詳細定義(構成要素の記述内容の型の区別)を追加する。 3)アシュアランスケースのグラフィカルな記法を用いた記述例の提示、及び記述例によるアシュアランスケース構成要素の詳細説明を追加する。	- ISO/IEC/IEEE 15026-2:2022	IDT	第2条の該当号: 6(構造)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月	35.080	5

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X0153	システム及びソフトウェア技術 — 利用者用情報の設計及び作成	Systems and software engineering — Design and development of information for users	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、情報の利用者が必要とするものを確立する方法、その情報を利用者どのように提示することが望ましいかを決定する方法、並びに情報の準備及び情報を利用可能な方法を規定したものである。現行JISの対応国際規格がISO/IEC Directivesの改正に伴う箇条の入替え等で構成が大幅に変更されたこと、さらに次の点で大幅に改訂されていることから、JISとして改正が必要である。 <ul style="list-style-type: none">・利用者用文書類を、より広い範囲の利用者用情報として捉え直している。・ソフトウェアの利用者用情報の設計及び作成により重点を置き、文書の体裁に関する記述を削除している。・対応国際規格では、IEC/IEEE 82079-1を新たに引用規格として参考し、現行(改正前)の規定の一部を引用規格の参照に置換えている。・技術進歩に伴う利用環境の変化に対応した新たな技術(チャットボット、状況依存オンラインヘルプなど)、知見を取り入れている。	【期待効果】この規格を改正することによって、効率的に情報作成プロセスを実施することができる、また、利用者が新たな機器、ソフトウェアによる利用者用情報の利用形態の変化に対応することができるとともに、システム及びソフトウェアなどの貿易が促進されることが期待できる。	主な改正点は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・対応国際規格の用語が「user documentation」から「information for users」と言い換えられていることに対応し、訳語を「利用者用文書類」から「利用者用情報」へと変更する。・IEC/IEEE 82079-1を引用規格とし、関係箇所を修正する。・使用実態に合わせて、製品権限者(product authority)、品質管理(quality management)、画面上の文書類(on-screen documentation)など18語を削除し、参照情報(reference information)、利用者のための画面情報(onscreen information for users)、利用者のための印刷した情報(printed information for users)など19語を追加する。また、CMS、DITA、FAQなどの略語も追加する。・適合性の記載を簡略化する。・新たな技術に対応するため、API、FAQ及びチャットボットについての箇条を追加する。	—	ISO/IEC/IEEE 26514:2022	IDT	第2条の該当号: 2(作成方法、使用方法) 対象事項: 利用者用情報(説明書、操作補助等)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月	35.080	5
JSA	07 情報	改正	X0154	システム及びソフトウェア技術 — 製品ライフサイクル、利用者及びサービスマネジメントの利用者用情報のためのコンテンツ管理。(現行名称: システム及びソフトウェア技術 — 製品ライフサイクル、利用者及びサービスマネジメントの文書化のためのコンテンツ管理)	Systems and software engineering — Content management for product life-cycle, user and service management information for users	【制定・改正する理由(必要性)】本規格は、システム及びソフトウェア製品のライフサイクルを通してそれらの製品のための利用者用情報の準備のため及びITサービスの管理のために制作されるコンテンツを効率的に作成及び管理するための要求事項を規定している。2015年に対応国際規格の第1版が発行され、2018年に現行JISが制定された。近年のIT技術の急速な発展に伴い対応国際規格において、マイクロコンテンツの作成のために、本規格で規定しているCCMS(構成要素コンテンツ管理システム)を利用すれば、単一源の粒度の小さな情報から、多種多様な出力を自動的に生成することができ、利用者用情報の即時的な更新に直ちに対応できることから、IT関連の業界にとどまらず多くの企業での利用が期待される。現行JISの規定に加え、本規格で追加している内容はさらに動的で効率的な利用者用情報の生成を目指していることから、常に最新な状態に更新される利用者用情報のWebによる提供など、新たな利用形態の浸透が期待できる。	【期待効果】システム及びソフトウェア製品の利用者用情報は、近年のIT環境の急速な変化に伴い紙の文書からデジタル情報への移行が進むとともに、製品の改良、更新などの変更に伴う利用者用情報の即時的な更新が必要となっている。この要求に答えるために、本規格で規定しているCCMS(構成要素コンテンツ管理システム)を利用すれば、単一源の粒度の小さな情報から、多種多様な出力を自動的に生成することができ、利用者用情報の即時的な更新に直ちに対応できることから、IT関連の業界にとどまらず多くの企業での利用が期待される。現行JISの規定に加え、本規格で追加している内容はさらに動的で効率的な利用者用情報の生成を目指していることから、常に最新な状態に更新される利用者用情報のWebによる提供など、新たな利用形態の浸透が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・ISO/IEC専門業務用指針の変更に伴う箇条構成の変更に対応するとともに、技術進歩に伴う規定事項の変更を行なつて、主な改正点は次のとおり。・現行JISでの用語「利用者用文書」に対応する対応国際規格の用語が「利用者用情報」に変更されたことから、文書全体を通して変更する。・用語の変化に対応して用語及び定義において6語を削除し、4語を追加する。・CCMSの開発及び実装は、箇条の題目を変更し、内容を簡略化する。・CCMSの実装のためのプロジェクト計画には、レビューの自動化補助を追加する。・コンテンツの作成には、マイクロコンテンツの作成を追加する。・CCMSの規定事項について、<ul style="list-style-type: none">- 執筆インターフェース、科学表記及びペタグラフインクス、リンク管理及びワープロにおける報告機能を追加する。- 特定な利用者に対応した利用者用情報を作成するための、コンテンツの動的発行の重要性を指摘し推奨事項を規定する。- 対話的な利用者用情報を実現するための、システム内部又は外部からプロセスを起動する機構としてのウェブック及びトリガーを追加する。	ISO/IEC/IEEE 26531:2023	IDT	第2条の該当号: 2(鉱工業品の作成方法、使用方法) 対象事項: 利用者用情報(使用説明、設計情報等)	法律の目的に適合している。	利点: ア、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	—	2	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X0162	システム及びソフトウェア技術－ライフサイクルプロセス－リスクマネジメント	Systems and software engineering – Life cycle processes – Risk management	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、システム又はソフトウェアの取得、供給、開発、運用及び保守におけるリスク管理プロセスについて規定している。この規格は、供給者、取得者及び管理者に、幅広く多様なリスクを管理するために必要なプロセス要件を提供するために、2006年に第2版として発行されたISO/IEC 16081を基に2008年に制定された。 その後、システムの概念段階から施設段階までのライフサイクルを通してリスク管理活動を継続的に行うことの重要性が増しつつある。また、システム及びソフトウェア分野の多様な産業分野や共同開発の組織が連携してリスク管理を適用する必要性も増している。このような状況に対応し、関連する規格と整合させるために、対応国際規格は2021年に改訂された。 JISにおいても、このような状況に対応し、また対応国際規格に整合する改正が必要である。	【期待効果】 相互に接続された製品、サービス、システムなどに対して、当該システム及びソフトウェアのライフサイクルを通じて、多様な産業分野や共同開発の組織が連携してリスク管理を適用できる可能性が増すことが期待される。さらに、多様な利害関係者が共通して理解できるよう、ライフサイクルプロセス内でのリスク管理のための活動指針を提供することにつながり、より効果的かつ効率的なリスク管理活動が促進されることが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 1) JIS X 0170:2020(システムライフサイクルプロセス)及びJIS X 0160:2021(ソフトウェアライフサイクルプロセス)と共通のプロセス構造及び用語を使用する。 2) 各産業分野ビジネス・ソフトウェアエンジニアリング分野と相互にリスク管理を連携できるように、全産業組織で適用可能なJIS Q 31000(リスクマネジメント)の基本的な原則及び枠組みと調和させる規定事項を追加する。 3) システム及びソフトウェアの要件定義、設計、実装、検証、妥当性確認、運用・保守・廃棄の技術面での活動を行うプロセス、及びこれらの技術活動をマネジメントする連携管理、品質保証などの活動を行うプロセスにおけるリスク管理に関する活動の要点を追加する。 4) リスク管理活動の成果物の内容を定義する情報項目を追加する。	—	ISO/IEC/IEEE 16085:2021	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法、使用方法) 対象事項: システム及びソフトウェア	法律の目的に適合している。 利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月	35.080	5	
JSA	07 情報	改正	X0164-1	ITアセットマネジメント－第1部:ITアセットマネジメントシステム－要求事項(追補1)	IT asset management – Part 1: IT asset management systems – Requirements	この規格は、ITアセットマネジメントシステム(ITAMS)を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための組織に対する要求事項について規定したものである。2019年に、ISO/IEC 19770-1:2017の国際一致規格として改正され、現在に至っている。 国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格(MSS)がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO/IEC 19770-1を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況において、我が国においても、国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。 この規格は、組織の成功のため、他のMSSと組み合わせて用いることがトップマネジメントに推奨されている。国際市場と整合した国内市場の高品質化及び高度化のため、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織のマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題について、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組が一層促進されることが期待される。	改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	ISO/IEC 19770-1:2017, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITアセットマネジメントシステム	法律の目的に適合している。 利点: カ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年8月		4			

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関 産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X0170	システム及びソフトウェアエンジニアリング－システムライフサイクルプロセス	Systems and software engineering – System life cycle processes	【制定・改正する理由(必要性)】 システムライフサイクルプロセスは、システムの概念段階から廃棄段階までのライフサイクルにわたる取得・供給・開発・運用・保守に関する組織的活動や技術及び技術管理面で適用するプロセスの構成や定義を規定するものである。国際的に共通化して用いる規格となっており、現在、情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラの分野など広範囲の産業分野で用いられている。 さらに、様々なシステム及び製品を相互に接続・統合したシステム オブ システムズすることなどによって、多様化してきたシステムが増してきており、その状況に応じてシステムライフサイクルプロセスを適用する方法を含めるように対応国際規格は改訂されている。同様の状況を踏まえてJISも改正する必要がある。	【期待効果】 この改正によって多様化してきたシステムにもシステムライフサイクルプロセスが適用できるようになり、広い産業分野で多くの組織やプロジェクト、取引におけるシステム及びサービスで適用される開発・運用・保守・廃棄活動を相互にさらに整合させて連携できるようになると、システムや作業の品質や生産性を向上させる、より効果的で効率的なシステムエンジニアリング活動が促進されると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・主要概念及び適用に関する箇条5(5.4)において、増しつつある新しい構成をもった主要なシステムとして位置付けるため、主に分類例だけを附属書で紹介していたシステム オブ システムズについて、システム及びライフサイクルプロセスの概念の捉え方及び適用指針の提示を本文に追加 ・システム製品を個々ではなく共通した構成要素群をもつ製品シリーズとして開発する、プロダクトラインエンジニアリング手法を用いた開発が増加しているため、箇条6内の注記で注意を促すに留めていたが、箇条5(5.2.5)としてライフサイクルプロセスの適用指針の提示を新規に追加 ・システムライフサイクルプロセス内でアッシュアランスケースを適用して、プロセス面から特定の重要な品質特性の達成根拠を提示できることを明示するため、箇条6注記内の関連規格のアッシュアランスシリーズへの言及にとどまっていたが、手法適用との関係づけの箇条5(5.10)を新設して記載補強 ・要件、アーキテクチャを定義された記述法でモデル化し、シミュレーションなどを用いて設計、検証、妥当性確認する、モデルベースエンジニアリング手法を用いて開発するケースが増しているため、附属書内(Annex D)にシステムライフサイクルプロセスとの対応付けと長所の提示を新規追加 ・箇条6の各プロセス内のプロセス目的、成果、アカティビティ、タスク、注記の見直し(注意喚起事項の補強、理解性の向上、関連するアーキテクチャに関する規格の更新との整合性向上など)	ISO/IEC/IEEE 15288:2023	IDT	第2条の該当号: 2(生産に関する作業方法) 対象事項: システム製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	2		
JSA	07 情報	改正	X0527	情報技術－自動認識及びデータ取得技術－バーコードプリンタ及びバーコードリーダの性能評価仕様	Automatic identification and data capture techniques – Bar code printer and bar code reader performance testing	この規格は、バーコードシステムで用いる熱転写式プリンタ、消耗品及びバーコードリーダ(読み取り方式は問わない。)の性能評価仕様について規定したJIS独自の規格であり、評価項目によって、性能のランクも規定している。2018年に制定されたこの規格に基づいて、日本提案でISO/IEC 24458 (Information technology – Automatic identification and data capture techniques – Bar code printer and bar code reader performance testing specification)が開発され、2022年に発行された。この際に、JISと国際規格とで一部規定が異なることから、また、グローバルな市場への対応の観点からも、このJISと国際標準との整合を図る必要があるこのような状況から、国際標準であるISO/IEC 24458を基にして整合性のとれた性能評価方法の規定とするために、この規格の改正が必要である。	【期待効果】 製品の評価方法を国際標準との整合性をとったものとすることによって、国内外の製品をより客観的に評価でき、製品の品質改善の促進と競争力の向上が期待できるとともに、ユーザーに適切な比較情報を提供可能となる。さらに、それらを通じて、輸出入の円滑化及び我が国からの輸出拡大への寄与が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“適用範囲”において、国際標準であるISO/IEC 24458を対応国際規格とする。 ・“バーコードプリンタ及び消耗品”の“印字性能”において、ISO/IEC 24458開発過程で記載不要とされた“最小印字分解能”に関する試験結果の判定例の説明と表7(空白域が識別できなくなる印字方法)を削除する。 ・“性能評価項目及び試験方法”的“二次元シンボル用テストチャート”を対応国際規格に整合させる。	ISO/IEC 24458:2022	IDT	第2条の該当号: 1(等級、性能) 対象事項: バーコードプリンタ及びバーコードリーダ	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本自動認識システム協会のWG	2024年1月	35.040.50	5	

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X6305-1	カード及び個人識別用セキュリティデバイスの試験方法－第1部:一般的特性 (現行名称:識別カードの試験方法－第1部:一般的特性)	Cards and security devices for personal identification – Test methods – Part 1: General characteristics	【制定・改正する理由(必要性)】この規格はJIS X 6301に基づく識別カードの特性試験方法を規定している。対応国際規格の2020年の改訂においてクレジットカード、キャッシュカード等で広く利用されているID-1カードについての、動的曲げ力試験の技術的な内容と不透過度試験の試験結果の報告内容の変更、ICカードの電気的特性に関する試験方法の追加などの変更が行われた。また規格名が変更された。特に動的曲げ力試験で使用する試験機の変更は、カードの試験方法の互換性を確保する上で重要な規定項目であり、速やかに対応国際規格との整合性を図る必要がある。これらの理由よりカードの品質の国際的な互換性を維持することを目的とした改正が必要である。	【期待効果】この規格を改正することで、国内の製造業者がカードに要求される品質とその試験方法に対する理解を深めることができ、品質及び互換性の確保及び向上が期待できる。また、利用者へより高品質で国際的な互換性をもつカードを提供することが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・規格名を現行の“識別カードの試験方法”から“カード及び個人識別用セキュリティデバイスの試験方法”に変更。・用語(箇条3)ICカードの電気的特性に関する用語及び略語を追加。・Test methods for ICs(箇条6)ICカードの物理及び電気的特性に関する試験方法を追加。・“試験方法”において、次の変更を行う。<ul style="list-style-type: none">- 耐紫外線性(箇条5)を削除。- 耐静的磁界性(箇条5)を削除。- Peel strength including the edge of the card(箇条5)カードのエッジに対する剥離強度試験を追加。- 耐化学薬品性(箇条5)短時間試験用及び長時間試験用の溶液一覧表を追加。- 動的曲げ力(箇条5)試験装置と試験手順を変更し、校正手順を追加。- 不透過度(箇条5)試験報告書の報告内容を変更。- 不透過度(箇条5)不透過度の基準カードの調達先の連絡先を変更。- 試験方法をより理解し易くする目的ですべての図に軽微な修正を加えることで改善。- ICカードの物理的及び電気的特性に関する試験方法を定めた箇条を追加。	ISO/IEC 10373-1:2020 + Amendment 1:2023	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: カード及び個人識別用セキュリティデバイス	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2024年7月	2			
JSA	07 情報	改正	X6910	情報技術－事務機器－複写機及び複合機－仕様書に記載すべき情報及び関連試験方法	Information technology–Office equipment–Copying machines and Multi-function devices–Information to be included in specification sheets and related test methods	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、購入者及び使用者が自分の要求に合った複写機・複合機を選択しやすぐするために、異なった機種間の複写機・複合機の性能を比較できるように、複写機・複合機の仕様書に記載すべき最小限の情報及びその関連試験方法について規定したものである。しかし、2004年に改正した後19年が経過しており、その間に改正された他の関係規格とそご(齟齬)が生じている。このような状況を解消し、市場の実態に即した内容にするため、このJISを改正する必要がある。	【期待効果】現行の規定内容を現在の市場の実態に即した仕様書様式、試験方法などに合わせることによって、購入者及び使用者に、より適切な製品情報を提供することが可能となり、製品相互の理解促進が期待されるとともに取引の公正化が可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・関連試験方法において、次のように変更する。<ul style="list-style-type: none">①「ファーストコピータイム(1枚目複写時間)」において、現行では、単純な複写時間を測定する規定だったが、デジタル複合機が備える様々な複写モード(片面複写、両面複写、2in1:2ページ分を1ページに複写、各種用紙サイズ、など)に対応する規定に変更する。②メモリ容量項目で、現在のメモリ容量の増加に対応したメモリ容量へ変更する。③ホストコンピュータとプリンタ間のインターフェース項目で、使われなくなったインターフェースについては、現在使われている新しいインターフェースへ変更する。	—	無	第2条の該当号: 1(型式、装備、性能) 対象事項: 複写機及び複合機	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる。	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2024年1月	4			

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X8341-1	高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第1部：共通指針(追補1)	Guidelines for older persons and persons with disabilities - Information and communications equipment, software and services - Part 1: Common Guidelines (Amendment1)	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、ISO 9241-20:2008を基として作成したIDT規格で、情報通信機器及びサービスのアクセシビリティを改善し、職場、家庭、移動中及び公共の環境で幅広く利用できるようにするための指針である。 近年、システム及び製品によって提供されるサービスに対するアクセシビリティの要請が高まるとともに、技術の進歩によりアクセシビリティに関する技術が多様化したことへの対応として、インターフェイスシステムの人間中心設計に関する規格が整備されている。これらの規格との整合性も求められた結果、ISO 9241-20:2021として大きく改訂された。この改訂では、適用範囲がICT機器に関するアクセシビリティから、人とシステムとのインターラクションに関するアクセシビリティ全般へと見直され、規定内容も大きく変更された。 この規格は、JIS X 8341シリーズ(第2部～第7部)の基礎となる共通指針であり、その傘下に第2部から第7部までの個別規格(製品企画・ガイドライン)があるため、共通規格であるこの規格を大きく変更すると、それにあわせて個別規格の見直しが発生する可能性があるなど、JIS X 8341シリーズ全体への影響が大きいため、規定内容は変更せず、対応国際規格無しのJISとして改訂する必要がある。 なお、ISO 9241-20:2021は、人間工学関連の規格として新たに制定する予定である。 現在のJIS X8341-1:2010は、その傘下に第2部から第7部までの個別規格(製品企画・ガイドライン)があるため、共通規格であるJIS X8341-1:2010が大きく変更されると、それにあわせて個別規格の見直しが発生する可能性がある。	【期待効果】 JIS X 8341シリーズの基礎となる共通指針であるこの規格を残すことで、JIS X 8341シリーズ全体への影響を回避することができ、これまで通り、利用者にとって使いやすい製品、システム又はサービスを享受できる社会が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・対応国際規格の内容が大きく変更されたが、この規格の傘下に第2部から第7部までの個別規格があるため、共通規格であるこの規格を大きく変更すると、それにあわせて個別規格の見直しが発生する可能性があるなど、JIS X 8341シリーズ全体への影響が大きいため、対応国際規格無しの内容に変更する。	—	—	無	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス	法律の目的に適合している。 利点: 効率的 欠点: いすれも該当しない。	消費者保護の観点から必要な分野	—	無(ただし、関係者の意向を確認しながら作成する。)	2024年1月	13.180;35.180	5	
JSA	07 情報	改正	X9304-2	情報技術－メニューavigationに關するユーザ－インダフェース指針－第2部：4方向デバイスによるナビゲーション	Information technology—User interface guidelines on menu navigation—Part2: Navigation with 4-direction devices	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、2020年に制定されており、4方向デバイスを用いたメニューインダフェースの方法の設計に関する指針を規定したものである。4方向デバイスは、ゲーム機以外にも様々な情報技術機器・装置(例えば、携帯電話器、パソコン用コンピュータ、デジタルカメラ、プリンタ、スキャナなど複合機、テレビのリモコン)で広く利用されている。 現行規格の対応国際規格は、ISO/IEC 17549-2:2015であるが、原案開発中当時に對応国際規格の改訂情報を部分的に入手することができたため、その変更内容を先取りし、MOD規格としてこの規格を作成した。今回の改正では、基とする対応国際規格を正式に発行されたISO/IEC 17549-2:2020のIDT規格とすることによって、JIS使用者にも誤解なく国際規格の最新版のIDT規格として利用可能となる。 今回の改正では、規定の整合性の精度を高めたIDT規格とすることが第一の目的である。	【期待効果】 この規格を、利用者が望んでいる対応国際規格の一致規格(IDT)にすることによって、国際的に利用可能となり、様々な製品における操作の統一性が図られ、多くのユーザーの誤操作によるトラブルを防止できる効果などが期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・現行規格の箇条3(適合性)と箇条4(用語及び定義)の記載順を、対応国際規格に従って逆にし、ISO/IEC Directives Part 2及びJIS Z 8301に沿った規格構成とする。 ・“用語及び定義”において、用語“フォーカス”的定義を明確にするために、適用領域として“4方向デバイス”を明記する。 ・“考慮すべき基本事項”の“人間工学的側面”に、ナビゲーションのための図記号例を追加する。 ・ISO/IEC 17549-2:2015では適用範囲と矛盾する附属書(AnnexB:操作型に関する推奨事項)の規定があり、旧規格ではこれを削除したためMODとしていたが、対応国際規格改訂時にAnnexBを削除したので、今回はIDTとしてJISを作成する。	ISO/IEC 17549-2:2020	IDT	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: PC、タブレット端末、プリンタなどのユーザーインターフェイスをもつ情報技術機器	法律の目的に適合している。 利点: ア、ウ、カ、キ 欠点: いすれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2025年1月	1	1			

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関	産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1(JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2(JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3(産業標準化の利点・欠点)	選定基準4(国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5(市場適合性に関する判断基準)	JIS案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X22123-1	情報技術－クラウドコンピューティング－第1部：用語	Information technology - Cloud computing - Part 1: Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、クラウドコンピューティングの分野で使用される用語及び定義について規定したものである。これらの用語及び定義を網羅的・統一的にまとめたISO/IEC 22123-1:2021 Information technology - Cloud computing - Part 1: Vocabularyが開発され、それを基に2022年にこの規格が制定された。 ISO/IEC 22123-1:2021では、自分が引用参照している用語定義をもつISO/IEC 27000(情報セキュリティマネジメントシステムの用語規格)が改訂に入っており、ISO/IEC 22123-1が引用参照する用語定義が変更された場合、ISO/IEC 22123-1とISO/IEC 27000との間に齟齬が生じる恐れがあるとの指摘があり、ISO ITTF(情報技術タスクフォース)に相談した結果、ISO/IEC 27000に定義された用語はこの規格では定義しない方針となつた。このことが、ISO/IEC 22123-1:2021が改訂される要因の一つになった。また、2021年の開発時点では収集できなかつた用語の追加、日本から指摘した不明瞭な定義の補完、2021年版で積み残しになっていた課題も整理され含まれることになり、ISO/IEC 22123-1:2023は充実が図られている。 こうしたことから、既に国内でクラウドコンピューティングを利用している機関の不都合を避けるために、我が国においても、JISを改正して早急に対応国際規格との整合を図るべきがある。	【期待効果】 今回、国際規格として用語の棚卸しを行ったISO/IEC 22123-1の対応JISを提供し利用を促すことにより、クラウドコンピューティング用語の使いやすさの向上を図るとともに、市場での不便や混乱を解消し、国際的に通用する市場形成に役立たせることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 これまで混乱していたPartyとRoleとの差異を完全に分離し、Cloud Service Providerのactivityを明確化する。 ・JIS X 22123-1:2022で発見した幾つかの不具合や追記を要する事項を取り入れる(ISO/IEC 22123-1:2023に取り入れられた)。 ・JIS Q 27000で定義されているセキュリティ関連の用語を削除する。 ・マルチクラウド関連の用語を追加する。	-	ISO/IEC FDIS 22123-1	IDT	第2条の該当号: 5(用語)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2023年7月	01.040.35; 35.210	5
JSA	07 情報	改正	X25010	システム及びソフトウェア技術－システム及びソフトウェアの品質要求及び評価(SQuaRE)－製品質モデル(現行名称:システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE)－システム及びソフトウェア品質モデル)	Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Product quality model	本規格は、ISO/IEC 25010:2011を基に制定され、システム・ソフトウェアの製品品質モデル及び利用時品質モデルを定める目的として作成されたものである。JIS X 25010:2013(対応国際規格ISO/IEC 25010:2011)は、ICT業界で非常に多く利活用されている。 しかし、対応国際規格ISO/IEC 25010は、昨今の技術の進歩に対応するために2023年11月に第2版として改訂された。改訂第2版の適用範囲は、製品品質モデルのみとなり、製品品質モデル部分を技術的に改訂するものである。ISO/IEC 25010:2011に含まれていた他の部分は、ISO/IEC 25002:2023(品質モデルの概要及び使用法)、及びISO/IEC 25019:2023(利用時品質モデル)に移行された。 対応国際規格ISO/IEC 25010の第2版は、ISO/IEC 25002の第1版及びISO/IEC 25019の第1版と共に、ISO/IEC 25010:2011を取り消し、置き換えるものである。そのため、対応国際規格との乖離を解消すると共に、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。 また、同時に発行される関連する規格、ISO/IEC 25002:2023、ISO/IEC 25019:2023のJIS化と合わせて、この規格はJIS改正される必要がある。	【期待効果】 ステークホルダー－顧客組織と開発組織との間、あるいはコンシューマー製品の評価組織において、提供するシステム及びソフトウェア等の品質要求に関する仕様を明確にして、合意形成する活動を効率的に行うためのよりどころとなる。 近年のICT技術に対応して対象を情報システムまで拡大した製品品質モデルとなつており、システム拡張性やセキュリティへの対策など、安心安全なシステム及びソフトウェアに対する品質要求の仕様化のために、技術者及び組織にとって有用な情報を得られる。 既に制定・改訂された関連する規格(SQuaREシリーズ)との整合性を確保でき、システム及びソフトウェア製品の品質に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化に活用できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲は、従来は製品品質と利用時品質としていたが、製品品質だけに変更する。 ・利用時品質モデルは別規格として含まないよう変更する。 ・製品品質モデルの対象は、様々なタイプのICT製品および情報システムに変更し、情報システムを含むように拡張する。 ・製品品質モデルの品質特性及び副特性は、適用範囲の変更、及び、ICTの現状をより良く理解し適合させる目的で変更する。 主な変更点として、品質特性に、安全性を追加、セキュリティに副特性を追加する。 interaction capability, security,及び flexibilityに副特性を追加する。	ISO/IEC 25010	IDT	第2条の該当号: 1(鉱工業品の品質、性能)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月		2		

JIS作成予定(一覧表)(改正案)

2025年1月10日現在

認定機関 産業標準委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	改正	X30301	情報及びドキュメンテーション記録のマネジメントシステム－要求事項(追補1)	Information and documentation – Management systems for records – Requirements	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、組織の任務、使命、戦略及び目標の達成を支援するために、記録のマネジメントシステム(MSR)が満たすべき要求事項について規定することによって、記録方針及び目標を開発及び実施し、並びにパフォーマンスの測定及び監視に関する情報を提供することを可能としている。前回2023年に、ISO 30301:2019の国際一致規格として制定し、現在に至っている。国際標準化機構(ISO)では、2021年のISO総会で気候変動に関する議題についての立場を明確に示すことを決定した。さらに、2024年2月にISO 30301:2019を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況から、我が国においても国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。この規格は、組織の成功のため、他のMSSと組み合わせて用いることがトップマネジメントに推奨されている。国際市場と統合した国内市場の高品質化及び高度化のため、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	【期待効果】この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連しつつ、組織の記録に関するマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	主な改正点は、次のとおり。 - 改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	ISO 30301:2019, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: 記録のマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: 効率化 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2024年7月	4		
JSA	01 基本	改正	Z9020-2	管理図－第2部: シューハート管理図	Control charts -- Part 2: Shewhart control charts	この規格は、統計的工程管理の手法としてシューハート管理図の使い方及び理解のための指針であり、ISO 7870-2に準拠している。ISO 7870-2は2023年に管理限界線を計算するための係数を適切な値に改める等の改正が行われ、同時に並行的にJISにおいてもISOの改訂内容を先取りして2023年に改正が行われた。他方、ISO 7870-2の改正審議の際、異常判定ルールの図示例が議論となり、最終的にはルールとして規定するものでは無くて例示という位置づけになった。結果的に異常判定ルール等の内容について、ISO 7870-2とJISに微妙な齟齬が生じ、これを解消すべくISO 7870-2への整合を図る観点から改正を行う必要がある。	シューハート管理図は品質マネジメント関連の適合性評価において不可欠な手法である。ISOの内容を、対応JISにおいてより正確にかつ分かりやすく表記することは、品質マネジメントの実践の一環である工程の能力のより正しい把握と評価および改善につながる。	主な改正点は、次のとおり。 - 異常判定ルールにおいて、ISO 7870-2:2023では、ISOに記載した異常判定ルールは標準化したルールではなく、ガイドラインであることが明確に規定されたため、これに全面的に整合させた内容に改める。 - 管理限界線の係数表において、対応国際規格では一部変更されたが、これまでのJISとは表記が異なるため、これまでのJISの表記のままとしていることの注記を追記する。 - その他、ISO 9002:2023に準拠すべき箇所は改正し、誤解を招く表現を修正する。例えば、JISの利用者から指摘があった傾向パターンによる異常判定ルールの記述を明確にする。	ISO 7870-2:2023	MOD	第2条の該当号: 4(検査方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年10月	2			